

令和4年第4回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和4年6月 9日

閉会 令和4年6月16日

熊本県球磨郡湯前町

令和4年第4回定例会

会期 令和4年6月 9日(木) から 8日間
令和4年6月16日(木) まで

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
6	9	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、一般質問
	10	金	休会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	11	土	休会		
	12	日	休会		
	13	月	本会議	午前10時	一般質問
	14	火	休会		
	15	水	休会		
	16	木	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

6 月 9 日 (木)

令和4年第4回湯前町議会定例会

[第1号]

令和4年6月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光 喜
9番 山下 力	10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局長 勘米良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	教	育	課	浅	田	誠	徹
保	健	長	高	木	堅	建	設	水	中	園	一	二
企	画	長	本	山	り	か	農	林	稻	森	一	彦
							振	興				
							課	長				
							兼	農				
							業	委				
							員	會				
							事	務				
							局	長				

開会 午前10時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第4回湯前町議会定例会を開会します。
これから、議事日程に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

3月20日、人吉市において、肥薩線復旧を願うアピール集会が開催されましたので、出席しました。

3月27日、人吉市において、人吉市新庁舎落成式が開催されましたので、出席しました。

3月30日、水上村において、上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。

3月31日、西米良村において、西米良村長並びに議会議長との意見交換会が開催されましたので、出席しました。

4月1日、湯前町保健センターにおいて、町職員の辞令交付式が開催されましたので、出席しました。

4月14日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。冒頭に、九州地方整備局八代河川国道事務所より、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて説明がありました。

4月20日、長谷町長同行のもと上京し、金子恭之総務大臣をはじめ松村祥史参議

院議員、馬場成志参議院議員に要望活動を実施しました。要望内容は令和2年7月豪雨災害からの復旧復興や新型コロナウイルス対策の着実で継続的な推進など5項目への財政措置について要望いたしました。要望書の提出に併せ、3人の国会議員の先生と色々な意見交換ができ、有意義な時間となりました。

4月26日、西米良村において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員長会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

5月10日、湯前町において、上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので金子副議長と共に出席しました。役員改選については、会長にわたくし倉本、副会長にあさぎり町徳永議長、監事に水上村那須議長と、多良木町高橋議長が選任されました。また、令和4年度の事業計画については、例年どおりの事業を予定することになりました。

5月12日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

5月17日、西米良村および西都市において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の現地調査が行われる予定でありましたが、西都市の国道219号で土砂崩れが発生し、全面通行止めとなったため合同調査は延期することとなりました。

5月19日、熊本市において、熊本県町村議会議長会研修会および臨時総会が開催されましたので、出席しました。議会議員任期満了に伴う役員選挙が行われ、会長にあさぎり町の徳永議長、副会長に天草郡苓北町の錦戸議長、菊池郡菊陽町の上田議長が選任されました。

5月30日、全国議長副議長研修会が東京都で開催され、金子副議長と共に出席しました。

翌31日、県関係国会議員への要望が行われ、球磨郡からは「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備について」の2点を要望しました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告2件、議案7件、諮問3件、同意1件、議会提出は、議員派遣1件となります。

一般質問は、5人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。

陳情3件を受理しております。

6月1日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、3件とも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員会から3月、4月、5月の例月現金出納検査結果報告書が、議長あてに提出されていますので、タブレットに掲載されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として課長職並びに各課担当職員が通知されています。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（西 靖邦君） おはようございます。

令和4年第1回定例会（最終日）が3月25日に、第2回臨時会が5月30日に、それぞれ人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。

主な項目について報告します。

1点目、新年度の一般会計予算と負担金を可決しました。

令和4年度の一般会計予算は、歳入歳出17億2,236万6,000円、前年度当初より7,979万6,000円の増額となっています。これは、人吉球磨クリーンプラザごみ焼却施設の第二期大規模整備工事（以下、第二期整備工事）による各施設の設備修繕料及び改修工事に伴う増額が主な要因です。

10市町村の負担金総額は13億4,155万円です。湯前町の負担金は6,407万4,000円です。

2点目、条例改正を可決しました。

第二期整備工事費に地方債を充てるため、「同組合の負担金条例」の一部を改正しました。

令和3年人事院勧告等に準じて、「同組合一般職の給与に関する条例」の一部を改正しました。

育児・介護休業法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件緩和等のため、「同組合職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正しました。

3点目、工事請負契約の締結を可決しました。

第二期整備工事を実現するため、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社と10億3,950万円で工事請負契約を締結するものです。

4点目、その他の項目について、球磨村議会議員の4月改選に伴い、空席となっていた議会運営委員会委員に同村議会議員の田代利一議員を選出しました。

議員の派遣について、先進地ごみ処理施設の建設計画及び運営状況等の視察を目的と

する、全議員視察研修が、令和4年9月29日～30日（1泊2日）の期間において実施の予定です。

以上で、人吉球磨行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 第4回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。なお、主な行政報告のみ報告をさせていただきます。

令和4年3月7日、WEB会議におきまして、くま川鉄道株式会社取締役会が開催されましたので出席いたしました。

3月9日から18日の10日間、第2回議会定例会本会議が開会されましたので出席いたしました。この定例会には、令和4年度湯前町一般会計補正予算など、全22議案を提出し、ご可決いただきました。

14日、議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。農業公社への補助金について他、全5件の議題について説明を行い、ご意見を伺いました。

17日、出生者ご自宅におきまして出生祝い金贈呈式を開催しました。対象者は2名でございました。同日、WEB会議におきましてくま川鉄道株式会社取締役会が開催されましたので出席いたしました。同日、保健センターにおきまして、町有林計画伐採検討会を開催いたしました。

20日、人吉市スポーツ広場駐車場におきまして、肥薩線復旧を願うアピール集会在開催されましたので出席いたしました。当日は金子総務大臣、蒲島県知事、松村参議、野間代議士をはじめ多くのご来賓をお迎えし、沿線住民とともに復旧を願うアピールを行いました。

3月22日、洋会議室におきまして、那須良輔偉人漫画完成発表会を開催いたしました。

この事業は、B&G財団「海洋センター所在自治体による偉人マンガ政策と活用事業」の補助を受けて完成したものです。完成したマンガは主に小学校児童・中学校生徒に配布し授業等での活用の他、成人式記念品としての配布や湯前まんが美術館関連事業での活用を予定しています。同日、保健センターにおきまして敬老会実行委員会発足に向けた意見交換会を開催しました。同日、応接室におきまして商工会長との意見交換会を開催しました。地元商工業者が抱える課題の解決に向けて協議を行いました。

23日、熊本県庁知事応接室におきまして企業法人等との協働の森づくり協定調印式が開催されましたので出席いたしました。ダイダン株式会社様、JR九州商事株式会社様

の 2 社と調印を行っております。同日、人吉市華の荘におきまして田嶋副知事との意見交換会が開催されましたので出席いたしました。

24 日、洋会議室におきまして議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。第 7 期行財政改革推進計画について他、全 4 件の議題について説明を行い、ご意見を伺いました。

25 日、人吉市クリーンプラザにおきまして人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、出席いたしました。同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が開催されましたので、出席いたしました。会議では、職員の人事異動をはじめ、規則及び訓令の一部改正、契約等の承認及び報告等がなされました。

28 日、WEB 会議におきまして人吉球磨地域公共交通活性化協議会が開催されましたので出席いたしました。

3 月 29 日、錦町役場におきまして人吉球磨観光地域づくり協議会臨時社員総会が開催されましたので出席いたしました。総会では、理事の追加選任が上程され、元県職員で公益社団法人熊本県観光連盟専務理事兼事務局長、(株)くまもとDMC 専務取締役などを歴任された河野靖氏が選任されました。協議会が目指す「登録DMO」に熟知されていることが選任の理由でありました。総会終了後、引き続き理事会が開催されましたので出席いたしました。令和 4 年度の重点施策は、①地域再生計画に基づいた事業実施、②組織の自立に向けた自主財源確保及びコスト削減、③ 行政コスト削減にも繋がる広域連携のメリット発揮、④地域内外幅広い住民の地域観光への参画促進、⑤観光客目線の情報発信、⑥地域住民への取組情報発信の仕組みづくりとなります。同日、保健センターにおきまして湯前町社会福祉協議会評議員会が開催されましたので出席いたしました。同日、町長室におきまして B & G 財団菅原理事長との意見交換会を開催いたしました。

30 日、洋会議室におきまして町有林立木処分入札会を開催いたしました。同日、多良木町公立多良木病院におきまして球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、大島企業長から退任の挨拶、高森新企業長から就任の挨拶がありました。

31 日、保健センターにおきまして退職職員の辞令交付式を開催いたしました。

4 月 1 日、社会福祉協議会におきまして社会福祉協議会の辞令交付式が開催されましたので出席いたしました。同日、保健センターにおきまして職員の辞令交付式、会計年度任用職員の辞令交付式を開催いたしました。令和 4 年度の新規採用は 7 名、再任用職員は 3 名、会計年度任用職員は 12 名となります。同日、教職員辞令交付式を開催いたしました。

3 日、B&G 海洋センター体育館におきまして湯前町消防団辞令交付式が開催されましたので

出席いたしました。退団者9名、入団者10名に対し辞令交付を行いました。なお、ポンプ操法大会は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止いたしました。

4日、湯楽里におきましてゆのまえ湯楽里(株)辞令交付式が開催されましたので出席いたしました。併せまして、社長訓示を行っております。

4月5日～6日にかけて、東京都におきまして球磨郡町村会管内主軸事業要望が開催されましたので出席いたしました。要望先は金子総務大臣、斎藤国土交通大臣、国土交通省でございました。水管理・国土保全局長、道路局長、事務次官、技官に要望を行っております。要望内容は(1) 令和2年7月豪雨に関する要望書、

- ①復旧・復興に向けた財政支援について
- ②情報通信基盤整備やデジタル化の推進について
- ③被災町村への人的支援について

(2) 安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望

- ①道路事業の整備促進について
- ②球磨川における抜本的な治水対策の促進について

の要望を行っております。

11日、熊本市におきまして、世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会設立総会及び世界かんがい施設遺産サミット in くまもとが開催されましたので出席いたしました。

12日、人吉市アクアパークにおきまして人吉球磨広域行政組合定例理事会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉・球磨しごと創生連絡協議会総会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉市球磨地域振興局におきまして4月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、くま川鉄道再生協議会の現状報告、球磨郡町村会の要望に対する熊本県からの回答など、郡内の諸課題について協議を行いました。

13日、相良村役場、五木村役場におきまして川辺川ダム建設促進協議会による関係自治体への訪問が開催されましたので出席いたしました。両村の村長及び議会議員等との意見交換が行われました。

14日、湯楽里におきまして地域活性化企業人制度の一環で、本町に人材を派遣いただいています(株)ルネサンスとの意見交換会を開催いたしました。本町が抱える健康づくりや健康寿命の延伸、スポーツの推進などの地域課題について意見を交わしました。

15日、応接室におきまして議会運営委員会が開催されましたので出席いたしました。

18日、人吉市におきまして肥薩線再生協議会が開催されましたので、出席いたしました。

19日、議会におきまして第3回臨時会が開催されましたので出席いたしました。承認

2件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係の補正予算を含む議案6件を提出しご可決いただきました。

20日～21日にかけて、東京都におきまして湯前町議会上京要望が開催されましたので応援のため同行いたしました。要望先は金子総務大臣、松村祥史参議、馬場成志参議、要望内容につきましては、

①令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興のための財政措置、②新型コロナウイルス対策を着実に推進するための継続的な財政措置、③新たな防災情報通信システム構築と光ブロードバンドサービスの民設民営化への財政措置、④公益性による農地保全への財政措置、⑤特別支援教育支援員の確保に対する財政措置でございました。

22日、洋会議室におきまして区長会が開催されましたので出席いたしました。同日、応接室におきまして、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式を開催いたしました。贈呈先ユキ・コーポレーション(有) 代表取締役 中村幸男様でございます。ふるさと納税額、100万円を寄付をいただいております。

25日、洋会議室におきまして議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。ワーケーション推進事業について他、全5件の議題について説明を行い、ご意見を伺いました。同日、農業公社におきまして農業公社理事会が開催されましたので出席いたしました。

4月26日～28日にかけて、奈良県、大阪府、福井県、石川県におきまして球磨土木事業推進協会・川辺川ダム建設推進協議会合同視察研修が開催されましたので出席いたしました。ダムをはじめとする各種治水対策について研修を行いました。研修先は奈良県が「大和川遊水地整備」、大阪府が「塔の島地区河川改修事業」、福井県が「足羽川ダム建設事業」、石川県「犀川ダム建設事業」「辰巳ダム建設事業」の現場を視察しております。

29日、湯楽里におきまして地方創生医師団シンポジウム懇親会が開催されましたので出席いたしました。この団体は、地域医療に関心を寄せる医師や医学生を増やすことを目的に、すでに田舎・地方で活躍されている医師を中心に結成された医師団でございます。

5月2日、出生者ご自宅におきまして出生祝い金贈呈式を開催いたしました。対象者3名でございました。同日、多良木町上球磨消防組合におきまして上球磨消防組合救援技術大会出場における署内選考会が開催されましたので出席いたしました。同日、湯楽里におきまして西米良村との意見交換会を開催いたしました。西米良村から黒木竜二村長、上米良秀俊議会議長をお迎えし、公立多良木病院の医師招聘をはじめ観光振興、道路整備促進など幅広く意見交換を行いました。

10日、人吉市球磨地域振興局におきまして5月定例町村長会議が開催されましたので

出席いたしました。会議では、熊本県から部落差別の解消の推進にかかる条例について、速やかに制定または改正等行うよう説明がなされました。本町においては9月定例会上程に向けて準備いたします。また、ウクライナ避難民支援に係る義援金について協議が行われ、金額は各町村とも統一することになりました。同日、上球磨消防組合におきまして上球磨消防組合正副組合長会議が開催されましたので出席いたしました。

会議では、消防力強化にかかる連携・協力の検討について、人吉下球磨消防組合との指令システム共同運営について協議を行いました。

5月12日、熊本県庁におきまして富安副町長と共に熊本県庁を訪問し、本町が抱えている課題解決に向けて意見交換及び要望等をしてまいりました。訪問先は、農林水産部、森林保全課、総務部、市町村課、企業立地課、交通政策・統計局、球磨川流域復興局、知事公室、デジタル戦略局でありました。

13日、熊本市M^ull KUMAMOTOにおきまして熊本県B&G地域海洋センター連絡協議会総会が開催されましたので出席いたしました。総会では、役員改選が行われ副会長に選任されました。今後はB&G財団との連携を更に深め、町の社会体育・社会教育活動の推進に役立ててまいります。

16日、人吉市アクアパークにおきまして人吉球磨広域行政組合定例理事会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉・球磨スマートインターチェンジ協議会定期総会が開催されましたので出席いたしました。同日、八代市におきまして球磨川タイムライン発足式が開催されましたので出席いたしました。

17日、東京都におきまして全国道路利用者会議定時総会が開催されましたので出席いたしました。

5月18日、東京都におきまして道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会が開催されましたので出席しました。

23日、応接室におきまして社会福祉協議会評議員選任・解任委員会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉市におきまして人吉人権擁護委員協議会総会が開催されましたので出席しました。人権擁護委員の表彰が行われ、本町からは全国人権擁護委員連合会長表彰を金山充氏が、熊本県人権擁護委員連合会長表彰を山浦たか子氏が受賞されました。

24日、湯前町遺族会館におきまして湯前町戦没者慰霊祭が開催されましたので出席いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、縮小開催でありました。同日、八代市におきましてくまもと県南フードバレー推進協議会理事会が開催されましたので出席いたしました。

5月25日、洋会議室におきまして議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。町営の下永野住宅の払い下げについて他、全11件の議題について説明を行い、

ご意見を伺いました。

26日、東京都におきまして一般社団法人全国治水砂防協会令和4年度通常総会が開催されましたので出席いたしました。令和4年度の事業計画では、砂防関係事業推進及び施策等について政府関係機関への要望、提言並びにこれらの機関との意見交換が予定されております。会議終了後は、県関係国会議員の事務所を訪問し、本町事業に対する支援を要請してまいりました。

27日、洋会議室におきましてゆのまえ漫画フェスタ実行委員会が開催されましたので出席いたしました。新型コロナウイルスに対する感染対策を行い、実施することが決定されました。

30日、人吉市におきまして令和4年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。全議案原案どおり可決されました。

31日、湯楽里におきましてゆのまえ湯楽里（株）の臨時取締役会が開催されましたので出席いたしました。

以上、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会における通告者は5名ですが、本日は2名まで行います。順番に発言を許します。

一つ、災害やコロナ禍で見えた行政広報の課題について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。災害やコロナ禍で見えた行政広報の課題について、一般質問を行います。

まず初めに、行政広報とは、情報を発信するだけでなく情報を収集することで、住民の理解や支持を得るためのコミュニケーション活動です。災害やコロナ禍において、オンライン・デジタル化によるコミュニケーション活動が全国的に加速しています。さらに、移住・定住、観光、企業誘致などを促進・活性化するためのシティープロモーション、いわゆる地域のイメージ向上やブランド確立のための宣伝・広報・営業活動として、行政広報の推進が求められています。これらの流れを受けて、自治体では、人同士の不要の接触を避け、住民が役所に足を運ぶ必要のない行政サービスを、デジタルでどう実現していくのが課題となっております。

国では、昨年9月、デジタル庁を発足しました。政府では、令和4年度から、DX地域活性化推進事業を予算措置しています。DXとは、デジタル技術で人々の生活をより良いものへ変革することです。熊本県では、今月、くまもとDX推進コンソーシアムを

設立する予定となっております。まちづくりの未来を想像しますと、デジタル社会への対応は避けては通れない時代になっています。また、DXの人材不足は、国・県や産官学で連携していくことが必要です。

先の湯前町まちづくりアンケート調査によりますと、地元の魅力発信は十分だと思いかの問いに対して、「あまり発信されていない」が41.4パーセント、「全く発信されていない」が4.6パーセント。また、若い世代がまちづくりに参加するために必要なこと第一位は、「ホームページや広報誌などによる情報の共有」で41.8パーセントとなっております。

私はこれまでも、行政広報関連の一般質問としまして、町ホームページのリニューアル、SNSの活用、暮らしの便利帳などを提案してまいりました。今回、行政広報の検証と今後の取組について、一般質問を行います。

要旨の1、地域防災に欠かせないソーシャル防災の推進についてです。まず、ソーシャル防災とは、SNSを使って、災害や防災に関する情報の発信や収集を行う取組です。SNSは、最新の情報をリアルタイムで把握できます。近年では、報道機関や自治体でも、情報収集・発信の手段として活用しています。

ソーシャル防災の考え方が広く広まったきっかけは、平成23年3月の東日本大震災です。被災地で電話がつながりにくい状況が続き、SNSを通じて、情報発信や安否確認が活発に行われました。宮城県気仙沼市の児童福祉施設で救助を求めるツイートがあり、ヘリを出動させたという事例もあります。

災害発生時、電話は断線や輻輳でつながりにくい状態になります。防災ラジオは、行政からの片方向の通信で、町内にいないと情報が得られません。

令和2年7月豪雨災害の本町の状況ですが、インターネット回線の故障で、町ホームページやIP告知放送が使えず、町LINEが唯一の情報発信手段でした。しかし、7月4日午前8時に、役場の電話を衛星電話に切り替えるお知らせがあって以降、6日午前10時まで町からの情報はありませんでした。情報の空白が50時間あり、固定電話や町ホームページ、光インターネットが使用できない旨の情報は、56時間後の午後4時でした。これまでの湯前町地域防災計画においては、SNSに関する記載がないところです。

そこで、担当課にお尋ねします。災害発生時において、SNSは活用できているでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） お答えしたいと思います。本町の災害発生時における情報発信につきましては、第一義に、より多くの方に伝わる手段を優先して考えておるところでございます。議員御質問のSNSの活用に関しましては、特に若い世代への有効な情報発信として認識はしておるところでございます。

先ほど御質問がありました住民の方からの収集という点では、現在できていないところでもあります。現在、SNSを活用した情報発信に限りますと、直近では、西米良村のほうの通行止めの情報とか、そういったところを発信しておるところでございます。大変申し訳ございませんが、少し時間がかかるかもしれませんが、町の情報発信の体制について少し御説明をさせていただきたいと思っております。

命に直接関係のある避難行動を要するような情報発信につきましては、町はLアラート（災害情報共有システム）とJアラート（全国瞬時警報システム）を導入しております。ほぼ全住民に危険を知らせるプッシュ型の情報発信の体制を構築しておるところでございます。

具体的に申しますと、Lアラート（災害情報共有システム）は、町、県、気象庁、国です、ね、などが出しました情報が、テレビ・ラジオ事業者、ネット配信事業者、携帯電話事業者等に送られて、一斉に住民の方に発信される仕組みとなっております。例えば、テレビでは、大雨警報が発令された際には、画面の上のほうとか下のほうに、湯前町、大雨警報という情報が流れますし、データ放送も見られるところになっております。また、ネット配信事業者からは、Yahooなどのホームページ上に湯前町の情報が掲載されたり、防災速報メールとして配信が行われております。さらには、携帯電話事業者からは、ドコモやau、ソフトバンクなどから、大きな着信音と共に防災情報のメールが届くようになっております。

次に、Jアラート（全国瞬時警報システム）は、弾道ミサイル情報、緊急地震情報、津波警報など、瞬時に住民に伝わる仕組みとなっております。これも、テレビ・ラジオから情報が流れますし、携帯電話事業者から緊急速報メール、また町の屋外スピーカーや告知端末等で瞬時に住民に伝達する仕組みとなっております。一見しますと、テレビ局や携帯電話事業者が独自に情報を出しておるように見えますが、これは町からの情報も併せて、連携してやっておる仕組みとなっております。ほぼ全住民に防災情報が伝達できる万全な仕組みを整えておるところでございます。

しかしながら、椎葉議員が御指摘のように、住民からの情報収集には、このところではできておらないというところでございます。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 私の問いは、SNSの活用ができていたところだったので、ちょっと長々と答弁いただきましたが、ポイントとしては、収集のところではあまりできていないということだと思います。また、町民においては、町のSNS関係をどう対応して良いかというのは見えていない状況だと思います。

総合計画の中に、「防災消防」というのがあります。施策の③で「迅速かつ正確な情報提供体制の強化」というのがございます。目標値、SNS（LINE）登録者数、現状200人を500人にするというところで、6月4日時点ですが、362人の方に御登録いただ

いており、町民の約1割の方が該当しております。

そこで、担当課にお尋ねします。総合計画の「防災消防」におけるSNS登録者数の目標値は妥当でしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員申されましたとおり、計画策定時の現状は200人、令和5年度の目標は300人を増やす500人ということでございます。先ほども申し上げましたとおり、SNSは若者に対し有効なツールでございますので、目標を上方修正できるよう頑張りたいというのが本音でございますが、計画策定時における目標値の設定は妥当であったと考えております。理想は高いほうがよろしいのですが、努力しないと達成できない。しかしながら、何と申しますか、達成できるギリギリの数値という目標設定で、目標設定という観点からいきますと、妥当であったと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 計画値は妥当という御回答でしたが、現在町内にはどのくらいのLINEのユーザーがいて、どれだけ登録がされているのか、その辺りの現状把握をしないと、計画値の決定というのはできないのだと思っております。したがって、500人というのが果たして多いのか少ないのか、これはやはり現状把握をしないと見えない部分ではないでしょうか。

総合計画の中で、SNSの登録者数を増やし、複数手段での情報提供体制を構築するとあります。担当課にお尋ねします。総合計画にあるSNSを活用した複数手段での情報提供体制を構築するとは、具体的にどのようなことでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 総合計画が大変分かりづらい表現になっておりまして、まずはお詫びを申し上げたいと思います。これは複数のSNSというよりも、先ほど御説明いたしましたLアラート・Jアラート、告知端末や屋外のスピーカー、また避難行動要支援者には直接電話で情報発信をしておりますが、それに新たにSNSも加えて、複数の情報発信体制を構築するという解釈でございます。大変分かりづらい表現で、申し訳ございませんでした。

複数の手段を目的によってうまく使い分け、届けたいターゲットに確実に届く手法を活用していくということが大切だと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今総務課長の御答弁のとおり、複数の情報提供体制というのは、SNS以外の部分についても対象ということでございますが、総合計画の中には「SNSを活用した」ということが明記されておりますので、今後も防災の中でもSNSの活用がされるのだろうかというふうに認識しております。

災害発生時において、なぜ公式SNSが使用されるのかについて考えてみました。それは、SNSが災害時も利用でき、リアルタイムでの情報発信や情報収集が可能だからです。また、町外にいる方や耳が不自由な方にはSNS情報が有効です。さらに、多くの情報がある中で、町からの公式チャンネルの信用度や信頼度、これが高いからだと思

います。幾つか具体例を挙げてみます。

平成 28 年熊本地震、熊本市の大西市長が市民に対して、連日ツイッターで被災状況や避難所の案内、ボランティアの募集などを情報提供され、市民の安全確保につながりました。同じく、平成 28 年台風 10 号、北海道の南富良野町、被災後はフェイスブック公式アカウントで、連日被災状況やボランティアの募集、義援金の案内などが行われました。平成 30 年西日本豪雨、岡山県総社市の片岡市長は、ツイッターで情報発信を続け、多くの市民の安全確保につながりました。平成 30 年大阪府北部地震、大阪市の吉村市長、現大阪府知事が、ツイッターで積極的に情報発信を行われました。このように、町からの公式チャンネル、あるいは自治体の長が、SNS を活用した防災情報の発信が行われた事例がございます。

そこで、町長にお尋ねします。町の地域防災計画に、SNS の活用を導入する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 少し私の思いも発言させていただければというふうに思っております。先ほど、椎葉議員のほうからも御発言がっておりますけども、本県におきましては、平成 28 年熊本地震、それから令和 2 年 7 月豪雨災害の未曾有の災害が発生をしております。そして、今後も南海トラフ地震や人吉盆地南縁断層地震等も発生するというふうなことも予測されておるところでございます。また、近年、長時間にわたって強い雨をもたらす線状降水帯の影響によりまして、水害も全国各地で発生をしておるところでございます。

本町におきましても、地理的条件によりまして、比較的災害の発生は少ない地域ではございますけども、今後も自主防災組織など地域の住民との連携を図りながら、防災・減災の意識の普及を図りながら、町民の皆様の生命・財産を守っていく必要があるかなというふうに思っております。

また、併せまして、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵略など国際情勢を見るときに、他国からの武力攻撃やテロ対策など国民を取り巻く情勢も大きく変化をし続けているところがございます。

こういうふうな背景等もございますが、今後防災情報の発信に関しましては、SNS（LINE）の活用などにつきましては、補助的なものというふうにも考えております。これは、一つには、本町におきましては高齢化率が 44 パーセントと高くございます。また、これによりまして、スマートフォンをお持ちでない住民もおられるのではなかろうかなというふうに思っております。今後、大災害の際に、リアルタイムな情報伝達、例えば、安否確認、災害発生箇所の被害画像送信など直接確認することが可能でございます。様々なハードルもございまして、それから実施可能な内容等がございましたらば、今御質問がっております SNS の可能性は今後更に広がっていく予想があるところで

ございます。

町の防災に関する情報発信の体制は、先ほど総務課長が答弁しておりますように整ってはおります。本年度におきましても、今後防災ラジオ等の整備もいたすところではございますが、SNS関係につきましては今後の検討の余地はあるかというふうには考えておりますが、有効と判断される部分につきましては随時計画に盛り込みながらいくことは、私としてはやぶさかではないというふうには考えておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今後検討しながら、SNSの活用については計画のほうに盛り込むかどうか検討していくというお考えだと思います。現状、LINEの登録者数もまだ360人ほどしかない。しかし、若者向けには、あるいは中高年でも、LINEを使われる方には有効な手段だと考えております。また、LINEだけではなく、ほかのツイッター、フェイスブック等もございますので、総合的に考える必要があると思っております。

そして、町長は情報発信の部分を言われましたが、情報収集においても有効な手段であると思っておりますので、やはりSNSの活用については検討していく必要があるのではないのでしょうか。改めて町長に、その部分について伺います。

○町長（長谷和人君） 情報収集についてということでございますけれども、先ほど各地方公共団体におきます活用のお話もさせていただいておりますが、要はその情報に関します件につきましても、信頼度あたりがそこについてこよやかなというふうにも思っております。そこら辺も十分整理をしながら、情報の収集に関しては慎重にやりながら、情報発信というのも間違っただけの情報を出すということもございまして、そこら辺は、例えば消防団の情報によります情報源がしっかりとしているところ、そういうのをちゃんと振り分けながら情報発信するという内容もあろうかというふうに思っておりますので、そこらは今後からの課題かなというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今町長が答弁されましたように、職員だけではなくて町民の方も含めて、どのようにSNSを活用していけば良いのか、そういった視点で今後検討を進めていただきたいと思います。

次に、要旨の2、ソーシャルメディアによる情報発信力の強化とオンラインによる関係人口づくりについてです。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来られた交流人口でもない、地域と多様にかかわる人々を指す言葉です。交流人口から進展した地域とのかかわりがより深い方のことを関係人口と言っているようです。

国土交通省で、関係人口について実態調査が実施されました。その結果、全国18歳以上の居住者約1億615万人のうち、推計で約2割弱、1,827万人の方が訪問系の関係人口ということで、全国を大規模に流動していることが判明したようです。本町の関係人口

は、ふるさと会の会員＋ふるさと納税者＋協働の森づくり活動参加者＋大学との連携事業参加者の合計数ということで、確認をさせていただきました。各担当課の事業を通じて、関係人口づくりに努められていると思います。

総合戦略を見ますと、関係人口の目標値は令和2年度で1,740人、令和6年度が2,201人を目指すということです。この総合戦略の中で、「誇れる・選ばれるまち創生」施策の1、「魅力づくりと発信」という中に、SNSを活用した情報発信事業があります。ここには、ふるさと会の会員の方たちへ町の情報発信等を積極的に行い、関係の継続を図るとあります。

担当課にお尋ねします。関係人口の方たちへのSNSによる情報発信や情報共有は、積極的にできているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 今の御質問でございますが、SNSを活用した情報発信ということでございますので、それに関しましては町の公式ホームページ等で発信をしているところがございます。個別に対します発信については行っていないところがございます。SNSは活用しておりませんが、アナログ的にふるさと会員の皆様をはじめふるさと納税の寄附者の皆様、それから森づくり事業参加者様とか大学の連携事業で一緒させていただいている方々、それぞれにホームページですとか専用サイト、そこらを通じて情報発信を行っているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） SNSによる関係人口の方との情報発信等は、今仕組みがないということがございます。実は、私には県外に住む2人の弟がおります。時々里帰りをして、町内で飲食をしたり、買い物をしたり、湯楽里を利用したりしていますが、恐らく関係人口にカウントされておりません。今年1月に成人式に出席しました息子も同様だと思います。私自身も15年間町外で暮らしていましたが、ふるさと会の存在すら知りませんでした。一番身近にいる元町民の方々を関係人口に招待する仕組みがないことを、私は強く指摘をしておきたいと思います。

総合戦略のSNS登録者数目標値、令和2年度が0人から令和6年度が1,300人ということで、今まで活用できなかったSNSを活用することで、町の情報発信力を高めるという施策がございます。町内公共施設のソーシャルメディアを調べてみました。対象となるソーシャルメディアは、LINE、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブの5つです。本町職員が運用するSNSには、役場、まんが美術館、B&G海洋センターがあります。6月4日時点での登録者数は、トータルで876人でした。

一方、指定管理者が運用するSNSには、レールウイング複合施設、まんが図書館、湯楽里、観光物産協会があります。同じく6月4日時点での登録者数は、5,209人でした。指定管理者が運用するSNSは、本町職員が運用するSNSの約6倍の登録者がありま

す。指定管理者のほうが、積極的に情報発信ができていく傾向にあります。市町村のホームページでは、これらの公共施設のソーシャルメディア一覧を公表しているところがあります。

担当課にお尋ねします。町ホームページにおいて、公共施設などが運用するホームページとSNSの連携はできていますでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） 町ホームページにおきましては、町内施設ですとか関係事業者のホームページのほうに関連リンクを貼ることで連携をしております。また、SNSにおきましては、地域おこし協力隊の皆様にはInstagram等を開設していただいております。そのInstagramによりまして、町内施設や関係事業者のInstagramもフォローし合って、情報の連携を図っていただいているということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今課長のほうから御答弁いただいた部分については確かにリンクがあるのですが、それ以外の関係施設、レールウイング複合施設であったり、湯楽里であったり、観光物産協会であったり、そこで行われているSNSの部分とかのリンクはないと思っております。是非その辺りはほかの自治体も参考にしながら、共有リンクを貼りながら、しっかり御活用いただきたいと思うところです。

町と公共施設が結束しますと、公共施設関連で5,200人ほどの登録者がおられますので、町の情報発信力というのは必然的に高くなります。ソーシャルメディア一覧をホームページで公表している自治体があります。先ほども言いましたように、是非御参照いただき、本町のホームページにもこれらのリンクを付けていただきたいと思います。

町外にお住まいの方々とコミュニケーションをとるには、SNSなどオンラインツールの活用が欠かせません。担当課にお尋ねします。総合戦略において、SNSに関する具体的な施策や事業というのはありますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） SNSを活用しました情報発信事業の一環として、町におきましては公式Instagramを開設しております。また、地域おこし協力隊さんによりまして、先ほど申しましたとおり、Instagramを開設していただいております。各種の旬な情報発信を行っていただいているところでございます。協力隊さんが

開設されているインスタグラムのフォロワー数でございますが、観光分野とまんが美術館を合わせまして、現在約 1,500 人程度となっているところでございます。出身者をはじめとします町関係者にとって、最新の情報収集源になっているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そのとおりであって、町のほうは、例えば町関係の職員さんが運用する SNS についてはあまりできていないけども、ほかの施設についてはしっかりとできているといったところだと思っています。

そこで、人吉球磨管内の公式 SNS 登録者数を調べてみました。9 町村における第 1 位は錦町の 4,024 人、以降、球磨村が 3,194 人、五木村 2,567 人と続きまして、湯前町は最下位の 592 人ということでした。592 人というのは、湯前町が運用する LINE とインスタグラムとユーチューブの数の合計であります。公式 LINE においては 6 町村が運用しておりまして、本町の登録者数は下から 2 番目の 362 人です。これは、6 月 4 日時点での情報です。一番多いのが、球磨村の 2,464 人となっております。やはり、災害等を経験され、危機意識を持たれた所というのは、LINE 登録者というのは必然的に多くなっているのではないかと分析しております。関係人口づくりにも、もっと SNS を活用して良いのではないのでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。SNS を活用し、オンラインによる関係人口づくりを推進していく考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今御質問がございました件でございますけども、SNS やオンラインを活用した情報発信につきましては、町内在住でない方々への情報発信手段としては、私も大変有効な手段だというふうに思っております。今後も内容の公平性や個人情報保護など、運用方法に留意しながらの活用方法も探っていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど椎葉議員から御指摘がございましたけども、SNS の運用ですね、共有リンク、こちら辺も今御指摘をいただきましたので、この点も含めながらの活用方法も考えていく必要があるのではないかなというふうに思ったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ふるさと会におきましては関西と関東の 2 箇所だけですが、SNS を活用しますと、全国的に展開が可能です。成人式の対象者に SNS 登録をお願いすれば、関係人口を増やすことができます。関係人口は、移住・定住、ふるさと納税、ふるさと会など、様々なまちづくり施策に応用できます。SNS を活用した関係人口づくりも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、要旨の 3、利用者目線の情報提供と非対面型サービスの推進についてです。全国的に、暮らしの便利帳を配布する自治体が増えております。令和 3 年 4 月末現在、自治体数は 1,000 を突破したそうです。本町では、暮らしの便利帳を令和元年 12 月に発行し、令和 2 年度版として活用をしているところだと思っております。発行からわずか 2

年半ですが、内容が変わってきています。時代の変化はとても早いです。ほかの自治体では、改訂版を2年ごとに発行するということもあるようです。

本一般質問の準備段階におきまして、暮らしの便利帳と町ホームページの内容を利用者目線で確認しました。その結果、見直しが必要な部分が複数ありました。また、「まちのわだい」は、これまで情報がありませんでした。ようやく風刺漫画の関連で、一つ上がったところですが、「まちのわだい」がないというのは、本当に寂しいものです。また、町制施行85周年でございますが、この文言がホームページ上にどこにもないという状況です。

担当課にお尋ねします。町ホームページは、利用者目線での情報提供が十分できていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 町のホームページに関しましては、椎葉議員のほうからも再三新しいものに作り替えるように御提案されてきておったところでございます。そのようなことから、町のほうでも職員によってプロジェクトといいますか、検討する会議を行いまして、作成業者についてもプロポーザルで御提案いただいて、極力住民の方が使いやすいようなホームページにしたつもりではございますが、またこの件に関して、住民の方から御意見は頂いておらないところですが、作成した後すぐ令和2年7月豪雨とかコロナとか、ちょっと言い訳になるかもしれませんが、なかなか更新のほうに手が回らなかったというのは事実だと思いますので、今後新鮮な情報をまず上げるところから手始めに、住民目線でまた見直していきたいと考えております。御提案ありがとうございます。

○4番（椎葉弘樹君） できていない理由の一つには、町ホームページの運用方針というものがないのではないかなと思っております。総合計画の中には、情報化社会への対応としまして、施策の①で、広報活動は町ホームページの充実を図るということでございますので、今総務課長から御答弁いただきましたように、今後そのような行動を期待しているところです。

ここ数年、LINEを情報発信と情報収集の両方で活用し、ホームページの利用を促進する自治体が増えているようです。利用者目線での行政広報が進んでいます。本町においても、令和2年度から町のLINE公式アカウントを開設し、ホームページへの誘導を行っています。しかし、LINEからホームページへの一方向的な情報発信で、問合せなど双方向の機能はないところです。ホームページ・個別ページの閲覧数が増えれば、内容の整合性や最新情報の提供、利便性の向上など、利用者目線の意識が高まります。

日本広告協会の住民が望む広報情報ニーズランキングというのがありました。そのうち、町LINEのメニューにないものを紹介しますと、健康・福祉・医療介護、防犯・

防災、環境・ごみ・リサイクル、子育て支援、文化・スポーツ・生涯教育というものがありました。本町のLINEの場合は、町ホームページに一旦アクセスさせて、その中から探してもらう仕組みだと思えます。そのほかの情報としまして、新型コロナ情報であったり、暮らしの便利帳、これらも町ホームページに行かないと分からない状況です。

担当課にお尋ねします。町LINEは利用しやすいメニューになっていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員御指摘のとおり、町のLINEは閲覧するだけの機能とホームページへ誘導する機能のみとなっております。利用者からの情報発信はできない仕組みとなっておりますので、その点に限って言えば、やはり利用しにくいのではないかと考えております。

一方向にする理由が、人員配置も含めましてやはり対応のスピード、その点と、もう一点は、誹謗中傷とかの情報が入った場合の対応とか、そういったところが整理できていなかったというところが原因でありますので、他町村の先進的な事例でそういったところをクリアしているところがあれば、確認したいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど紹介しました総合計画の参画と協働の推進の施策の③広報活動の充実というところに、町ホームページを活用し、町民が各種情報を得られやすい環境づくりに努めるとありますので、是非この辺りの御検討もいただきたいところで

す。

住民が各種情報を得る手段として、LINEのチャットボットという機能を導入する自治体が増えてきております。チャットボットというのは、人工知能（AI）を活用した自動会話プログラムのことです。チャットボットを導入する理由としまして、問合せ対応のコスト削減や業務の効率化、LINEからのホームページアクセス数の増加、利用が多いLINEでの操作ができ顧客満足度が向上する、オンラインで様々な自治体サービスが展開できるなどあります。暮らしの便利帳、町のホームページとLINEを連動することで、町への問合せ件数を減らすことができます。町民の利便性や職員の生産性を向上することができます。

担当課にお尋ねします。利用者目線の情報提供の一環として、LINEの双方向通信の必要性をどう考えておられるでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員おっしゃいましたチャットボット機能、当然私たちも検討をしたところがございます。検討の結果と申しますか、現在導入しておらないのですが、まだ本町は電子申請というか、そういったところの対応ができておりませんので、問合せのやり取りだけで実際は窓口に来ていただくかねばなりませんので、現時点ではまだちょっと早いということと、そういった効果に対する投資額が少しかかりますので、投資に見合う効果がないのではないかとこのところではしておりますが、将来的に見ます

と、電子申請とかを導入した後はそういったところもまた新たに検討しなければならないと考えております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） LINEチャットボットの事例をちょっとだけ紹介しますと、例えば住民からの通報ということで、福岡市や長洲町さんは、公共施設の不具合などの情報を担当窓口に知らせる機能があります。窓口業務の軽減に役立っているそうです。災害対応におきましては、熊本市が熊本地震以降、発生時の連絡ツールの活用も視野に入れてLINE運用を開始されたそうです。

キャッシュレス対応は、本町はまだこの辺りは遅れているようですが、令和3年1月22日時点で、公共料金支払いに対応した団体数は約650あるそうです。収納率や業務効率向上にも貢献しているようです。将来的には、払込書のペーパーレス化推進にもつながります。また、行政手続きのオンライン化、これも先ほど総務課長からありましたが、福岡市や渋谷区のほうでは、行政手続きの申請をLINE公式アカウントとのメッセージのやり取りで行い、利用しやすい行政窓口を提供ということで、先進自治体においてはどんどんデジタル化やオンライン化が進んでいる状況であります。

これらの事例というのは、LINEスマートシティ推進パートナープログラムの中で行われております。LINEスマートシティ推進パートナープログラムというのは、LINEが自治体へのDX推進のため、令和2年7月に創設したものです。このプログラムは令和4年3月時点で、わずか2年足らずではありますが、423の自治体が参加されております。これは、全自治体で言うと23.6パーセントということで、約4分の1の自治体が既にLINEスマートシティ推進パートナープログラムというのに参加されているようです。県内では、6つの自治体が既に参加されております。熊本市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、そして長洲町であります。人吉球磨の市町村は今のところないようです。LINEとホームページを連動すれば、住民と行政の距離を縮め、ホームページへのアクセス数が増え、より利便性の高い行政サービスを提供できます。

町長にお尋ねします。町LINEを利用した行政窓口のオンライン化を今後推進していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員のほうからチャットボット機能でございますか、そしてLINEスマートシティ推進パートナープログラムというのも教えていただいたところでございます。ちょっとこれについては調べさせていただければと思っております。

それから、LINEを活用しましての住民票及び税関係の証明書のオンライン申請ということも開始がなされているというふうなことも、一部は知っておったところがございます。これらについてのメリットにつきましては、住民の方々が時間を問わず申請ができるということで、極めて小さな本町にとりましては、投資に対する効果がどうなのかなという疑問も考えておりましたので、導入はしていなかったところがございます。

ただ、現在国において、マイナンバーカードを活用しましたマイナポータル申請管理システムの整備が進められております。この整備によりまして、自治体につきましては無料で利用できるというふうなことになっておるようでございます。

このシステムにつきましては、本年中に子育てと、それから介護を手始めに、今後様々な申請をオンラインで利用できるようになるようでございますので、国のシステムを活用しながらできないかと、そんな思いも持っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町の情報化計画の中にも、町のホームページやLINEなどのSNSを活用して、迅速な情報提供と情報公開を推進し、住民に対する行政サービスの充実、利便性の向上、透明性の高い行政運営を実施し、より質の高い住民サービスを提供するとありますので、この辺りも含めまして検討を進めていただきたいと思います。また、DXを推進する一方で、特に高齢者の方にとっては、ペーパーによる行政情報の広報も必要だと思います。

町長にお尋ねします。先ほど御紹介しました暮らしの便利帳を改訂するというお考えはないのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 令和元年度に発行されております暮らしの便利帳につきましては、ご存じのように、民間会社が商工会の会員の皆様から広告協賛と、それから本町の協力を得て作成していただいたものでございまして、民間会社が再度そのような手法で作成された場合については協力をやりたいというふうに思っておりますが、今のところその話はないところでございます。その際、先ほどもちょっと椎葉議員から触れられておりますけども、ウェブ版関係につきましては更新が可能だそうでございますので、データ更新を民間会社に依頼しながら、暮らしの便利帳に掲載してある情報につきましては、町のホームページで掲載できるのではなかろうかと。そちらも充実をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、改訂の場合でございますので費用はそんなにかからないかと思っておりますが、令和元年度の暮らしの便利帳の作成時におきまして、商工会会員様からの協賛に関しまして、いろんな御意見もあっているようでございます。この点につきましては、慎重に留意する必要があるのではないかと、あえてここで申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） この暮らしの便利帳、商工会等民間の方々のお協力を得て作られたものというのは承知しておりますが、やはりこの中にある情報というのは行政サービス等の情報が主ですので、例えばお隣の椎葉村さんのように手作りでそういうのを作ってみたりとか、そういう高齢者向けの仕組みというのも必要ではないかと思っておりますので、そこも含めてちょっと御検討いただければと思います。

最後に、要旨の4、未来を創造した町の広報戦略についてです。自治体によっては、広報戦略を策定し、広報のPDCAに努めているところがあります。担当の課や係を設けて、力を入れている自治体もあるようです。

担当課にお尋ねします。行政広報の現状把握や検証というのは、十分できていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員の御質問にお答えいたしたいと思います。ちょうどこの質問をいただくということで担当者のほうに確認をしましたところ、検証している文書がありますという回答がありましたので、この文書をまず配らせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。ここに書いてあります5つの広報の手段があるところがございます。これは、告知端末等は抜いております。

検証と言えば、広報と旬報の在り方等について、区長会のほうにアンケートをお尋ねしたところがございます。これに関しましては、旬報・広報の発行については現状のままで良いというのが一番多かったというのが、簡単ではございますが、検証した結果でございます。また、インスタグラムにつきましてはなかなか更新ができていないとか、そういったところもありますので、今後見直しの必要があるなというところがございます。

議員が求められておるようなチェックのほうはまだできておりませんが、本町の自治体の規模におきます内容につきましては充実しておるほうと認識しております。

○4番（椎葉弘樹君） 検証結果は見たのですが、結局事業の計画とか目標がないと、検証というのは基本的にできないものだと私は思っておりまして、これは結果だけに対してのアクションが書いてあるだけだと思っております。例えば、要旨の1から3に示したようなところもトータル的に含めまして、町がどういう計画を持って、どういう目標を持って、それに対してどういう結果だったのか、そういったところがトータル的に戦略的に必要なのだと思っております。

総合計画の中には、参画と協働の推進というのがありまして、この施策には関連計画というのが示されておりませんでした。しかし、施策の内容には、パブリックコメント、SNSの活用、アンケート実施、行政区担当職員により町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるなど、オンラインでも実現できそうな項目もあります。これは、是非関連計画にも、情報化計画その他の戦略等を含めて盛り込んでいただき、これらのオンライン化の検討も必要だと思っております。

担当課にお尋ねしたいのですが、参画と協働を推進するためには、オンラインによる行政広報というのにも必要ではないでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） これからの時代は、オンラインによる情報発信が主流になってくるものと考えております。現時点では、先ほどから議員御指摘のように、登録者

数が住民の1割程度でありますのでまだ低いかもしれませんが、このウエイトは徐々に高まってくる、そう遠くない将来にそのようになってくると考えております。

特に、観光情報などは、ユーチューブなどで小林市さんとか、発信して成功している自治体もかなりありますので、オンラインによる行政広報の必要性は感じております。本町でも、住民の方から、湯前町の風景、文化、グルメ、イベントなどの町の魅力を発信していただく湯前インスタグラムをホームページ上で開設しておりますが、なかなか数のほうも期待するほど上がっていないというか、職員のほうも情報を上げていないという状態ではないかと思えます。

まず、行政が発信する情報、住民に参画いただき発信できる情報の精査というか、住民を巻き込んだオンラインによる行政広報の調査が必要だと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） オンラインツールの参考としまして、例えば熊本市や長洲町に私LINE登録をしているのですが、登録している合間にも、LINEによるアンケート機能を使ったターゲットを絞ったアンケート調査等もございましたし、そういったところもうまく活用すればできるのではないのでしょうか。

本町は、広報体制の人材が限られていると思います。町ホームページの更新や広報誌の作成以外の広報業務に、現在の体制で果たして力を入れることができるのでしょうか。

担当課にお尋ねします。広報体制は現状のままで良いのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 役場の人事配置という点だけで申し上げますと、これ以上広げることはちょっと厳しい状態ではございます。現状維持が精一杯というところではございます。その理由といたしまして、他の自治体と比較して、本町は広報を月一回、旬報を別に月二回発行しております。より多くの取組をしておるところで、職員にも負荷をかけておるところではございます。

併せて申し上げますと、平成の大合併がございまして、全国のほとんどの町村は合併をして人員が豊富というところではございます。本町は合併を選択しなかったというところで、本町の自治体運営の基本は、あれもこれもではなく、あれかこれと選択して、優先度の高いところに取り組む必要があるというところではございます。いろんな分野、全てが必要な分野ではございますが、それを選択しながらやっておるところではございます。

このようなことから、先ほどから椎葉議員が御指摘いただいておりますとおり、住民の皆様の御参画・御協力も必要になってまいりますので、今後検討していくというところではございます。明確に答えられませんが、今後の検討というところではございます。

○4番（椎葉弘樹君） 議員の立場から見ても、今の行政職員の体制では厳しいのではないかとということで、今回提案したようなことに今後取り組む場合には、ちょっと人材リソースが足りないのかなと思っているところです。

また、総合計画や総合戦略、湯前町情報化計画を見ましても、これらの計画には行政広報に対する方針であったり、明確な指標であったり、計画等があまりないような感じがします。だから、PDCAも回せていないということもあります。ただ、そこにはやはり人材不足というのが根底にあるというのがよく分かります。

そういったところも含めまして、町長にお尋ねします。体制も含めまして、広報戦略を策定し、そして町民の方と共有し、町の行政広報を強化していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） お答えいたします。先ほど総務課長からも答弁しておりますけれども、広報体制に限らず、本町におきます職員につきましては、現状、令和2年7月豪雨災害、それから新型コロナウイルス感染症と、それに通常の業務も行っておるということで、大変厳しい現状が今続いているということでございます。この体制関係につきましても、一部制度を今利用させていただいておりますけれども、地域おこし協力隊によります広報体制の強化というのも考えられるのかなというふうに思った次第でございます。

それから、御質問がございました広報戦略あたりの策定関係の件でございますけれども、御指摘のとおり、現状広報の戦略なるものについては策定をしていないところでございます。先ほどから、椎葉議員に幾つかの先進自治体の事例等も教えていただいております。ここら辺も含めながら、今後策定に関しまして戦略的に、また体系的に、どう広報に、そして位置づけるのか、ここら辺もちょっと研究をさせていただければというふうに思っております。

現状、今の広報体制、先ほどから要旨1から始まっております質問の中にもございますけれども、先ほども一部答弁いたしました。が、本年度におきましては防災ラジオ関係、それから光のネットワーク関係につきまして事業を行うようにしておりますので、まずは整備事業に対しまして注力したいと思っております。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今後は、地方における人材不足等のデメリットを補うツールとしても、行政広報のオンライン化というのは必要不可欠になってくるかと思えます。これをやらなければ、地域間の格差というのはますます広がっていくのではないかとこのところを、この危機感を共有しておきたいと思えます。

最後に1点だけ、最近閃いたアイデアを町長に御提案したいと思えます。6月6日、長洲町の公式LINEのほうから、町制施行65周年記念事業の案内、フォトコンテストのお知らせが届きました。町の魅力を関係人口の方々から募集するというすばらしい企画であります。本町は今年、町制施行85周年を迎えているところです。

町長にお尋ねします。行政広報の特別企画として、町民のみならず、関係人口も対象にした85周年記念事業を開催する考えはないかについて御提案させていただきます。

○町長（長谷和人君） 今、長洲町で、LINEを使ったフォトコンテストということで、関係人口あたりも含めたところということでございました。本町につきましては、本年度で85周年ということで、私も承知したところでございました。本年度が85周年でございますので、本来でございましたらば、前の年度でこれを準備する必要があったのかなというふうに思っております。ただ、これまでは、本町が記念行事等を行ってきました経過につきましては、25年とかそういうふうなけじめのところずっと動かしておいたというふうなことで私は記憶しておりますので、今回椎葉議員からお話を伺いましたので、この辺についてはちょっと私のほうとまた課長会等で協議をさせていただければというふうに思っております。年度途中でございますので、こちら辺も含めてちょっと検討させていただければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 町のほうにも公式インスタグラムがありますし、そして関連施設のSNSもありますので、開催には経費も余りかからないと思いますので、是非そういったところもチャレンジしていただければと思います。このような企画を取り入れながら、戦略的に町民や関係人口の参画と協働を推進していただきたいと思います。

結びになりますが、本町におけるオンライン行政広報のエンジンはまだまだ出力が弱いです。町民の皆様に向けた行政の見える化、行政サービスの利用のしやすさを更に推進し、町民の利便性や職員の生産性を向上していただきたいと思います。町外の方に向けた移住・定住、ふるさと納税、ふるさと会などの施策を、戦略的な行政広報を駆使して、更に推進していただきたいと思います。今後、広報戦略による参画と協働の推進、町内施設と連携した広報体制の構築、町民を巻き込んだ各種研修の開催など、これから訪れるデジタル社会に向けて、行政広報のエンジン出力を強くしていただくことを提言し、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、災害やコロナ禍で見えた行政広報の課題について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、災害やコロナ禍で見えた行政広報の課題についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

ここで、少し早いですが、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。ただ今一般質問の途中です。

一つ、子育て支援と教育の充実について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） 一般質問、二人目になります。8番議員の金子です。私は通告しておりました子育て支援と教育の充実について、とふるさと寄附金について、この2点を質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、子育て支援と教育の充実について、ということで、要旨1にございます本町で行われているブックスタート事業を拡大して、小学生期・中学生期にも本を贈り、読書に親しむ取り組みはできないかということです。読んでそのまんま実に分かりやすい問いかけかと思いますが、お伺ひさせていただきます。

このブックスタート事業ですが、私は個人的に非常に評価している事業であります。ご存知ない町民の方もおられると思いますので、どういうものなのか御説明いただければと思いますし、またこの事業を始めた経緯と、その狙いについても御答弁いただけたらと思います。お願いします。

○教育課長（浅田 徹君） まずお尋ねのブックスタート事業について、少しお話させていただきますと存じます。ブックスタート事業、簡単に申し上げますと、赤ちゃんに絵本を贈呈する事業となっております。1990年代にイギリスで始まった活動といわれておりまして、日本では2000年に子ども読書連というのを契機としまして、全国各地で取組が進めておられるようです。NPO法人ブックスタートのホームページ上によりますと、令和4年5月現在で、国内1741自治体の内、約63パーセントにあたります1095の自治体がブックスタート事業を実施しております。熊本県下では45市町村中、約60パーセントにあたります27自治体が類似の事業を行っていると言われております。湯前町におきましては、平成20年度からブックスタート事業を行っております。令和4年度でちょうど15年目となります。令和4年度の事業費予算は2万2,000円となっております。累計で30万円程度の予算を投じまして、試算となりますが381名の赤ちゃんとその保護者に絵本を贈呈している事業となっております。現在の本町のブックスタート事業におきましては、1歳児児童相談の際に、赤ちゃんとお父さんお母さん、保護者ご一緒の際に、その場を機会としまして、絵本の読み聞かせを行う、そういったかたちで、赤ちゃんの絵本デビューの機会を設けているところでございます。このブックスタートの事業の目的でございますけども、育児相談時の保護者さんの満足度を高めるといった母子保健の推進、それから事業に携わります保健師、図書事業職員、読み聞かせのボランティアの方々と、赤ちゃんと保護者とを繋ぐソフト面での子育て支援、最後に図書、読書、図書室の情報などを、親子に直接繋げる読書支援、これらを事業目的としているところでございます。以上簡単ですが説明を終わります。

○8番（金子光喜君） 答弁の中で、これまでもらわれた方が381名ですか、累計の予算として30万円くらいということでありましたので、1冊当たり1,000円弱なのかなあと感じたところですが、贈った保護者の方から、町側とか、担当者側にお礼の言葉なり、感想とか直接お伺いされたことはございますでしょうか、お伺いします。

○教育課長（浅田 徹君） 保護者からのお礼の言葉とかの御質問だと思いますが、教育課としましては、そこまでお聞き及びはしておりませんで、もしかしたら保健福祉課のほうにそういったお話があるのかなあと考えております。以上です。

○8番（金子光喜君） 課長本人もお子さんがおられて、そのお子さんにも確か本が贈られたのかなと思います。そのことについてご存知であれば、その時の親としてのお気持ちがお聞きいただきたらお聞かせいただきたいと思っております。

○教育課長（浅田 徹君） 保護者の感想という部分かと考えております。一般的にはやっぱりありがたいし、赤ちゃんと一緒に時間を過ごせる楽しい機会になったのではなかろうかと思っています。私個人の感想はちょっと控えさせていただきます。

○8番（金子光喜君） 担当課長も、課長としてのデビューだと思いますので、なかなか思い切った発言はできないのかなあと推測するところではありますけども、保護者の方からも私が聞いた範囲では、非常に喜んでいただいているというのは総じて聞いております。非常にありがたいということも聞いておりますし、今後も続けていくべき活動なのかなということをつくづく感じております。書いてあるとおり、この事業を拡大して、小学生の時、中学生の時、その節目の行事に、本人が読みたいと希望するような書籍、本を贈ることはできないかということをご提案させていただきたいと思っております。確か小学校であれば、4年生の10歳時ですか、2分の1成人式というのが行われていたように記憶しております。また、その中で将来の夢でありますとか、いろんなことを語っていたというのを記憶しております。中学生では、立志式というのが以前から行われておまして、より具体的に自分の将来や、自分自身を見つめる機会があったように記憶しております。今も同じように2分の1成人式、また立志式については開催されているのでしょうか、また記念品とか、その時に併せて贈っておられるのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（浅田 徹君） 小学校4年生時の2分の1成人式、中学校の立志式、こちらにつきましては、毎年度実施しているところでございます。年度ごとにちょっと内容が異なるようでございまして、例えば色紙に一文字で表すとか、そういったことがございますが、基本的には記念品とか、そういったものは贈呈していないところでございます。

○8番（金子光喜君） 記念品とかないということで、せっかくの節目でありまして、本人が将来について考える人生でも数少ない機会だと捉えております。そこに記念の品

として、本人が希望するような本が贈られるとするならば、子どもたちの成長に大きなプラスになると思うわけでございます。本との出会いというのは、それぞれあるかと思えますけれども、自分の成長のなかで、自分を見つめる最も素晴らしい機会かと思えますけれども、その時に本を贈ることについて、教育長はどういうふうに思われるか、お伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） 3月議会におきまして、ほかの議員のほうから消防団による避難訓練等への参加というお言葉がございまして、とてもありがたく思っております。といいますのが、現在、その折にも申し上げましたが、現在教育委員会では地域と共にある学校づくりを強力に進めております。そういうことで意義あることだということで、実施の方向でやっております。本日の質問も、その流れの中といいますか、子どもたちに町民の代表であります議員さんから御提案があったということで、非常に嬉しく受け止めております。さて2分の1成人式、あるいは立志式等での本の贈呈ということでございますが、基本的には議員の熱い想いといいますか、子どもたちへの想いというのが感じられておまして、前向きに検討していきたい、そういうふうに思っております。ただ学校でございまして、学校長が基本的に法律、子どもたちの教育課程等の管理をしておりますので、教育委員会はそれに対して、問題があったら、指導、助言を行いますが、基本的には学校長に任せる部分もございまして。そういうことで、ちょっと意見交換もしてみました。小学校の方では、今ございましたが意義は認めるけれども、選ぶ選択の時に少し課題があるのではないかと、どういうものを選べばいいのか、そういう意見が出ました。中学校の方においては、非常に嬉しいことだということがございました。どちらも非常に好意的に捉えてありましたが、小学校は、それに加えますと、学校では毎年子どもたちにアンケートを取って、読みたい本とか、そういうのを意向調査をしている。そのアンケートを活かすような方向で図書を揃えてある。またふるさと納税からかなり図書費を増額してもらって揃えてありますが、そういう環境であるので、そこを揃えてある本から子どもたちが選ぶ、そういう方向がいいのではないかと、そういう意見も加えられました。中学校は、選択というのは、いわゆる学校教育の流れで、選択というのを意識した教育課程を組んであります。親に相談しなくて、子どもたちが選択するという場面になるかと思えます。具体的に考えていきますと、非常にこう読書の難しさがあるのではないかとというようなのも現実的です。私なりに考えたのは、これは進路指導、生き方指導でもありますので、子どもたちが進路指導に関わるような、共通的な、いろんな職業観、そういうのを育成するのも進路指導なんですけど、どんな仕事があつて、どんな課程を経て行ったら、そういう仕事を目指せるのか、そういうのであれば、一列的なそういう配布もできるのではないかと、ただこのお金の問題が、費用の問題が発生して参りますので、そこら付近は私とすれば、なかなか言及できないところでございます。

ので、そういうのも、ふるさと納税という話もございましたが、そういうのでも改善できたら、できる範囲で、ただちょっとふるさと納税関係で行くと、時間があるようがございますので、検討させていただいて、いければというふうに思っております。ただ、現在の小中学校で読書が、本を何も子どもたちに寄贈してないかという、実はありまして、小学校から中学校へ行く時に、これは県下どこでもですが、私が知っている限り英語の辞書を贈呈致します。卒業記念に、これは共通的なものであって、中学校の英語学習で使います。そういうのがどこでもあっているように思います。後は一般的に私が知る限りは、子どもたちに本を贈るといのは聞いたことがございません。そういうことでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 今、教育長から答弁頂いた中に、ふるさと納税ということで、ちょっと話もございましたけども、財源については、私もいろいろ考えたところでございます。現状ですけども、確か近年は、小中学校の図書費については、全てふるさと寄附金の方から充当されていたと記憶しております。小学校50万円、中学校50万円くらいだったと思いますけども、ここ2年くらいですか、そういったかたちで対応されているかと思っておりますけども、担当課長に答弁求めます。

○教育課長（浅田 徹君） ふるさと納税を活用した学校の図書事業でございますけども、令和3年度から取り組みをしております、令和2年度までが各学校50万円程度の図書費でございましたけども、10万円をそれで上乗せしまして60万円の2校というかたちになっております。令和2年度に小学校のほうで1万650冊図書がございまして、その時には318冊の購入、それから寄附がございまして158冊、年度中に476冊ほど増加しております。中学校におきましても約1万冊でございます9598冊、これに290冊購入と35冊の寄附で325冊が増えたという動きがございまして、令和3年度から60万円に拡充したわけですけども、この年にやはり図書の購入数が増加しております、小学校で389冊、中学校で285冊ということで、購入冊数が増加をしているところでございます。尚、参考でございますけども、子どもたちの図書の活動でございますけども、小学校で一人平均貸出というのがございます。これは1年に一人当たり何冊ぐらい図書を読んでいるかというのがございますが、小学校で106冊、中学校103冊ということでございまして、全国平均、県平均を上回るような読書活動がなされているものと考えております。

○8番（金子光喜君） 答弁の中で、60万円に増額されたということで、非常にいい傾向かなあと感じているところですが、全てふるさと寄附金から充当されているということ、課長のほうから聞いて、その流れを今私が申し上げた提案についても対応できるのかなと感じているところです。寄附金つながりでお伺いしますけども、ふるさと寄附金については、寄附者が確か使い方を指定できるシステムになっていたと記憶しております。

す。寄附額に占める教育関連事業を希望される方は、どれくらいおられたのか、金額や割合等について、担当課のほうから御答弁願いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 寄附金の使い道について、納税者の方がお選びいただくことができます。その中で教育関連につきましては、14パーセント程度の方が御希望をされているような状況でございます。参考までに産業振興、福祉、環境、文化財関係、それから移住定住、その他町長にお任せというのもございまして、町長にお任せしたいという方が59パーセントいらっしゃるような状況でございます。教育関連につきましては、282名の方、420万円程度の寄附を頂いている中で教育に使ってほしいという御要望でございます。

すいません申し遅れました。ただ今の件数、金額につきましては、令和3年度の実績で御報告をさせていただいております。

○8番（金子光喜君） 担当課のほうから寄附者の方の御希望ということで、学校関係、教育に使ってほしいということで、さとふるの場合ですけれども、資料を持っておりますが、教育関連事業ということ希望されたというかたちになったと思いますけれども、そういう方が、ほかのふるさとチョイスと楽天があったと思いますけれども、そういうポータルサイト全部含めて420万円あったということであれば、図書費60万円、60万円ということは、十分対応できる金額なのかなと思っておりますが、そういうことでよろしいのでしょうか。お伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） そのくらいの金額でしたら、御希望の中の範囲で収まることかと思っております。ただし図書の購入費以外にも、実は令和3年度から3か年度におきまして使途計画を策定しております。その中で教育関連事業が5事業ほどございまして、それを含めまして400万円程度の執行の計画をしているところでございます。

○8番（金子光喜君） 本町の児童数が小学校4年生で約20名から30名だと思いますし、中学校の2年生についてもその域以内だと思います。人数的にも十分対応できる範囲ではないかなと推測するところですが、取り組むか取り組まないかについては、これは最終的には教育長なり、また町長のほうで決定されるのかなと想っているところですが、今までお話した中で、町長のほうでどういうふうに思われたかお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 子どもたちの読書につきましては、人生をより深く、より豊かに、生きる力を身につけるために必要だというふうに思っております。また読み聞かせや自然体験によります想像力を膨らませると、本の世界を通して興味や関心を広げる。そしてそれが自ら考え判断し表現する能力を育むことができるというふうに私も思っております。私はある作家の本をよく読んでおりましたが、心の拠り所というかたちで読んでおります。ただ最近時間が追われまして、読む機会が少なくなっておるとい

ろもあるかなと、これ私の個人的な話でございました。さて今ご質問等ございましたけどももう一つこれに加えさせていただくならば、児童が本を読む環境も整備する必要があるのではなかろうかというふうに思っております。読書に親しむ環境、例えばでございますけども、様々な機会に周知に努めながら、先ほどから教育長、それから担当課長も話をしておりますが、本のリストあたりも紹介すると、児童の読書への興味を維持させると、それと小学校、中学校の図書の先生あたりとの連携を充実させる必要があるのかなというふうに思っております。加えまして現在の図書館、中央公民館にある図書館でございますけども、もう少しそこに集えるような、何かそういうふうな工夫もできないかなと、そんなことも思っております。また併せまして保護者の方にもやはり子どもたちに本を読ませる環境というか、興味を持ってもらうというのも必要じゃないかなというふうにも思っております。幅広い分野において、本を紹介できるような、例えばでございますけども、こども文庫などの関連団体との協力を仰ぎながら、蔵書の構成あたりも魅力アップをしなければいけないのかなと、また加えまして先ほどから答弁しておりますように選書、それからはいかいの工夫あたりも考えられるのかなというふうにも思っているところでございます。

それと今回のお話の中にもございますけれども、ふるさと寄附金の活用についてでございます。先ほど担当課長が答弁しておりますけども、教育関連事業につきましては、未来を担う子どもたちの教育環境の整備を行うための事業ということで、小中学校図書館図書購入事業ということで、小中学校の読書意欲を高め、心豊かな魅力ある人格形成の促進を基に、令和3年度から令和5年度の3か年間で、小学校、中学校にそれぞれふるさと納税の財源を使わせていただきながら、今現在予算を執行させていただいているところです。加えまして、これ関連事業でございますけども、小中学校の夢創出事業、これ小学校、中学校の、例えばでございますけども、一流のスポーツ選手や文化等に触れることができる機会を設けるということで、夢を持つきっかけづくり、将来の可能性を広げていくということで、この事業につきましても同様に、3年間予算執行をさせていただく予定としておるところでございます。今回の事業関係につきましては、先ほど言いましたように、この3年間におきましては、財源等が全部事業が決まっておりますので、次期計画策定期間におきまして、今お話がっておりますぶんも併せながら、事業の見直しと併せながら行ったらどうかなあというふうに思った次第でございます。その場合につきましては、職員プロジェクト、また課長会等での協議をしたうえでの考慮をしたらどうかなあというふうに思った次第でございます。以上でございます。

○8番（金子光喜君） 町長の答弁でも、非常に具体的に今後の対応についても述べていただきまして、可能性についてかなり高いのかなあと勝手に考えておりますけども、先ほど教育長の答弁の中にもありましたけど、本の選定についてというのがネックにあ

るようにお伺いしたところですが、本については様々なジャンルがあるわけですし、本人が所属しているクラブ活動の部活の本でもいいと思いますし、スポーツ選手の、その人の書いた本でもいいと思いますし、興味のあることを追及するうえでは、非常にそれもまた一つの勉強かなあとと思います。保護者と何の本を貰おうかということをお話することも、また親子のつながりであったり、将来を親子で考えることであったりということにつながってくるのかなあとと思いますので、非常に二次的な、三次的な広がりがあるのかなと、私勝手に考えているわけですが、しっかりと本を保護者と一緒に、本人が選んで、そして選んだ本を町から届ける。そういうことが非常にいい結果が生まれるのかなと、思っているところです。本町には、少なくなって参りましたが、本屋さんも現存しております。選ぶことにはしっかりサポート頂けると、図書館の先生なり、そういう方々の意見もそこに入れながら進めていけば、本を選ぶことができますし、財源については、今まで話してきたふるさと寄附金というのを使いながら措置していくことで十分対応ができるようなかたちになるのかなと、思っております。近い将来的にこのことが叶えば、非常にありがたいのかなと、思うところです。最終的な制度設計とかは、学校と教育課のほうで、十分練っていただいて、成果の上がるような方法を練っていただければ、思っているところですが、ただくれぐれも図書カードとかを贈って、好きなものを買いなさいということだけはしないでいただきたいと願っております。しっかりと選んで贈られる本には、きれいに包装した紙に、ふるさと寄附金から購入された印を付けて渡すことが大事であると思います。そうすることでふるさと寄附金のありがたさ、大切さを学ぶ材料にもしていただきたい。そう思いますけども、十分対応ができるような内容かと思っております。教育長の答弁を求めます。

○教育長（中村富人君） 今、金子議員の趣旨等につきましては、十分理解したところでございます。先ほど地域と共にある学校づくりというのを申し上げましたが、これは前にも答弁致しましたが、学校の目標に、地域を愛する子どもたちをという、そういう一文がありまして、そういう点からも、ふるさと納税といいますか、そういう名称が付いた図書等について、その活用等については、また重ねて意義があることだろうと思います。先ほど申し上げましたが、本を選ぶという過程に、いろいろと校長先生方と議論する中で、いろんな課題も出て参りまして、まだ十分検討しているわけではございません。今後そのことによって、どういう効果があるのか、あるいはそういう本を選んでどういう活用をさせて行くとか、また様々な効果等も十分検討しながらできれば、可能であればそういう方向で進めて行ければと思います。また今日の午前中は、デジタル化に向けて、いろいろ議会で意見がありましたが、平成20年ぐらいに活字とかそういうものに対する法律ができて、現在、子ども読書年というのがあって、子ども読書の日というのが4月24日にあっているんです。これはもう大々的に行っております。参考ま

でに御紹介致しますと、そういう流れの中で、12 学級ある学校には、そういう資格を持った教諭を配置するというのが義務になっております。湯前小学校も特別支援学級をはじめ 12 学級ありますので、司書教諭というのを配置してという学校の体制等もできながら、学校全体が文字、活字等を避ける傾向がございますので、そういう避けるというのは、デジタル化に向かうというわけではございません。なかなか文字、活字等を避けるような傾向がある中で、子供たちにとというのがあります、そういうこととも併せて意義があることだと考えております。

○8 番（金子光喜君） 教育長には十分御理解いただけたのかなと思いますし、読書に関しては、誰も否定する人はいないのかなと私も感じておりますので、しっかり進んで行くのを願っているところです。せっかくですのもう一つお伺いしますけども、計画を作って、ふるさと寄附金を利用されているということで答弁がございましたが、例えば、叶えばですけども、部活動とかのユニフォームとかもそちらに充てることは可能なのかなというところはお伺いさせていただきたいと思っておりますけども、御答弁願います。

○教育課長（浅田 徹君） ふるさと納税を財源とした中学校の部活動、例えばユニフォームとかという御質問だったかと思っております。現在、中学校のほうに部活動補助金という予算を組んでおりまして、毎年 50 万円程度ですけども、部活動の推進を図るという補助金がございます。種目にもよりますし、各年の保護者さんのお考えもありますが、ユニフォームは個人で購入するケースがあるように思います。お揃いで揃える場合も保護者負担ということですので、そういったところが子育て支援という考えで、ふるさと納税を財源とすることは物理的にはあるかとは考えているところでございます。

○8 番（金子光喜君） 今までの話の流れの中で、財源があって、そして子どもたちのためになるということであれば、それも可能なのかなということで、ちょっとお尋ねしたわけでありまして、先日通告の時にお話ししておりましたので、お答えいただけるのかなあということでお聞きしたところです。部活動補助金を充てることも将来的には可能になるのであれば、いい方向に行ってくれるのかなと感じているところです。教育長なり教育課長の御意見をそれぞれお伺いしまして、可能性については非常に強く感じたところで、この質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、子育て支援と教育の充実について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1 番（吉田精二君） ただ今の質問に対する教育課長の答弁に対する質問ですが、本の貸出数のところで、小学校も中学校も 100 名ちょっとということですけども、これは一人当たりの年間の貸出数でしょうか、総数でしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 小中学校の本の貸出の数の話だと思います。総貸出冊数、例えば小学校でありますと 1 万 9500 冊、これを児童生徒の数と貸出した図書館が開いて

いる日数ですね、これを割り戻して一人頭年平均の100冊といった計算になります。多い子はたぶん200冊借りる子もいれば、30冊ぐらいで収まる子もありますが、その平均値で一人一年間で100冊読んでいるといったのが、令和2年度の決算の値になっております。

○4番（椎葉弘樹君） 教育長の答弁からは、ブックスタートをした場合、効果、活用の検討をまずさせていただきたいということでした。町長からは、次期計画での検討をしたいということでした。町長に伺いますが、町長としては、このブックスタートと同様な本を贈呈するという仕組みを、小学校、中学校に前向きに考えていきたいのか、それともそこはちょっと現状をしっかりと検討した上で判断したいのか、どちらの御答弁だったでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しました内容の中で、今御提案がございました小学校の2分の1成人式、4年生でございませうか、それから中学校の立志式、これ2年生ということでございますので、これを含めたところで、先ほど言いましたように、現状、今令和3年度から令和5年度までの3か年間については、既存の制度設計がございませうので、6年度から変わりますということで、5年度におきまして今御質問の内容については、検討をさせていただくということで、御答弁をさせていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 私が確認しているのは、町長としては、この制度はいい制度だから前向きに取り組みたいのか、それともいやちょっと現状がまだよく分かっていないから、慎重に検討させてくれというスタンスなのか、どちらなんですかという質問です。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。今申しましたように私としては今回の制度の趣旨を十分理解した上で、制度が今度変わりますので、その中にふるさと納税の財源を有効に活用するために検討したいということでの答弁ということでございます。前向きに私としては捉えていきたいと思っておりますのでございます。そういう内容の答弁でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、子育て支援と教育の充実についての関連質問を終わります。

次に、一つ、ふるさと寄附金について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） 力強い援護射撃ありがとうございます。

では次に、ふるさと寄附金について、お伺いさせていただきます。要旨にあるとおり、ふるさと寄附金を活用した教育の充実をさらに発展させ、納税者と子どもたちをつなげる取り組みはできないかについて、お伺いさせていただきます。

ふるさと納税制度は2008年に法制化され、本町が本格的に取り組み始めて、約10年近くが経過したものかなと思っております。発足当初は、制度が未成熟の部分等があり、過度な返礼品による争奪戦状態となった時期もありましたが、返礼品が一律3割までとなり安定したものの、返礼品だけではなかなか他の自治体との差を見いだすことは難しくなってきたのかなあと感じている昨今でございます。これからは本当の意味での湯前町を応援していただく寄附者を増やしていく必要があると感じているところです。

確かそもそもスタートは、返礼品が先ではなく、応援したいと思う自治体に寄附ができて、税控除が受けられ、お礼の品が付いてくるというのが本来の姿だったように記憶しております。実際に今でも返礼品はどうでもいいから、湯前町を応援するという事で寄附される方が、それなりにおられると思うわけですが、そのへんについては担当課では把握できているのでしょうか、できないのでしょうかお伺いさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 今手元に資料を持ってきていないんですけども、私がこれまで感じているところで、数値的なものを御報告させていただきますと、約8割程度の方がやはり返礼品を求められるということで、8割を超えているかと思います。もう必要なく純粋に寄附だけをしていただける方は、1割から2割というふうな状況でございます。

○8番（金子光喜君） さっきも言いましたとおり、その残りの1割程度の方々をしっかりと増やしていくことが、今後のふるさと納税の寄附者を増やす一番の方法ではないかなと感じているところです。もちろんふるさと納税の返礼品の磨き上げが必要ないと言っているわけではありません。それもしたうえで、しっかりと応援してくれる方々を増やしていく、湯前町を本当に支援したいと思う方々を掘り出していくというのが必要だと感じております。そのことにはどうしても返礼品だけではなく、そのプラスアルファの何らかの気持ちなりのお返しが必要なかなと感じているところですが、寄附者のお気持ちとかは、先ほどもちょっとお話しましたが、寄附を使っただけで区分について、7つほど上げておられまして、何にして使っただけでいいかという意思は、そこの中で反映できるのかと思いますけども、そのほかの寄附者の意思というのは、そこには伝わらないのかなと感じているところです。返礼品の中に、返信用の葉書を同封して、何か気付いたことなどを返信して頂くなり、そういった取組をこれまでされてきたのかお伺いさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 寄附を頂いた方へのお礼につきましては、ご承知のとおり、返礼品をお送りさせていただくところに、感謝の気持ちを込めたお手紙を同封しているところでございます。また生産者ですね、返礼品を協力していただく事業者の皆様にも、独自でお礼の言葉を添えて送っていただいていることもございます。町へ寄附して頂いた方からの反応というか、そのところはちょっと、少しずつお返事を頂いた

りすることもあるのですが、ただ一方的にお礼を申し上げているというような状況で
ございます。

○8番（金子光喜君） できれば返礼品の中に、葉書等を入れるなり、アンケート票を
入れるなりして、返ってくるようなシステムというののもあってもいいのかなと思ってい
るところです。寄附者とのコミュニケーションといいますか、返礼品を送って終わりでは
ないような取組が、そのプラスアルファとして必要ではないかなと感じているところ
です。

そこで今回はプラスアルファのお礼の中で、これをしたらということで私が提案する
のが、子どもたちが作ったお礼の動画を、町のホームページやSNSに載せて発信するこ
とで、寄附者に感謝の気持ちを伝えられればと思います。応援して頂いた方とのコミュ
ニケーションが取れて、応援して頂いた方の満足度もアップするのではないかと考えた
ところです。子どもたちをお願いするということは、それなりに難しい部分もあるかと
は思いますけども、返礼品の中に、QRコードを入れたお礼状を入れるだけで見てもら
うことは、今の技術的には可能であると思いますし、動画については中学校の文化祭等で、
いわゆるプロモーションビデオみたいなものを中学生は作っておりますので、そういっ
たかたちの数十秒程度の動画を作っていただくことで、可能なのかなと勝手に考えてい
るところです。寄附された方に、中学生なり、小学生なりが、お礼の言葉を述べている
ような動画が実際にあるのかなと思ひましてネットを調べたわけですけども、そうい
うのはありませんでした。私の探し方が悪かったのかもしれませんが、首長さんがお礼を
されていた動画はあったんですけども、返礼品と共にそういう動画を見られるようにす
るという取組というのは、まだ少ないのかなあと感じたところです。様々に課題もある
と思いますけども、教育的な効果もそこには多々あるかと思ひます。教育長が今のこ
とを聞いて、どう思われたのかなということをお尋ねさせていただければと思いますけど
も。

○教育長（中村富人君） 返礼品に子どもたちをとということでございますが、趣旨は十
分理解できます。このことについても二人の校長先生と意見交換を致しました。率直に
言ってくれということで、お二人からあったのは、積極的な賛同ではございませんで、
課題が先に出まして、一点が、返礼品のために時間を作るということについては、学校
とすればちょっと抵抗がある。それからもう一点は、返礼品というのは、学校はもちろ
んそういう恩恵を受けているわけでございますが、そのほかにもたくさん恩恵を受けて
いるので、その中で子どもたちの、言葉は悪いんですが、だしに使うとか、そういうよ
うな捉え方がされかねない、そういうところについて反対の意見もありました。ただ、
賛同といいますか子どもたちがそれに加わって、時間も簡単にできて、いわゆる時間的
な問題も解決できて、そして効果があるという方法があれば、子どもたちがそれに加わ

ることについては、やっぱり教育的な意義があるのではないかということでした。私もやっぱり校長先生方と同じような意見でありまして、敢えてそのための時間を作るとか、先ほどだしに使うような、そういうところをクリアできて効果的なものがあれば、これも可能ではないか、ただこれも先ほどの意見と同じく、十分話は進めておりませんので、具体的にどういう方向で行くか、あるいは、そういうことを行った場合、どういう課題が出てくるか、そこら付近を検討すれば、可能な道が見えてくるかも分かりません。現段階ではちょっと課題が大きいかなというのが、現在の気持ちでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 実は、今回の質問の裏には、子どもたちにふるさと納税を知ってもらい、また実際に関わってもらうことで、肌でまちづくりや社会のことについて感じてもらう機会が作れないかということで考えたところでした。そして将来、本町に例えば残らなくても、ふるさとを応援する納税者を育てて行けたらという想いを強く感じて質問につなげたところでした。先日ですけれども、遠くにいる私の家族から、「町にふるさと納税したよ」と報告がありました。「誰々ちゃんもしてみたい」とか楽しそうに話してくれました。少額かもしれませんが、非常に有難く嬉しく思った次第です。そして何より応援してくれた方々への一番のお礼は、町を元気にして自慢できるふるさとを残していくことなのかなとつくづく思ったところでした。なかなか自分のお金を税金として支払うというのは、ハードルが高いのかもしれませんが、こういった制度ができて湯前町を応援したいという人は、まだまだたくさんおられると思います。そういった方たちをしっかりと町として増やしていくことが一番大事なのかなと感じているところです。先ほどの一般質問の、椎葉議員の質問の中にもありましたように、若者をしっかりと町の情報の中につなぎとめていくことは、そういったことにつながるのかなと感じております。子どもたちが、教育長の答弁にもありましたように、地域を愛する心を育てるのであれば、十分できるような気がしてなりません。湯前町の子どもは、そんな子どもがたくさん育っているんじゃないかと、個人的には思っております。今後もしっかりと、この町と子どもたちとのつながりを助成して行きながら、町を愛する子どもたちが育っていくことで、湯前町がもっと発展していくのかなあと感じております。今回の提案がどの程度まで達成できるのか分かりませんが、子どもたちがしっかりと育っていくような環境づくりが、今後もできていきますことを願い、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、ふるさと寄附金について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど本山課長のほうから、返礼品への対応として、お礼状などで対応しているということでした。例えば、こういうことに活用したよという部分の

公表というのは、令和元年までは見たことがあるんですけど、それ以降はホームページで見たことはありませんが、そのへんは公表できているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応ホームページのほうには、令和2年度の実績分まで掲載をさせていただいているところです。令和3年度は取りまとめ中でございます、決算等を見ながらその都度発信をさせていただければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 金子議員の一般質問では、子どもの教育の部分とふるさと納税をつなげていくという論点だったかと思います。そういった意味で、ちょっとホームページ上の情報だけ見ますと、教育関係の使途というのが明確に示されていない部分もあるのかなと、ちょっと思ったものですから、そこをより具体的に教育関係では、こういうことに使ったんですよと、もうちょっと発信していく必要があると思っておりますが、そういった面はいかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 令和元年度から、使途の状況についてホームページで掲載をさせていただいておりますが、そちらのほうに写真等、例えば、若者向け住宅を建てさせていただきましたとか、LEDの防犯灯を建てさせていただきましたとか、写真等を掲載しながらお伝えをしているところでございます。またホームページでの発信とは別にしまして、実は昨年度よりふるさと納税感謝祭なる全国的なイベントに参加させていただいております。その中で職員が、頂いた寄附でどういうことをやりましたという感謝の気持ちを込めて、更にはまた併せまして、町の御紹介をさせていただくイベントがございますので、そちらにも参加をさせていただきながら、そういった応援の気持ちを、そういったことで表現するようなイベントのほうにも参加をしているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、ふるさと寄附金についての関連質問を終わります。

以上で、金子議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で本日予定していた一般質問を終わります。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日6月10日から6月12日までの3日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月10日から6月12日までの3日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、6月13日午前10時に開きます。

議事は、一般質問を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時56分

第 2 号

6 月 1 3 日 (月)

令和4年第4回湯前町議会定例会

[第2号]

令和4年6月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局係長 勘米良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	西村洋一
教	育	浅田徹	建設水道課長	中園誠二
企	画	本山りか	農林振興課長兼農業委員会事務局長	稲森一彦

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第4回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

一つ、農業支援について、遠坂議員の発言を許します。

○3番（遠坂道太君） 改めましておはようございます。3番議員の遠坂です。今まで前段に色々お話申しあげましたけども今回は割愛して短めにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます厳しくなる地方自治でございます。議会と町は湯前町の発展と住民福祉等の向上のために、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があります。住民の声や心を代表しまして一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、農業支援について、要旨1ですがウクライナ軍事侵略における肥料、飼料、燃料、資材等の高騰に伴う支援策を考えてはどうかについて伺います。

まず、肥料の支援につきまして伺います。令和4肥料年度秋肥（6～10月）の肥料価格について、肥料原料は穀物相場の上昇から好調な需要が続く中、ベラルーシに対する経済制裁、中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵略により、世界有数の肥料輸出国からの輸出が停滞し、限られた代替産地に世界中から需要が集中したため、需要が更にひっ迫するとともに、世界的に原料調達の先行きに対する不安が高まっています。

このような情勢を受け、窒素、リン酸、カリの国際市況は、全てが史上最高値まで上昇し、今後も高い水準で推移すると見込まれます。また、外国為替相場は、日米の金利差の拡大を受け、急激に円安が進行しました。この結果、令和4肥料年度秋肥（6～10月）価格変動率が決まりました。資料1を見ていただきたいと思いますが、これは肥料年度の秋肥という形の中で、6月から10月までの肥料価格の変動でございます。それから11月から5月というのが春肥です。あとは単肥で窒素、リン酸、カリ、複合肥料、高度化成というのがありますが、あと高度化成、低度化成というのがあります。高度化成は窒素、リン酸、カリのトータル30以上、それから低度化成はそれ以下で理解していただければと思います。あとに有機質肥料とか、配合肥料とございますけどもそういった形の原料価格が決定して、毎年肥料価格が決定している訳でございます。それから肥料の現在の状況につきましては窒素肥料の原料であるアンモニアの国際市況は、原油、天

然ガス価格を受けて急騰しています。これまで、ロシアからアンモニアを調達してきた肥料サプライヤーも調達先の切り替えを行っており、これらに伴うコスト上昇は肥料国際市況高騰の一因となっています。

尿素につきましても同じような形でございますし、リン安も同じです。塩化カリにつきましてはカナダに次ぐ国がロシアとベラルーシでございます。ここからの供給が止まっておるし、史上最高まで上昇しているところでございます。

それに海上運賃が加わってきます。穀物の輸入関係でウクライナの穀物をロシア側が輸出するかたちも取り組んでいるかたちになっているようでございますし、その中で船舶の燃料とかが高騰したことによって値上がりをしているというかたちでございます。また、為替につきましても、令和4年4～5月を見ますと、1ドル123円～131円で推移をしております。

今後、JA関係の今後の対応につきましては、調達先の産地の切替を進めていこうと言っておられますし、JAくま産の春肥価格を見ますと、昨年春肥価格より本年度価格が30～40パーセントほどの値上がりとなっております。先ほど話しましたとおり春肥とは11～翌年5月までを春肥と申します。今年2月に期中改定をされて決定しました。最近の肥料原料の国際市況は、世界的に穀物価格が高騰した2008年に次ぐ市況でございます。各メーカーからも値上げ要求があっております。

政府は、2008年に肥料が上がったときも高騰分の7割を補填する取組が行われたそうです。そこで一番問題になったのが、農家が申請を行うための関係書類作成が複雑であったという反省がされております。

日本の肥料使用量は世界の0.5パーセントでございます。海外市況の影響を受ける状況でありますし、今後の対策として、JAとしては肥料銘柄や土壌診断に基づく適正施肥、肥コスト抑制にも力を入れていくということです。今後、肥料価格が高騰していけば、農家は作物栽培意欲が衰退するのではないのでしょうか。農地を農地として未来に残すことが必要です。

この厳しい現状を乗り切るために、肥料価格高騰分の30パーセントを支援してはどうか。このことにつきまして町長の考えを伺います。

また、今年度公社に田植機の導入がされておりますが、側条施肥のできる田植機ではないようであります。側条施肥のできる田植機であれば、施肥量の20～30パーセントの減肥ができます。今後、側条施肥のできる田植機を導入してはどうか、このことにつきまして町長に伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 肥料価格の30パーセントについて補助してはどうだろうかということもございますけども、この30パーセントについて、私からお答えができないところもございますけども、熊本県の対応であったりであるとかについて私の方か

ら若干ご紹介させていただければというふうに思います。熊本県の方では4月にですね国に対して原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた要望書が提出されております。

また、議員もご存じであろうと思いますけども、6月10日の熊日新聞と6月11日の日本農業新聞の方で熊本県の方ですね肥料価格の増額分に対しまして助成するという事で3億6,000万円を追加補正するという記事が載っておりました。肥料価格の高騰につきましても具体的な内容につきましては、先ほど議員の方からも一部話がありましたけれども、化学肥料削減に取り組む農家の肥料費の増額分の一部を助成するというふうなことになっているようです。化学肥料の削減というところでございますけども、肥料節減等の手法というのが熊本県から公表されております。燃油、肥料、飼料の価格高騰に係る技術対策ということになっております。この公表された資料につきましては農林振興課からも認定農業者の方に配布すればとお考えております。肥料価格の高騰に対する支援も一つであろうかと思っておりますけども、こういう節減ですね、これらについても対応できるところは対応、支援していくところは支援というふうなこと必要ではないかと思っております。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長から説明を、私も知っておった内容なんですけども。県の方に4月18日に要望書を国に上げております。また、6日前でしょうか、大分市がですね支援策を打ち出しております。今後13日から議会が始まるということで今日の補正予算の方にあげるということ情報を知っております。そこをですね大分市あたりも肥料の高騰分の30パーセントを支援したいというような考えを持っておられるところでございますし、この30パーセントだしたというのは、そういった形もありましたけども、今度の春肥の高騰の部分を見ますと30パーセントが一番妥当じゃなかろうかと思えますし、2008年の時は国が70パーセントの補填をしております。単肥以外の、あと石灰窒素については全然手を打てなかったということで、相当な値段のアップになった時期がありました。そういったことを踏まえた中で30パーセントが妥当ではないかという数字を出したところでございます。町長の方から意見を聞いておりませんのでそのよろしくをお願いします。

○町長（長谷和人君） 肥料価格等の高騰の30パーセントの支援ということでのご質問でございますけども、現在本町におきましてもすでに今回の追加の経済対策分につきましては臨時の交付金等の追加配分があつておるところでございます、その取りまとめを現在行つておるところで、議会の方からもいろんなアイディア等がありました場合につきましてはアイディアを出していただけないかとお話をしておるところでございますので、今回ご提案いただきました肥料価格の高騰分の30パーセントの支援、これも今回のアイディアという形でお聞かせいただいたところで答弁をさせていただきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今度の特別交付金も後で確認をしたいという風に思っておりますけれども、先ほど担当課長の方からもお話がありました。減肥につきまして考える方法もあるという形も考えられるわけでございます。その中で、本年度公社のほうに田植機を購入されとる訳ですが、話を聞きますと側状施肥ができない田植機であると、また、取り付けが全くできない、アタッチメントあたりも使えないという話をお聞きしました。今後ですね側状施肥をしますと2、30パーセントの減肥につながりますので、そういった推進を進めるのも良いのではなかろうかと思っておるところでございますので、今後側状施肥のできる田植機の導入につきましてどのように思われるかにつきまして伺いいたします。

○農林振興課長（稻森一彦君） 昨年度の予算で購入しました田植機につきましては、議員ご指摘のように施肥関係についての対応できるような田植機ではなかったということでございます。そこら辺につきましては私達の方でその辺の技術と申しますか、内容について把握できていなかったと反省するところでございます。なお、今後そういう機械関係ですね、につきましては緑の戦略であったり、スマート農業というところで、そのような色々な装置がついた機械もあろうかと思えます。それを必要にする場面も出てくるかと思えます。そこを十分認識いたしまして今後対応できるものは対応していきたいと思えます。

○3番（遠坂道太君） 課長からも技術的な面も配慮しながら今後認識した形で対応したいと答弁でございます。町長としてどのように考えておられるか伺います。

○町長（長谷和人君） 今、新たに今回減肥のできる田植機というご提案でありました。今、ようやく農業公社関係の方に機械を借りさせていただきまして動き始めたんですけど、なかなかこの動きがまだはっきりと見えてない部分もございまして、ここらへんも視野には入れながらも、まずはこの田植機の導入にあたってのそして、動きを増す、加速させた後というところも、ひとつ先ほどの課長の答弁もしておりますけれどもこの先にあるということも答弁をさせていただければと思っておるところでございます。ご提案ありがとうございます。

○3番（遠坂道太君） 町長から答弁いただきましてありがとうございます。その中で、またそういう技術的な対応、そこでいいますと色々な専門的な知識を持っている方たちとの検討会なりしながらやはりプラスになるような導入方法を今後とっていただければというふうに思っておるところでございます。

次に飼料支援策につきまして伺います。飼料の高騰が止まらないということで、ウクライナ危機もありまして輸入原料の相場も今後も落ち着きは見えません。中長期的には世界人口拡大で各国の需要が伸びております。飼料の国内生産を増やし、できるだけ自給する体制の構築が急務であります。水田転作や耕作放棄地防止の観点からも飼料作物

の栽培は有効となります。配合飼料供給安定機構によりますと、1月の配合飼料価格（全畜種平均）は1トン当り8万3,381円ということで過去最高を記録したそうです。わずか1年で18パーセントの上昇です。全農が発表しました4～6月期の供給価格は1～3月期比見ますと4,350円上げ、過去最高を更新したそうです。他の飼料供給業者も同じようなことですし、また高騰の要因はですね、トウモロコシ関係につきましては南米の作柄悪化、また、米国の経済回復に伴うバイオエタノール需要に加え、ウクライナ危機が相場を押し上げていることです。大豆かすも中国の旺盛な需要や南米の生産量見通しの下方修正で急騰しておりますし、原油高で海上運賃は上昇して、円安も影響しているところがございます。

いずれも海外の情勢に左右され、国内の農家にはどうしようもないようです。粗飼料の輸入乾牧草をはじめ他の生産資材も軒並み高騰し、ウクライナ情勢によって一層の悪化も予想されます。配合飼料価格安定制度など公的な支援策が農業への打撃をしっかりと緩和できているか、財源が万全かも含めて検証が必要ではないかとなっております。同時に飼料の輸入依存からの脱却も求められます。今後、人口増や途上国の経済成長で世界の食肉市場は拡大しています。一方、食料であり飼料原料となる穀物生産の伸びには限りがあります。温暖化で異常気象が頻発し、日本の経済力低下も懸念される中、海外から高騰前のような価格で安定的に確保できる保証はありません。

2020年の飼料自給率は25パーセントになっております。トウモロコシや飼料米などの濃厚飼料、牧草や青刈りトウモロコシ、稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ＝WCS）用稲といった粗飼料ともに国内で増産するのは不可欠です。粗放的な管理で育つ品種もあり、条件不利地で栽培し、耕作放棄地となるのを防ぐ役割に期待できます。労力軽減を図るため機械導入と耕種・耕畜連携を図り、中長期的にわたる幅広い支援が必要となります。

主食用米の長期減少傾向の中、転作作物として飼料作物の重要性は増します。農水省は22年度からトウモロコシへの助成を拡充しております。

そこで、飼料自給率の向上を図るために農畜連携で、播種機等の機械の導入により労力軽減を図り、転作品目として飼料作物の生産を支援してはどうでしょうか。それにつきまして町長に伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 飼料価格の方も高騰しておりますけれども輸入のトウモロコシに替わる国産濃厚飼料として期待されておるのが、子実用トウモロコシというふうに言われております。これにつきましては国の方からも色んな会議資料等は以前から提供いただいている訳ですけども、まだ実際こちらの方での取り組みがないというところなんです。全国的に見れば北海道が8割を占めておるといふふうなことでございますけれども、色々調べ、調査とかその辺も必要になってきますけれども、まず出荷先、売り先、

メーカーのほうどんなどころにあるかとか、収穫した実の乾燥機であったり、貯蔵施設、あと取り組み面積ですね。

この規模もどれくらいが必要になってくるのだろうか、これは取引先等との話になってくるのかなと思っております。水田のほうであれば、排水対策であったりも必要になってくると思います。あと議員がおっしゃられた取り組む場合の播種機であったり、収穫機これらの共同 当然必要になってくると思いますけども、先ほど申しました取引先、貯蔵施設等とか面積、取り組み面積これらについても町のほうでも調査なり、あとメーカーさんとの協議なりこれらが必要になってくると思っております。このような条件が整うようであれば、一つの案でございますけども農業公社のほうでの取り組み、またそれにつきましては農業公社のほうでそれに対応できるような職員の確保というようなことも条件になってくるのではないかなと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから答弁いただきました。栄養価の高いのはやはりトウモロコシとなりますので、このへんの取り組みあたりも本当に必要になってくるかと思っておるところでございます。取引先も必要になってくるし、先ほど課長言いましたとおり、販売先も考えていかなければならないということも一つです。そして今から自給率ですね、お互いに助け合ってできることは助け合って、そして転作品目にもなるし、交付金も農業者に入る、そういった形の取り組みもですね今後ある程度集団化しながら取り組んでいければと思っておるところでございますし、このへんにつきましては課長のほうから答弁いただきましたけども町長としての答弁をいただきたいと思いません。

○町長（長谷和人君） 課長が答弁したところでございますけども、今回ご提案いただいております、飼料作物等の生産拡大といいますかね、この分野につきましても今後の課題という部分もございまして、それから取り組みあたりの条件等も整理しなくちゃいけないと思っておりますし、それから農家との協議もやっぱり行わなくちゃいけないと思っておりますので、いくつかの検討事項があろうと思っております。その上に立ちまして私からも先ほど答弁しましたけども農林振興課のほうで協議を行ってくれということで課のほうには命令をしておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今後も湯前町の農業の健全化ということになりますと、やはり公社が今後の中心の核となっていかなければいけないのではなからうかと私は思うわけです。やはりそのへんを形を、今年から再スタートしておりますので、これがスムーズな形で一つの核とした形で今取り組んでいる事業がですね、スムーズにいったからこそ、いったからでも構わないと思っておりますから、そういうような課題を設けながら今後取り組んで、飼料関係の農畜連携のほうは考えていただければと思っておるところでございます。

次に、燃料支援につきまして伺います。コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりの高値水準に達しています。政府としては、エネルギー価格高騰への対応として燃料価格の激変緩和事業や農業・漁業・輸送業等の業界・業種ごとへの支援、地域の実情に応じた地方自治体独自の対策への財政支援などの対策を実施されました。一方、ロシアによるウクライナ侵略などの地政学的な変化が、世界の原油価格や需要に大きな影響を与える可能性があり、さらなる急騰に備え、追加的な対策の検討・実施が不可欠な状況にあります。こうした現状の変化に対して緊急に機動的に対応し、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、激変緩和事業の強化・徹底とともに、業界・業種別などのきめ細かな対応を講じられました。

政府は、農業において施設園芸等燃油価格高騰対策として、施設園芸等の燃油価格高騰対策について、積立水準の上限引き上げによるセーフティーネット機能の強化が図られ、また、産地生産基盤パワーアップ事業のうち「施設園芸エネルギー転換枠」におきまして、施設園芸農家の省エネ機器の導入支援について、支援枠を拡充されております。今回新たな交付金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分がありました。今回の事業費として、3,401万7,000円が交付されますが、あくまでもコロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援を目的となっております。

そこで町長に伺いますが、今後どのような事業を考えておられるのか伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで国のほうから情報等いただいているところです。今、庁舎内、役場全体ですけどもどのような支援ができるかということで、まだ検討の段階でございます。この中で事業者に対するとその中で特に私の方からは農林水産業関係についてお話をさせていただきます。国からの資料におきますと漁業者、農林業者に対する経営支援、漁業者・施設園芸農家・木材加工事業者等の省エネ機器の導入に関する支援というふうなことになっております。農業関係だけ、農林業関係に町、課内で話しているところなんですけども、燃料費の高騰の影響を受けた農林業者への経営支援というところで、まだこれは具体的ではございませんけども令和2年と3年分の差額等によりましてどれだけの支援ができるか、何%の経営支援ができるかということで、差額分についての支援ができればということで現在は考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 農林振興課としてはこの燃料の価格差をいくらか補填を考えてみたいというようなご意見だと思いますが、私としてはこの事業についてはコロナウイルスの中での対応になってくるし、他の町民の方も部分も入っているのではなかろうかと私は感じるところでございますので、あえてこの交付金を使わないで別な方向にと私

は考え方を持っているところでございます。そこで町長にお尋ねしますが、町長としてはどのような事業を考えておられるか全体的にみた答弁をいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 今回、木質バイオ関係の燃料支援等という形での答弁でございますけれども、県の事業もございまして、木質バイオ燃料の安定供給のために木質ペレットの製造事業者に対しまする助成等もあるようでございます。そして間接的には燃料を利用する農家の話をさせていただくんですけれども、農家等への支援もこの中に入っているようでございます。

燃料の高騰の対応といたしましては、ボイラーに限っての話でございますが導入も一つとは思いますが、イニシャルコストもかかるのではなかろうか。又は燃料への直接のほかにもですね重油ボイラーも含めまして、省エネ対策のためのもので毎年メンテナンスの費用、このメンテナンスにかかります部品の交換の費用についても支援するというのも一つの手なのかなとかそういうふうなところも思ったところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長の答弁、いただきましたけれども、まだ私木質ボイラーのことについてはまだ話はしてないところでございます。次に聞きたいというふうなかたちでございました。

本来ならこの事業を、町長としてこの3,000万円をどのようにした活用していきたいかということをお尋ねしたところなんです。それを全体的なとらえ方でお願いしたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。地方創生臨時交付金のこの3,400万円の活用ということでございました。失礼しました。私としては先ほど答弁したところでございますけれども現状、担当課長等によりましてこの交付金のメニューにつきましての、今急いでおっておるところでございまして、そしてまた議員の皆様方からのアイデアがございましたらば、それも一緒に加味して新たなメニューを作ったかどうか。その中に今ご質問があつて内容についてもですね解消ができるということがありましたら、それを含めてですね、今後のメニューに、策定の中に入れさせていただければ、そういうふうになっているところでございます。失礼いたしました。

○3番（遠坂道太君） メニューを今作成中ということでございますので、我々議員からも何かあれば執行部のほうに要望等していきたいと思っております。次に、先ほど町長も述べられたんですけども・・・支援策の提案として私考えたのがですね、暖房機の資金については導入資金は今現在あるわけですが、化石燃料から木質チップを原料とした暖房機の普及を図るリース事業に取り組む考えはあるのか。また、原料となるチップの補助等もですね考えてはどうでしょうか。この点につきまして町長にお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 木質ボイラーのリースということで、そこまで今まで調査したことはございません。このリース等があるかどうか、私達のほうでも調査なりをしてみたいというふうに思います。先ほどの町長の答弁と重複するところがございませぬけれども、燃料となるペレット等につきましては、県のほうのですね林業振興課の事業といたしまして、木質バイオ燃料の安定供給を行うために木質ペレット製造事業者に対する助成というのがあるようでございます。これは間接的にはなるかと思えますけれども、最終的にはですねその燃料となるペレット等を利用される農家の方への支援ということになるかと思えます。燃料となるペレット価格が抑えられるようなところでペレット製造業者への支援ということになってるみたいなんです。価格的には重油の半分くらいということでペレットの最終的な販売価格になっているようでございます。

○3番（遠坂道太君） なぜこのリース事業を考えたのかと申しますと、畜産のリース事業はございます、トラクターあたり結構入っております。今後省エネにつながるような考え方も必要ではなかろうかと考えて提案したところでございます。今、湯前町で暖房機が設置されて農業生産を行っているのが、トマトが1戸、イチゴ5戸、キク農家が5戸でございます。その中で化石燃料を使った暖房機が使用している。やはり面積に応じて使っていると思いますが、特にトマトあたりが一番燃料を食いますし、一番作物でたべるのはナス科系のナスです。その次がトマトですね。そういった形で暖房機の使用 방법이全然違ってきておるところでございまして。今現在、化石燃料を1台すわっているのに対して木質暖房機が1基をつけて、そうしないと前半の温度が上がらないということが踏まえてありますので、そのへんを考えた上での取組ではなかろうかというふうに思っておるところでございまして、今後そういう考えがありましたらご検討いただければと思いますし、町長の意見として聞いてみたいと思いますのでよろしく願います。

○町長（長谷和人君） 今回、暖房機の普及を図るためにリース事業、それから燃料となるチップとあたりの補助というふうなお考えのようでございます。先ほど私が間違っただけで答弁してしまったんですけども、木質ボイラーの燃料等の支援につきましては県の林業振興課の事業としてバイオマス燃料の安定供給を行うために木質ペレット製造事業者に対する助成がございまして。また、間接的にも燃料を利用する農家への支援というふうな形になっているようでございます。併せまして燃料の高騰に対応するというところで、木質ボイラーの導入も一つというふうには思っておるところでございまして。ただ、インシヤルコストもかかるという部分もございまして。燃料への直接支援のほかに、重油ボイラーも含めまして、省エネのための毎年のメンテナンス費用、それからメンテナンスによります部品交換等についても支援するというのも一つのアイディアなのかなと思っておるところでございまして。

○3番（遠坂道太君） 町長も今後の課題の一つだと捉えて省エネに対しての課題ではなかろうかと答弁されていただきました。今後とも化石燃料から木質燃料、町で今後バイオマスという形も韓アエル方向づけも検討されればと思っているところがございます。

次に、資材等の支援につきまして伺います。被覆・副資材につきましては原油の高騰から、ナフサ価格がこの2年で1.5倍に上昇しているようです。トンネル用の農ビ、ハウス、マルチ用の農ポリ、袋、段ボールなどすべての資材が10～25パーセント上がっています。すべての農産物に影響がでています。資材価格の高騰によって農家の生産意欲が減退し、離農者が増えてくるのが心配です。全国的に見ますと、すでに現場からは離農する農家の話も出てきています。

本年度当初予算において、地方創生臨時交付金を活用した施設園芸農家を対象に、湯前町高収益作物等栽培支援補助金として予定農家として20件、上限で50万円、1,000万円の予算が組まれましたが、露地栽培に対応する支援はありません。そこで露地栽培あたりにも対応できるような支援を考えてはどうか、それにつきましてお尋ねを申したいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 露地栽培関係につきましての資材、マルチ等が主になるかなとおもいますが、現在のところはそういう支援がないところがございます。今後の検討課題の一つであろうと思っております。併せまして今年度、町の農業の単独補助金につきましては見直しを行う時期となっておりますので、今議員のほうからお話があったことも含めまして検討をさせていただきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今課長が言われたのは、この今度当初で上げた支援・補助の中身を見直すということによろしいのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 高収益作物等栽培支援補助事業ということで、これは4月の臨時議会のほうで補正をお願いしたところがございます。これにつきましてはまだ細かいところまでの実施要項は決めておりませんが基本的にはこれは今のところそのままということで、対象となるのがビニールハウス施設に対することにしております。露地栽培関係につきましては今までの町の単独補助事業にもございませんので、別にそれにつきましては、今年度他の町の単独補助事業が4年度見直しとなっておりますので、その中で検討させていただけないだろうかと思っているところがございます。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○3番（遠坂道太君） 今の露地栽培につきましてはほとんどマルチ関係が主になっているわけがございます。また、町としても助成はしていないという状況ではないと思うんですね。一つは排ビ関係、あれには町からいくらか町からも助成されているところがございます。今後、全てがという形ではなくても、現状露地栽培でも、ナス、キュウリ、オクラとかもあります。マルチほとんど使っておりますので、若干でも支援できれ

ば考えていただければと思っいるところでございます。現在、種子とか、苗とか、果樹の苗等の補助をされていると思います。今後農家の本当の支援というのは資材等も関係しますけども、生産物を上げていく中の、一つの種子、苗等いくらかの助成があれば一つ考えられないかと思っいますし、現在ある品目以外、現在農家取り組んでいる品目の見直しを取り組んでいただければと思っおるところでございます。それにつきまして答弁をお願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど令和4年度に補助事業の見直しを行うと答弁をさせていただきましたけれども、現在の本年度見直しをいたしますけれども、現行の町単独の補助事業で作物規模拡大等支援事業というのがございます。これにつきましては現在作付けしている作物の面積を増やしたり、新規で作付けをする場合には、必要な種苗代等を補助するというのを設けております。これにつきましては、今まで利用がなかった訳でございますけども、なかったからと言って全部落とすというのもどうかと思っしております。こういうのもありますよと町のほうからもPR等も必要になるかと思っますし、これにつきましては実施するかしないか別にしまして、こういう補助事業が現在もあっているというところでお知らせしていきたいと思っいます。

○3番（遠坂道太君） 今、課長のほうから町単独の事業の見直しでそういった形で品目等も見直していただければと思っ訳です。JAさんの推奨品目が考えておられるわけですね。何種類かございますよね。これ、課長分かればお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 手元に資料持ってきておりませんが、野菜関係についてはほとんどの品目を入れているところでございます。そのほかに薬用植物も入れているところがございます。

○3番（遠坂道太君） その中で、昔からやっておられた、メロン入っていないし、ナスも入っていない。キュウリも入ってなかったと私は感じているところです。私が覚えているのは、甘長トウガラシとズッキーニ、オクラとインゲン、それくらいが大体JAさんの推奨品目で上がってきた品目だと私は理解している、覚えているところがございます。それ以外に、全てのものが上がっていると課長言われましたけども、それであれば今後品目の整理をして、どの品目を町としての取組を進めていくのか、その辺を考えていくべき時期に来ているのではないかと思っているところがございます。

それと果樹農家についても、果樹と言っても湯前の場合はブドウですね、ブドウの品種変わりながら、取り組んでおられます。ブドウの産地として、一世を風靡した産地でございますので今後も取引先等についても、いろんな話も町のほうに来ているのではなからうかと思っおるところでございますので、今後こういった形を考えて対応していただければと思っいます。

先ほどから項目ごとに支援策について伺いましたが、湯前町は農林業を中心として商

工業、観光事業につながっております。

最後に、今後もこのような情勢に対して対応しなければならないと思いますので、町長としての考えをお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今後の対応というお話ですけども、全般的なことから申し上げますと、今回ウクライナ軍事侵攻によりまして、世界的に物価高が続いておるといところでございます。加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているということで、幅広い業種において影響が及んでおるといところでございます。これらの重大な影響に関しますことについては、私では国がやっぱり先頭に立ってその対策を講じていただくと。国のハイレベルな政治行動を起こしていただくというのが私としては基本なのかなと。これが一番大事なのかなと思っております。そしてこれまでの県の動き、国の動き等につきましても、先ほど答弁しております内容と重複するところあるかもしれませんが、お話をさせていただきところでございます。

まず、熊本県におきましては、本年4月に国に対しまして原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた要望書が提出されております。その要望の内容は大きく7項目に及んでおります。主なものだけ申し上げますけど、燃油価格高騰に対する支援、それから資材価格高騰に対する支援、それから配合飼料価格高騰に対する支援、それから肥料価格高騰に対する支援などが要望されております。これに応えるべく、政府は7日、今後の予算編成や政策の指針となる骨太方針を閣議決定をしております。この中で、食料を外交と経済、エネルギーと並ぶ4本の柱の一つに位置付けるということで、肥料高騰への対策検討や国際飼料や米粉などの生産拡大を図ることなどが明記されておるところでございます。この骨太方針に盛り込まれた項目につきましては、参議院選挙後、秋に見込まれる経済対策の裏付けとなる補正予算での対応が今後の焦点になるのではなかろうかというふうに思っております。選挙後の新たな経済対策をとりまとめるということで大規模な補正予算が編成されるのではなかろうかと思っております。その中で、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした肥料価格の高騰を踏まえ、農家支援を検討ということで緊急対策でガソリンなどの燃油価格抑制のため、補助金については現在9月までを確保されておるんですけども、原油価格は当面高止まりするということで10月以降も支給を継続する方向で調整するなどということで情報が入っております。政府与党は負担軽減策として新たな補助金制度の検討にも入っているという情報でございます。

それから、熊本県におきましても6月定例議会補正予算に、先ほど遠坂議員からもお話がっておりますが、農林水産業への支援ということで、肥料価格高騰の影響緩和のための化学肥料削減に取り組む農業者の肥料の一部を助成する肥料価格高騰緊急支援事業、それから県内由来の未利用資源等を用いた特殊肥料と普通肥料を組み合わせた指定混合肥料の生産支援に対する助成、国産肥料安定供給支援事業、それから畜産農家に対

しましても令和4年度生産積立金の増額分を助成する配合飼料価格高騰緊急支援事業などがあります。それから加えまして、再生林の取組を拡大する森林組合に対する支援や高騰に係る負担等の軽減のための定額支援。それから森林再生支援事業費等が追加補正が上程される予定というかたちでございます。色々申し上げましたが、私もう一回申し上げますけども、世界的な物価高騰の原因からいたしましても、やはり国が先頭に立ってその対策を講じていただく。国がハイレベルな政治行動を起こしていただく、このことが一番私としては大事ではないかなと思っております。その上に立ちまして、本町といたしましては国県の動向を注視し、対応可能な支援ができることを検討していけばというふうに思っております。

先ほど答弁もしておりますが、今後議会の皆様方にも、色々アイデアをいただきながら、またご相談をさせていただければと思っております。なお、JAくま組合長、球磨酪農組合長、球磨地域畜産農協の組合長ともすでに連絡をとらせていただいております。各組合の対策、動きにつきましてもお話も伺ったところでございます。今後も何かの動きがございましたら、お話を聞かせていただくことで、私としてはアンテナを立てて情報を色々とりながら対応をしていきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） ただいま、町長の考えを伺いました。私も思いますが、政府が骨太の支援策を構築してくると思いますが、それにつきまして県でも支援策の構築がされていくと思えます。そこで町としてもできることもあるのではなかろうかと思っていたわけでございますので、今までにも、町として農業関係におきましては、色々事業を展開されておられるわけですが、財政厳しい中ですが、現状を打開するためにも、将来、農地を農地として残すために農家への支援策を期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、農業支援について遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、農業支援についての関連質問を終わります。以上で遠坂議員の一般質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

一つ、若者の人口流出を抑制するための方策について、西議員の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） 皆様お疲れ様です。ただ今議長の御指名を頂きました議席番号2番の西靖邦でございます。本日は、通告書に従い質問させていただきます。

質問事項、若者の人口流出を抑制するための方策について、要旨1、テレワークにより地方に働く場を提供できるサテライトオフィス等の誘致策についてです。新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでの集中集積を図る社会システム意識は大きく変革していくことになるでしょう。東京一極集中など、以前から日本社会が抱えていた課題を改めて、おおよそのことはオンラインで対応できることが判明した今、ウイズコロナ時代の新しい社会においては、時間や場所にとらわれない、自由度と満足度の高い暮らし方と働き方の価値観が大きく変わろうとしています。ポストコロナ社会に向けてテレワークが今後あらゆる業種、そして企業の規模の大小を問わず広がりを見せていくこととなり、社会全体の価値観や消費行動の変化などとともに、働き方や休暇の取り方の変化が一層進んでいくのではないかと考えております。総務省が本年度5月27日発表によると、2021年8月時点で従業員100人以上の約2400社から有効な回答を得、51.9パーセントの企業がテレワークを導入していたとのこと。工場などの誘致が困難であり、雇用の場が少ない、こういう問題への取り組みの一つとして、テレワークにより、地方に働く場を提供できるサテライトオフィスなどの誘致などの取り組みは、事業所が少ない地域にとって、第2の企業誘致というべき重要な取り組みであると思います。都市部の企業を誘致していくための企業情報のより一層の情報共有や、企業等とのつなぎを行うコンシェルジュの設置、従業員規模が小さな企業を含む立地促進のためのスタートアップ支援などが必要になってくるのではないかと考えております。このサテライトオフィスのメリットとは、1点目に、空き家、遊休施設の利活用ができること。2点目に、地域に雇用が生まれることによる波及効果があるということ。3点目にシビックプライドが生まれること。このシビックプライドとは、過疎化、少子高齢化により、かつての活力を失い、住民が自分の住んでいる地域に対する誇りや愛着を失いがちになるが、外部に人がここで仕事がしたい、すごくいいところだと評価することで地域を見つめ直し、地域の持つ魅力に改めて気づくことができるといったメリットがあるということであり、人口減少や空き家対策が課題となっている本町において、空き家、遊休施設などの利活用、また既存稼働施設の一部用途変更による活用等により、新しい働き方を検討している企業や創業を目指す方々を呼び込むことができれば、地域経済の活性化や地域のポテンシャルを生かしたイノベーション創出につながるものと考えます。本町におきましても今年度からワーケーション事業に取り組んで行かれますが、今後のウイズコロナ、ポストコロナ社会を見据え、サテライトオフィス等の誘致促進について、どのようなお考えをお持ちか、御見解をお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） 製造業の誘致が難しい県南地域におきましては、IT

サービス関連企業の立地が進んでおりますが、本町では、まずはこれらの企業との信頼関係づくりを構築したいと考えております。その上で将来的には事務所の立地、町民の新規雇用などにつなげていきたいと考えているところでございます。すぐにサテライトオフィスの誘致ということではなく、まずはワーケーション事業、本年度取り組むこととしておりますが、このワーケーション事業によりまして、企業とのつながりを持つことから始めていきたいと考えております。その上で企業のニーズに応じました受け入れ体制を構築しまして、サテライトオフィスなどの整備、必要ならば考えていきたいと考えております。

○2番（西 靖邦君） 答弁ありがとうございます。ワーケーション事業に特化して取り組んでいくということなんですけども、たぶん企業さんとも密接につながりを持っていかれると思うんですけども、そのへんでやっぱりサテライトオフィス等らしい言葉も出ると思うんですけども、その時にやっぱり積極的に同時に聞いていかれたほうが、私はいいいと思うんですけど、そのへんはどうでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますとおり、私どももそのような考えでおりまして、ワーケーションの中で、そういった企業様のニーズを把握することに努めて参りたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） その時に、先ほど空き家とかいろいろ施設の関係を行いましたけど、その施設の関係とかどういうふうにお考えですか。既存を利用されるとか、一部変更をするとか、そのへんもお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） それに関しましても、現在、当然既存の施設、これも活用できないかということも考えておりますし、また新たなそういった企業様のニーズがまた違った視点で出てきますれば、新たな先ほどの、既存利用施設の用途変更ですとか、そういったことも当然考えていくべきかと考えております。それも先ほど申しましたようなワーケーション事業によりまして、企業様のニーズを捉えた上での対応ということで考えていきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） ありがとうございます。総務省が平成28年、29年度にお試しサテライトオフィスモデル事業を実施しまして、平成30年度からサテライトオフィス、シェアオフィス等の施設整備、運営、利用促進等の取り組みを行う地方公共団体に、支援するために、地方創生テレワーク交付金等の助成制度もあるようなんですよ、今後、その交付金の制度内においても調査が必要かと思われそうですが、執行部として調査等について、どのようなお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 当然そういった整備関係を行う際には、国または、県からの補助制度が用意されているところでございます。これにつきましても担当課におきましても随時情報収集に努めているところでございます。また県との意見交換会の中

でも、そういったお話を直接的に頂いた経緯もございます。そういった財源活用、それは当然していくべきことと考えております。

○2番（西 靖邦君） 町が施設整備を行うなどして、やっぱりサテライトオフィスを誘致することにより都市部から地方への新しい人の流れを強くし、外部の人材を取り込んでいくことが重要だと思っております。若者流出過多の社会構造から脱却するためにも、今後の施策展開を望んでおります。町長におかれましても未来に向けたまちづくりで、事務所の立地について述べられておられますが、町長の御見解についてお伺いをいたします。

○町長（長谷和人君） 若者の人口流出を抑制するための施策の一つに、サテライトオフィスというふうな御質問でございます。今回私としては、テストプログラムという位置づけで、サテライトオフィス関係についての事業をR4年度で行わせていただくところでございます。当面働き方改革という言葉が発しておりますけども、その中の一つの中で、やはり地方におきましては、やはり情報技術の発展によりまして、職員をひとつの場所に集約する必要がなくなって、必要性が低くなっているという背景もあるのかなというふうに思っております。この地方によって、大きな豊かな自然の中での勤務が可能になっているということで、職場と住居地とが隣接するというところで、容易に仕事とプライベートが双方になってプラスになるという面も即しているということと、更には災害時におきますリスク分散が考えられるのかなというふうに思っております。サテライトオフィス等につきましては、特に比較的小規模でございますので、本社や工場とは異なり、人口、産業が乏しい本町におきましては、可能な事業なのかなと思っております。冒頭申し上げましたけども、本年度はワーケーションを導入委託によりまして、テストプログラムするというところで、基本、町で負担いたしまして、企業を誘致するというところでございます。企業によってのメリット、それから企業がワーケーションを導入することによって、働き方改革の促進や、企業価値の向上の面で、大きなメリットが考えられるのではなからうか、その上に企業価値の向上や地方創生の寄与、そして地域との関係性の構築あたりが考えられるのではなからうかなというふうに思っております。本町といたしましては、このワーケーション事業によりまして、企業とのつながりを持つことから始め、その受け入れに応じた企業様から、先ほど課長も答弁しておりますが、様々な御意見や希望、またデメリットの部分をお聞きしながら、次のステップにつなげて行こうかと、そんなことも思っているところでございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） 町長から御答弁頂きました。ワーケーションをひとつのステップとして、前向きに、前向きに、前向きに、階段を上がっていただきたいと思っております。地方志向を踏まえ整備したテレワーク拠点やワーケーション施設への活用につな

がるきめ細かな誘致活動を行っていただき、雇用の創出や地域産業の振興にもつながる可能性があることが上げられますので、誘致の実現を図っていただきたく要望をいたしておきます。

それでは要旨2に移らせていただきます。要旨2、若者の地域定着のための働く場創出について、近年の問題は、地方からの若年者流出が続く中、地域人口の減少傾向に歯止めがかからないことです。大きな問題のひとつは、地域の就業機会であります。つまり、地方からの若年者流出には、地元で働く場がないことがひとつの要因とされ、若者が地域に定着していけるための仕事づくりが求められています。東京をはじめとする大都市と比べた時に、賃金水準で差があるなど、若い人の就業希望と折り合わないこと、地元企業が十分知られていないことに課題の中心があります。大学等のない人吉球磨において、進学等でいったん地元を離れることは仕方ないでしょう。しかし湯前で大切に育てた若者が出て行ってしまったままでは、地域で生活する者として非常に残念で仕方ありません。若者に将来の生活の場として地元を選んでもらい、その思いを叶えられるようにすることが必要です。そのために私たちがすべきことは、町の人口が減るという事実を客観的に受け止め、新たな視点からの施策を行うことではないかと考えます。

そこで、地元企業が知られていないという課題に対処することも必要かと思えます。具体的には、本人（学生）や両親に地元企業をPRし、Uターン、就職の選択肢として知ってもらうことです。雇用促進事業として、そのひとつは、地元企業の魅力や製造業の楽しさを伝える企業紹介の場を設けることにより、地元こんなにもたくさん企業が、地元企業の魅力を知ってもらうことにより、地元就職のきっかけとなつてほしいかと思えます。高校生になって職業を選択するのは遅いため、ある程度中学生のうちから将来の職業について考えてほしいかと思えますので、企業紹介の場として、中学校の体育館等に、社会福祉法人、食品製造業、金融機関等の人吉球磨の企業が参加し、指定のブース内で展示や体験等を毎年開催することにより、生徒にこうした意識づけは、将来的な地元就職に結びつくような就職希望を育てていく意味で、長期的なすり合わせを行っていくことも雇用創出につながっていくのではないのでしょうか。

もうひとつは、大規模な企業誘致は望みにくく、農産物や観光等地域資源を活かした雇用創出に取り組む事業化も必要ではないかと思えます。事業化によるイノベーションを通じて、これまでにない新たな財、サービスが生み出されることで、若者にとって魅力のある新たな雇用が創出されるのではないのでしょうか。

地元雇用は非常に難しい問題であり、短時間で解決できることでもなく、お金があればできるものでもなく、行政ができることも限られています。こうした現実を食い止めるためには、いかに若者を生まれ育った町に留まらせるかその方策が、正に求められております。

以上、2項目の雇用事業案について述べさせていただきました。これまでの取組と課題を踏まえ、今後どのように進めていかれるのか、町長の御見解をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 中学生のうちから将来の職業について、を考えるとということで、地元企業を紹介する展示や体験等を開催したらというお話でございました。いわゆる大学でいうならば、就業セミナーのイメージをちょっと考えたところでございました。詳細は教育課のほうが、よく承知しているところでございますが、現在中学校におきましても2年生の授業で、例年地元の事業所で職場体験を行う授業を実施しているところでございます。この授業によりまして、町内におきましてはどのような職場があるのかという意識づけを行っております。そしてまたこれまで若者向けの就職相談でございまして、若者サポートステーションやジョブカフェなど関係機関との連携によりまして、本町で開催してきたところでございます。他にも農業や商工業者向けの後継者対策事業をはじめ、若者住宅の建設、それから各種子育て支援事業の実施など、若者が定住するための施策や事業を展開しているところでございます。また近年でございまして、実績といたしましては、レールウイングの再整備によりまして、まんが図書館やカフェを建設することで、若者の雇用を創出しているところでございます。これまで行ってきております施策や事業を進めてきておりますが、都市部との賃金格差であったり、若者に人気のある、例えば、IT企業や事務系の職場が少ないと、それからそのほか、またそもそも若者には、一度は都会に出てみたいという願望がございまして、なかなか若者を引き留めることができないような現状もあるところでございます。そのために若者向けの就業に関するアンケート調査や若者会議も開催しているところでございます。若者のニーズの正確な把握なども行っていかなければならないのかなというふうに思っております。また新たな視点といたしまして、本町とつながりがございまして企業や、今年度着手いたしますワーケーション事業で関係を作った企業へのアプローチにより、サテライトオフィスの誘客や企業誘致につなげ若者の雇用の場を創出していきたいというふうに思っているところでございます。それから本年度からでございまして、熊本県の企業誘致連絡協議会あたりに入会しておりまして、166の会員で組織をされております。県庁の企業立地会の情報交換、また東京大阪事務所での情報交換や企業訪問など、これから考えられることにつきましては、動きを加速させていきたいというふうに思っておりますし、まずは1件でも働く場所の創出に努力するというところでいきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） 中学生の頃、職場体験ということをおっしゃったんですけども、職場体験と、自分の将来の職業を見つけようと思うのは、意味合いが違うと思うんですよ、要は職場体験はどんな仕事をしているのか、自分で働いたりする。じゃなしに要は自分が中学生の時に、どんな職業に就きたいのか、どんな職業があるのか、例えば、

設計事務所でCADで書いている姿を見るとか、あとは現場に行ったら現場監督さんを見るとか、いろんな職業がいっぱいありますよね、そのへんを中学生の時から植え付けていくというのが非常に大事だと思うんですよ、職場体験じゃないんですよ、そのへんを、雇用創出とかいろいろありますけども、地元企業の魅力を伝える場とかというのは、今からやっていくお考えはないですか。

○町長（長谷和人君） 先ほど申しました職場体験の目的でございますけども、職場の見学や体験を通じた、働くことへの意義を考える機会、それから自己理解の進化ということで、興味、関心、適性によりまして、将来の進路選択や生き方を考える機会、そして挨拶や応対、迅速な行動など、社会的ルールやマナーを学ぶ機会、そして地域の人との交流、身近な人々の仕事を理解し、自分たちの生活環境について考える機会と、大きく4点の目的としているところでございます。この中におきまして大事なことは、子どもたちが、先ほどから御質問がっておりますけども、地元に残るか残らないかという前の、基本的な教育の部分のことを今申しているわけございまして、その先に、やはり郷土愛というのが生まれてくるのではなかろうか、今地元どんな職場があるのか、そしてその中で、自分がどうしてこの職場を選択して、そしてどういうことが今起きているのか、そこを体験するというのが、まずセオリーのひとつになってくる。その先にまた次元の違う新たなものが生まれてくるのではないか、そういうふうには思っているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 町長のおっしゃることも理解してます。町内でしたら、企業数が知れていますよね、言い方悪いんですけども、要はいろんな職種がもう何百種類とあるんですから、私はそれを言いたかったんですよ、要は職場体験で挨拶とか礼儀とかを学ぶのもすごくいいことです。ただども中学生の時からどんな職業があるんだとか、自分で考えていく場を作ってほしいかなと申し上げたんですけども、これ私事になりますけども、おじが建築家の測量設計を数か月かけて制作していたんですよ、私が小学校6年か中1の頃、その影響により、自分の目指している私の行く職業が見つかるきっかけとなりました。企業紹介の場は、将来の職業を考えていく過程においても、生徒にとっては、すごくプラスとして働くのではないかと考えておりますので、そのへんはよくまた御検討をいただいたらいいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○教育長（中村富人君） 今、職場体験の件が町長から答弁ございましたが、いわゆる中学校での学習内容というのは、ご存知のとおり学習指導要領で定められてありまして、中学校における職業、進路指導がこれにあたるわけで、その中で一般的にキャリア教育といわれる部分であります。キャリア教育の目的というのは、先ほど町長が4つの観点で申されましたが、簡単に言いますと、言葉を変えますと職業観、それから勤労観の育成というのが、キャリア教育の目的となっております。そういうことで、現在中学校に

おきます職場体験については、職業観ということで、いわゆる職業観の育成ということで、西議員からありましたように、一般論として、どんな仕事があるのか、湯前町じゃなくて、そういうのをいろんな資料等から探します。そのためには、どういう進路、高等学校では、どういう道を行けばいいのか、そういうのを学習しまして、それを発表し合います、中学生は共有していく、そういうのが職業観といいますか、そういうことになっています。勤労観というのがひとつの大きな柱がございますが、そこで実際に地元にあります企業に体験しながら、勤労観、働くこと、そういう意義を感じ取るというような2つの柱になっております。今日の西議員の話の中にありましたのは、中学校の体育館に地元の企業を呼んで来て、いろいろお話を聞いて、とても意義あることだと思います。そのことをどうするかというと、話を聞いて中学校、あるいは大学によります、インターンシップ、これ就業体験と言うんですが、自分の就きたい、目指す仕事、そういう所に直接就いて、そこで、その職業について深めていって、そして企業等に就業していくというような、そういう部分がございます。その堺がちょっと、どこでそれを区切ったらいいのか、中学校で無理なのかということもございますが、西議員の提案を受けるならば、ブースでいろんな企業が来て、その話を聞くというのは、中学校で取り入れるならば、いわゆる職業観の部分に入ると思いますが、そこで一般論といいますか、浅くといいますか、そういう取扱いはできないことはないかと思えます。今現在行われておりますキャリア教育では、地元の企業をいわれる時には、ある企業を例えば、2つ、3つ呼ばれて、その企業の代表の方から、仕事の内容等を、一般的に紹介されます。そしてこういう仕事をするには、どういう勉強が大事かとか、そういうお話をさせていただいて、それを中学生がみんなで共有をしていくというような、ちょっと浅い部分のタイプ一般でございます。その取扱いが学校によって、ここはダメだとかありませんので、先ほどの提案を聞いておりますと、ちょっと高等学校のインターンシップに近いのかなという、そんな感じをしたところでございます。以上です。

○2番（西 靖邦君） 突然の教育長の御答弁ありがとうございます。いろいろと共有していかれるという御答弁を頂きました。私も理解はしております。最終的に地域で大切に育てた若者が、ほかの地で活躍していくことは、非常に嬉しいことですが、若者の定着につながる有効な施策を、本町にも取り入れていっていただきたいなというふうな要望をいたしておきます。以上、要旨2項目について質問いたしました。

自治体トップが明確なビジョンを持ち、政策を打ち出せば、地方が都市部から人を受け入れ、転出超過を改善し人口減少のスピードに歯止めをかけることは、十分に可能ではないでしょうか。執行部におかれましても、現実を重く受け止められて、取組の成果が、いつしか町民に見える形になることを心から望みまして質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、若者の人口流出を抑制するための方策について、西議員

の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の1のサテライトオフィスの誘致について関連質問をさせていただきます。先ほど本山課長のほうから、まずは信頼関係を築いて、その後にサテライトオフィスの誘致を考えていきたいということでした。ただ総合戦略、あるいは総合計画を見ましても、このサテライトオフィスの誘致であったり、ワーケーションというキーワードというのは出てきません。今回、西議員が質問されたところの信頼関係を築いてサテライトオフィスを誘致するまでの事業というのは、どの計画、どの戦略に基づく行動なのでしょう。

○企画観光課長（本山りか君） 全体的な総合計画、総合戦略の中におきまして、雇用創出は大きな取組の一つということで打ち出しをしております。またその下につながるものとしまして、過疎計画の中に、昨年度計画しました中に、サテライトオフィスの誘致等についても触れているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） まずは信頼関係を築くと言われましたが、じゃあ果たしてこの計画に、過疎計画の中にあるということなんですが、いつまでにこの信頼関係を築いて、いつぐらいからサテライトオフィスの誘致を考えられているのか、町長にお尋ねします。

○町長（長谷和人君） いつまでというふうなお話でございますけども、非常に難しい質問でございますが、今回取り組みます分につきましては、先ほどから何回も申し上げているんですが、テスト的に行うというところでございますので、その反響を見た上で、いろんな施策が、どういうものが出来上がってくるのか、例えば、ハード整備が必要なのか、ソフト整備が必要なのか、諸々のやつを考えながら、その先にその目標あたりが出てくるのではなかろうかなと思っておりますので、急いでやらなくてはいけないという部分もあるわけでございますけども、これはやっぱり働く場の改革あたりが今進んでおりますので、私としましては、3月議会でも答弁させていただきましたが、ここについては積極的に取り組んでいきたい、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 要旨の2ですけども、先ほど町長の答弁の中で、若者会議の開催をした中で、雇用の場の創出あたりの中身の話をされたのか、それについてまた若者あたりが雇用の創出の、どのような考え方を持っておられるのか、それにつきましてお尋ねをしたいと思えます。

○町長（長谷和人君） R3年度におきまして、若者会議を1回開催したところでございまして、まだその動きというのがはっきり見えてきていないところでございます。これから、この若者会議の中で、引っ張っていただいの方の、リーダーあたりがまだ決まっていますので、今年そこらへんもまとめながら、そして前回の時にも講師をお招きしてお話を聞かせていただきました。この若者会議とは何ぞや、ということをお話

をさせていただいております、今年も同様なかたちで講師をお願いしながら、本町におきます若者がどんな働き方をさせていただくか、そしてほかの地区ではどういうことが起きて、今動いているのか、そこらへんも十分踏まえながらこの若者会議を有効に活用していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、若者の人口流出を抑制するための方策についての関連質問を終わります。

これで、西議員の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後12時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、空き家対策について、吉田議員の質問を許します。

○1番（吉田精二君） 1番議員の吉田です。通告に従い、質問いたします。

質問1、空き家対策について質問いたします。近年の高齢化や過疎化によって、本町内においても空き家の増加が目立っている状況であります。空き家の中には、定期的に管理に帰ってきて掃除されている空き家もあれば、長年放置されて半壊状態、庭も雑草や雑木までもが茂っている家もあります。

先日、小学校の保護者の方から、通学路沿いの空き家が倒壊しそうで危険、また木の枝がはり出して通路にかかっている、町のほうでどうにかならないかと相談を受けました。現場を見たところ、納屋が傾いて崩壊状態で、今にも瓦が落ちてきそうで町道に落ちそうでありました。すぐ横には子どもの登校時の歩道で、非常に危険な状態でありました。また、荒れている屋敷の雑木や雑草が歩道近くまではみ出しておりました。

町内には、まだ何箇所か危険な状態のものもあります。また、今後更にそういう空き家が増えていくのは目に見えている状況であります。

そこで、要旨1、空き家に対する町の対策について質問いたします。昨年の議会で、空き家の調査についての質問があり、近日中に調査を行うという答弁でありましたが、調査は実施されたのか質問いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 本年度の5月中におきまして、区長様の御協力の下、実施を行ったところでございます。

○1番（吉田精二君） その結果の集計とか分析等はもうできているものでしょうか、

質問いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 5月中に終了がいたしまして、今集計を行っているところでございます。

○1番（吉田精二君） まだ集計とか分析ができていないようですので、前回、平成28年ぐらいに調査されたデータがあるかと思いますが、そのデータで結構ですので教えていただきたいのですが、平成26年に公布されました空き家等対策の推進に関する特別措置法、略して空き家対策特別措置法といいます。第2条に書いてあります特定空き家等に該当する空き家の数はどれだけか教えていただきたいと思っております。ちなみに、本文を読みますと、特定空き家等とは、とありますが、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう」ということで、この空き家等には空き家それから空き家の敷地も含むというふうに解説されております。回答をよろしく申し上げます。

○企画観光課長（本山りか君） 今議員が御解説いただきました特措法の第2条に該当するような空き家でございますが、一応そのような空き家に該当するのではないかなという把握はできたところなのですが、ただしこれはあくまでも担当課の独自判断によるものという段階でございます。特定空き家として指定したものではありません。ため、現段階では何件ございましたという報告はできないような状況でございます。

○1番（吉田精二君） まだ戸数につきましては特定できないということですが、実際特定できるというようなことを想定して質問を考えていたわけですが、そういう空き家の中に、実際例えば管理者とか相続権者等が分かっている家と所在不明の空き家があると思っております。例えば今後、今調査されているデータの集計ができて、その中で特定できる空き家等につきまして、特措法の第14条の中で、いろいろ助言をしたり指導したり勧告、ひいては行政代執行とかまでできるような条文の規定がありますが、その点までしなければ今後ますます空き家が放置されていくような状態が続くと思っております。その点についての今後の進め方の考えを教えてくださいたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 過去にも、例えば町道にはみ出している支障木などが交通状態に支障を及ぼしていること、そういったことにつきましては、その部分に対して適応いただけませんですかというような指導であったり助言であったり、そういったことはしてきた経緯がございます。また、瓦が落ちる可能性があったりして近隣の方に御迷惑がかかっていたりとか、そういった場合も、管理者の方が特定されていれば、御連絡をして改善を図ってきた経緯もございます。

今後におきましても、そういった近隣住民の方に影響を及ぼすようなものにつきまして

ては、特措法に基づきましての啓発・助言・指導、そういったことを行っていきたいとは考えております。

○1番（吉田精二君） 過去にもいろいろ取り組まれている経緯があると思いますが、先ほど質問しましたように、なかなか応じていただけなかったりとかそういうようなことで、まだまだもうちょっと深掘りして、所有者・管理者のほうに接触してしなければならないような空き家等も見受けられると思いますが、今後その付近について、そのような空き家のための対策もどのようにしたいかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 現段階におきましては、本町において空き家対策の計画なるものはまだ策定しておりませんので、先ほども申しましたとおり、空き家対策特別措置法、国の定める法律に従って市町村が行うべきものについては、積極的に改善とかそういったことについての啓発又は指導・助言を行っていきたいと思っております。

○1番（吉田精二君） よろしくお願ひします。

次に、所有者又は管理者が特定できていない特定空き家等について、調査の段階で今から詰めていかれると思いますが、所有者・管理者が不在とか不明の空き家等が出てくるとは思いますけども、その特定空き家等の管理についてお聞かせ願いたいと思います。所有者不明の家屋といえども、危険だからということで第三者が勝手に家に立ち入ることは慎重にならなければならないと思いますが、特措法の第14条の第10項では、一定の手続きをすれば略式代執行、いわゆる町ならば町が町の予算で解体や除去というようなものができると定めてあります。

今回私に相談があった危険な空き家について、もし所有者とか管理者が特定できなければ、通知等の対策で町民の安全のために、第10項の規定を適用して危険物だけでも除去するなどの対策をとるべきだと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 第14条の第10項ということでございましたですかね、その中におきまして、これまでの課長の答弁とちょっと重なる部分があるかと思いますが、空き家特措法に依ります法律の下におきます本町においては条例の制定がなされていないところがございますので、運用に関しましては非常に慎重に行うべきだろうというふうに思っております。

今後条例あたりの整備を行いながら、今議員が質問されている分についての、空き家等を解体とかという、そういうふうな話に展開ができるのかなというふうに思っているのですが、現状のところはまだ条例等が制定されておりませんし、計画書なるものもできておりませんので、その解釈についてはちょっと慎重に取り扱わなくては行けないのかなというふうには思っておりますのでございます。

○1番（吉田精二君） 特措法の中には、課長も言われましたように、市町村の計画を

立てて、空き家対策について対策を講じていくことができるというようなことがあります。略式代執行の場合にはもちろん予算もかかりますが、市町村計画を作ったならば、国・県からの助成等もありますので、今後湯前町が安心・安全なまちづくりを進める上で特に避けては通れない問題だと思っておりますので、すぐにでも検討をしていただければというふうに思っております。また、すぐにはできないにしろ、当然現状としまして、危険な状態にある箇所が湯前町内に何箇所かありますので、そういう所につきましてはバリケードとかロープを張って、注意してくださいとか促したりするような対策が必要かと思っておりますが、その点につきまして防災上の観点からの答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

○総務課長（西村洋一君） では、防災・交通安全の観点から答弁させていただきます。そもそも論といたしまして、歩行者への危害が想定されるような危険な空き家であれば、所有者の方が責任を持って改修又は撤去すべきものと考えております。歩行者に被害が出れば、法律では空き家の所有者の方が責めを負うということになっております。ただし、町には住民の生命を守るという責務もありますので、可能な範囲で対策を講じる必要があると考えております。

例えば、道路上に瓦や壁が落下している場合、また今にもそのような物が落下し、通行人への危害が想定される場合等、道路上に危険が生じる恐れがある場合は、道路の各管理者と協議をして、落下物の撤去、カラーコーンの設置等、応急処置程度は考えられるところであります。ただし、カラーコーンの設置につきましては、専用の歩道がある場合は良いのですが、白線のみ狭い路側帯だけの場合は、カラーコーンを設置することで通行される方が車道にはみ出して歩行しなければなりませんので、設置可能であるかどうかを慎重に協議しなければならないと考えております。

なお、議員もご存じのことと思っておりますが、通学路の危険箇所につきましては、PTA、学校、教育課、総務課、県、警察が連携して、毎年調査を行いまして、必要があると判断された所には対策が講じられているという認識でございます。ですので、そのような対策が講じられていないと感じておられる所は、そのような理由から設置できない、対策がとれない場所というところで御認識いただければと思います。

○1番（吉田精二君） 学校、PTAのほうでも、警察のほうでもいろいろ対策をとられていると思いますが、実際、現実問題としてやはりそのような相談があつておりますので、なるべく保護者の方とか子どもに危険が及ばないような対策を講じられるように願ひたいと思っております。

次に、要旨2の質問になりますけども、空き家管理をふるさと寄附金の返礼メニューにしてはどうかという提案でございます。湯前に家がある方の中には、湯前の家のことが気になりな方も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。また、ここ2年ほど

はコロナ蔓延防止策で県外移動が制限されたりで、盆と正月には帰省できなかった方もいるはずでございます。そのような人たちのために、ふるさと寄附金の返礼として、空き家やお墓の管理を労務の提供としてお返しするというものであります。物品での返礼からすると件数は少ないかもしれませんが、必要な方から見れば有り難いし、町としても寄附金収入増と空き家対策にもなると思います。

全国で導入されている自治体も多数ありますので、そのような部分も参考にして、本町でも導入を検討されてみてはどうでしょうかというようなことで御提案を申し上げますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本件につきましては、過去にもメニュー化を検討した経緯がございます。ただし、その際、受託者の選定ですね、実施していただく事業者様の選定のところでちょっとそれが実現できず、断念していたという経緯がございます。空き家の適正管理、それから所有者の方への啓発に関して有効なメニュー化だと考えておりますので、再度除草作業ですとか見回り、こういったものについてのメニュー化について検討してみたいと思っております。

○1番（吉田精二君） 前向きに御検討を願いたいと思います。

これで、質問1の空き家対策についての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、空き家対策について、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の2の空き家管理のメニュー化についてお尋ねします。メニュー化について検討したいということですが、過去の一般質問等においても、行政ではなかなか対応が難しいので民間委託の検討をしてはいかがかといったところを町長に問いただしたところ、それについては早急に検討して返答したいということで受けておりました、その後まだ検討結果を受けていないところです。検討状況というのは今どうなっているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 過去にメニュー化を検討したということで、今おっしゃったような答弁をしたのですが、その後空き家のほうを見ましたときに、外側だけしか見えないという部分がありましたものですから、それを例えばでございますけれども、シルバー人材センターに頼むという形になりますと、やはりそこは家屋を調査して確認ができるということで、そこに特化した例えば建築士さんとか、そういうふうな免許を持っている方がやはり見るべきではないだろうかというふうなところになりましたものですから、そこで今課長が答弁したような形で今止まっているような状況でございます。ちょっと幅を広くして、例えば一級建築士あたりの事務所辺りに調査をするとか、そういうふうになってしまいますと、ある程度調査の項目あたりが例えば10項目とかしますと、お値段もちょっと上がったとかという課題も出てくるのかなというふうに思っ

おりますので、そこは前向きに捉えて検討していこうかということでの答弁でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 行政代執行という話もちよっと出たわけですけども、本町では行政代執行をすべきではないかというような議論がされるような物件もあるやに思います。検討されるような物件について、真剣に考えられたことがあるのかなと非常に心配しております。実際、これはどうかなというような建物があるのは間違いありませんので、その検討はされたことがあるのかお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 実は、先ほどから吉田議員からございました法律に基づきまして、本町については条例化ができていないという部分がございます。今、金子議員がおっしゃったその把握については真剣に考えたかというのは、実は考えておまして、いろんなパターンが実はございます。例えば、条例ができて、そしてそれが可能になったというところでの答弁をさせていただくと、仮定でございますのでまだできていないのであれなのですけども、そうになりましたときに代執行をするという形になります。当然、その場合については町が行うわけでございますので、一時的には町の財源を使うと。全国的に調べた時に、幾らか代執行の数値がございました。その分について、早く言いますと肩代わりしたような形になっていると。財源的な問題もございます。

それから、いわゆる相続権等の部分の権利の部分が発生して、実は相続権を放棄されているという部分も町内の分はあるわけでございますけども、代執行をした後に権利者の方が現れまして、何をやってくれたのだということで法的な部分もまた出てくるというふうなこともございますものですから、それで今のところ本町においては、ここまではできていないというところでございます。ただ、各自治体におきましても条例化というのが進んでおるようでございますので、そこは検討を重ねていこうかなというふうには思っておるところでございます。

○8番（金子光喜君） 実害が出ないうちに条例化されて、しっかりとした対応をできることが一番望んでいることですけども、危険にさらされているといえますか、いわゆるその近隣の方たちへの説明というのはできているのでしょうかお伺いします。

○町長（長谷和人君） 近隣辺りについての説明は、うまくできていないそうでございます。

それから、もう一点ちよっと申し上げたいのですけども、今回の法律の中に、第3条の中に、空き家等の所有者等の責務というのが実はうたってございまして、この中で、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするというようなことが書いてあります。本来は、そこが本当は主目的なのですけども、それができないので市町村の責務というのが第4条に参っておりますので、本来であれば

最初に答弁したような形ですけれども、所有者が適正に管理する、これがモットーではないだろうかというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、空き家対策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、奨学金について、吉田議員の質問を許します。

○1番（吉田精二君） 次に、質問事項の2、奨学金について質問いたします。

要旨1、給付型奨学金制度の導入の考えはないかという質問であります。誰も彼も返還しなくても良いというものではなく、卒業後に湯前町に一定期間居住された場合に、償還額の何割かを免除するというものであります。過疎対策や定住促進といった面からも取り組めないか提案するものであります。勉強意欲のある子どもがより上の学校に進み、専門的な知識を身に付けて、湯前に帰ってきて湯前で活動する。町にとりましては財産になるかと思えます。

現行の奨学金の償還は、最長で借りた年月の倍の期間で、卒業してからすぐに始まります。卒業後すぐには収入も不安定でありますので、その時期の償還を申請により減免してやるとか、非常に難しい部分もあるかと思えますが、家庭の事情で上の学校に行きたくても行けない、故郷に残りたいと志す子どもたちのために導入の考えはないかお尋ね申し上げます。町長よろしく申し上げます。

○教育課長（浅田 徹君） 吉田議員からの給付型奨学金制度の導入の考えはないかとの御質問でございますけれども、教育課から少しお時間を頂きまして、町の奨学金制度の概況、それから国における給付型奨学金制度、併せまして、給付型とは異なりますが、奨学金の返還支援制度の3点で少し御説明をさせていただきたいと存じます。

まず1点目で、湯前町奨学金事業の概要でございます。湯前町の奨学金制度は、昭和38年当時に150万円の基金からスタートしておりまして、令和4年度で59年目という長期にわたる制度となっております。基金高は平成12年に1億941万5,000円、こちらをピークとしておりまして、平成20年度に約3,160万円の取崩しがなされております。令和4年度現在基金総額は、7,000万円となっているところでございます。

奨学金事業の運用を見ますと、令和3年度末で、奨学金の貸付期間中が6名、返還に係る据置きがございましてこちらが4名、それから奨学金の返還途中が26名となっております。昨年、令和3年度の奨学金の新規貸付でございますけれども2名となっております。令和4年度も同じく2名となっているところでございます。

奨学金は大学等で月額5万円、高等学校等で月額2万円の奨学金が上限額となっております。例えば、大学ですと、4年間奨学金の貸付けを受けまして、大学卒業後1年間

の据置き期間があります。卒業後2年目から、貸付金の返還を行っていくという制度設計になっているところがございます。いわゆるキャッシュフローとなりますが、令和3年度の貸付総額が年度期間中で296万円、返還額が710万円程度となっております。入学準備金を合わせまして、貸付総額が3,570万円余り、基金の預金残高が3,430万円となっているところがございます。

奨学生の人数の再掲となりますけれども、令和4年度時点で貸付期間中が8名、据置きを含めましていわゆる返還の期間中が30名となっているところがございます。

続きまして、2点目の国における給付型奨学金制度についてとなります。国におきましては、平成29年のいわゆる「一億総活躍社会の実現」に係る施策としまして、給付型の奨学金制度が創設されているところがございます。

独立行政法人日本学生支援機構が事業主体となっております。住民税非課税世帯等から進学する学習意欲が高い生徒に対しまして、例えば国立大学ですと、自宅進学で月額29,200円、自宅外進学で66,700円の奨学金を給付する事業となっているようです。令和4年度からは、入学金や授業料等の減免と給付型奨学金をセットにしました「高等教育の就学支援新制度」というものが設けられておるようでございます。

最後に、給付型奨学金とは異なりますが、奨学金の返還支援制度についてお話しをさせていただきますと存じます。若者の地方定住促進を目的としまして、奨学金の返還制度に対しまして、国の財政的支援がございます。令和2年度より特別交付税措置の対象となっております。令和4年4月1日付でいわゆる過疎地等の特別交付税措置率が0.3から0.5に引上げがなされているところがございます。

この事業は、都道府県や市町村が日本学生支援機構又は市町村独自の奨学金等の返還を行う者に対し、住所地や居住年数、年齢制限等の条件を設け、奨学金の返還額に対し、その全額又は一部を支援した場合に、特別交付税で財政的支援を行うものとなっているところがございます。日本学生支援機構のホームページによりますと、令和3年6月時点で33府県、487市町村がJ・I・Uターン就職に係る奨学金返還支援事業を実施しているところがございます。

以上、説明でございます。

○1番（吉田精二君） 今、国・県の状況ですけれども、それで町としてはそのような考えはないかというようなことを質問したのですが、いかがでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 奨学金の給付型若しくは返還金の支援、こういった事業を検討しろということで、令和2年以前から町長のほうから指示があっておりまして、検討をずっと続けてきたところがございますけれども、まず奨学金を借りられる奨学生が10パーセント未満の方というのが一点課題としてあろうかと思っております。

それから、農業支援事業、後継者育成支援事業、それから移住・定住支援事業、そう

いった移住・定住の支援事業が多々ございまして、それらとの調整等もちよつと課題と考へておりまして、いまだ検討中となっております。

○1番（吉田精二君） 農林商工、観光等も含めまして、いろいろな新規就農とかに対しまして制度はありますけども、これはその前の学校に上がりたいというふうな、そのための奨学金ですので、それとは重複しても勝ち取れないほどの価値はあるのではないかなというふうに思っております。

また、国とかその機構によりまして、給付型の奨学金等の制度がありますけども、例えば国の奨学金につきましてはある程度条件も限られてくる部分があると思っておりますけど、本町の場合には湯前に残りたいというふうな気持ちの人に対する減免でありますので、その部分はもうちょっと間口を広げて対象にしてやるべき部分だと思っておりますので、本町は本町独自でそのような制度を作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今教育課のほうから答弁しておりますけども、いろんな形で奨学金制度が設けられておるところでございまして、本町におきましてはご存じのとおり、奨学金・入学準備金制度を実施しておるということでございます。加えまして、国におきましては、平成22年度から高校の授業料の無償化といったようなお話もあつておるところでございまして、加えまして、非課税世帯の高校生を対象とした返済不要の奨学金制度、これは高校生等の奨学給付金制度あたりが導入をされておるところでございまして。

今おっしゃっているような条件付きで帰ってきた場合については、無料にして良いのではないかと、免除して良いのではなからうかというふうなお話でございまして。ただ、先ほど答弁しておりますように、移住・定住関係につきましても、本町は農業関係、それから商工業関係につきまして、事業承継サポート事業でございましたか、これなるものも準備をさせていただいておるところでございまして、例えばそういうことをやったことによって帰ってきて、また更に事業承継サポート事業も二重に交付するというふうなこともございまして。そこら辺も、これからの検討課題の中の一つに入らうかなというふうに思っておりますのでございまして。以上でございます。

○1番（吉田精二君） 最後に、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。現在の基金の運用状況から、基金が7,000万円というふうなことで今課長から運用状況について説明がありました。現在、年度の借入額が300万円程度、償還が600万円から700万円ということで、毎年借入残額というのですかね、運用額が300万円から400万円ずつ減少しているわけですけども、今後基金を有効に利用するために、もうちょっと条例を改正して、条例の中には経済的な理由で学資支出が困難な世帯の子女とかいう部分がありますけども、その付近の所得制限等につきましてもうちょっと緩和して、なるべくほかの例えば国の制度とかを利用できない方のためにも、本当に必要な人にお金を貸し出すというふうな条例の改正等とかを考へていくべきではないかと思っておりますが、いかがでしょ

うか。

○教育長（中村富人君） 奨学金についての御質問でございました。奨学金についての基本的な考えをまず述べてみたいと思います。

奨学金につきまして、私たち教育課が所管しておりますが、現在対象者は高校、それから専修学校、大学等となっております。教育課はご存じのとおり、児童・生徒が対象でございますので、高等学校への入学、高校生が対象、そういうようなのとの関わりを強くしております。

奨学金問題といいますのは、基本的には、これは午前中にもありましたが、進路指導の問題でございまして、高校に入りたいけども経済的に厳しい、そういうときにどう対応していくかというときに、奨学金を併せて考えて進路先を決定していく、そういうようなときに奨学金の問題が浮上してまいります。中学校に限れば、この人吉球磨地域はご存じのとおり、普通科から工業、商業、農業と、各科が揃った高校がくま川鉄道沿いにごございますので、親の負担も非常に経済的には不安がない中で、例えば更に上級学校に行くにも、またあるいは就職するにしろ、高等学校の環境というのはすごく揃っている、そういう土地柄であろうと思います。そういう中にありましても、実際高校に希望したいけども、経済的に厳しいお子さんもいらっしゃいます。そういう面で、町の奨学金制度というものは非常に有効的に働いていると思われまます。

一方、専門学校とか大学等については、これは先ほど申し上げましたように、奨学金は教育課の問題でございますが、これは町長の政策とかかわる部分が非常に強い、そういう部分がございますので、私が教育課の責任者でございますが、余りそこに言及するというのはちょっと遠慮といたしますか、そういう部分もでございます。

先ほど質問の中に、奨学金の基金があつて、運用の面でというそういう内容もございました。確かに私も、課長のほうが調べておりましたので、その内容を見ますと、運用面ではもうちょっと、まず実際に貸し出してある額が少なくございますので、もっとあつて良いのではないかとそういう思いもしております。資格を緩和するというお話がございましたが、実際奨学金の会議がございまして、その中でいろいろ議論されますが、その中ではいろいろ成績とか、それから家族の収入状況とか、そういうことをしながらしていくわけでございますが、委員の皆様はそこら付近だけではなくて、一つの基準を必ずしもクリアしないと奨学金が貸与できないというわけではありません。一つの目安が示してありますが、そこについては非常に緩やかにといたしますか、児童・生徒のことあるいは高校生のことを考えた対応をしていただいておりますので、あえて緩和することはないのではないかと思います。

また、そういう中にありまして、ちょっと話が長くなりますが、現在奨学金で話題になっておりますのは、仕事に就いてから、余りに償還額が大きくて若い時に非常に生活

が苦しいというような、そういうようなことが社会問題になっているように思います。このことは、私たちの範疇はちょっと離れておりますが、個人的には高校からの進路指導の中で、高等学校とよく相談しながら、自分と経済状況、親の状況とか、それから自分の進路先とか、そういうのを考えながら対応していくべきことではないかと思っております。

また、先ほど課長が当初申し上げましたように、給付型の奨学金というのもございましたが、これも町長部局の政策の部分で論じられることであろうと思っておりますが、一般的には、小さい自治体におきましてはなかなか財政的に余裕がございませんので、有効な資金を活用していく面ではまだまだ時期的には難しいのではないかと、そういう個人的な考えを持っております。以上です。

○1番（吉田精二君） 今町長、それから教育長のほうから答弁いただきました。すぐすぐどうなるものではないような答弁でございますが、子どもの将来、それから湯前町の将来を考えたときに、これから残っていただく子どもは本当に大事なものであります。子どもたちのことに対して前向きに対策をとってもらうように願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、奨学金について、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど浅田課長より、令和2年度から町長から指示を受けて検討しているという御答弁がありました。でも、これは厳密に言うと、令和元年9月に、長谷町長が就任した後の9月の時に、担当課のほうに話をしたいということで引き継いでいる課題でもあります。

もう一個遡ると、鶴田町長時代の平成30年、この時にも高橋議員の一般質問で、研究したいということで答弁を受けていたところなので、遡るともう3年以上の課題となっております。

町長に伺いますが、3年以上も検討が長引いている理由についてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 私になりましてから、教育課のほうに新たないわゆる奨学金制度ですかね、給付型に限ったところではございませんけども、奨学金の制度がないかということで私からの指示をしたところでございます。それで、先ほどの吉田議員とちょっとダブるところがあるわけでございますけども、やはり教育の均等法あたりとか、それから教育基本の原則からいきますと、受ける人と受けない人の格差が出るというのはやはりいけないのではないかなというふうに思っております。これが一つの課題になってくるのではないかなというふうに思っております。

それから、ちょっと同じになるかもしれませんが、給付を受ける人が一部だけであって、非常に経済的に厳しい人だけが今回の給付制度を受けられるという部分もございませんし、しかも大学に行かないで働いている方もいらっしゃるわけでございます。そこら

辺の合意を得るためにはどうしたら良いのだろうかということで、今の状況になっているということでございます。一定条件というふうな吉田議員の話があったのですが、IターンなりUターンなりで帰ってこられる方の誘導策という意味では、私も一つの手なのかなというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） まだ一つ目の質問なのですが、長引いている理由は何でしょうかという問いでございます。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。課題等があるということでございますので、そこら辺の紐解きができていないというところで、今のような状況になっているというところでございます。失礼いたしました。

○4番（椎葉弘樹君） 町長は、就任当初は、この給付型の件については前向きに考えていたわけですが、先ほどの吉田議員の答弁では、事業承継サポート事業等を導入してきたので、ちょっと状況も変わってきているということでした。その辺りを総合的に考えて、給付型にしたほうが良いのか、それとも、いやその制度は要らないのかというところは、早く課題を解決してあげないと毎年度、毎年度課題が残っていつてしまいますので、この課題はいつぐらいまでに解決してもらう予定でしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたように、私も当初から、奨学金の見直しについては先ほど指示したところでございます。いろんな話を聞きよりましたら、なかなか複雑だったものですから、これは一つちゃんと見直しながらやっていかないと解決できないかということで、現状に至っているというところでございます。

それから、私いつも申し上げているのですが、財源の話になってきてしまうわけでございます。給付型というのは原資が減っていくパターンでございますので、そのときに今の条例からいきますと必ずまた元に戻してやらなくてはいけないというふうなところがございますので、そこら辺ずっとこれをやり続けますと基金が減るわけでございますので、その対応策も出てくるということで、幾つかの課題が上がってきたものですから、ここはもう少し勉強しなくてはいけないかなということでございますので、いつまでというふうなことで今御質問があつているのですが、対応をしながら良い方向に向かっていければというふうな、今のところはお答えさせていただければと思っております。いつまでというのは非常に難しゅうございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、奨学金についての関連質問を終わります。

以上で、吉田議員の一般質問を終わります。

以上で、本日本日予定した一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。議案調査のため、明日6月14日から6月15日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月14日から6月15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月16日午前10時に開きます。

議事は議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時50分

第 3 号

6 月 1 6 日 (木)

令和4年第4回湯前町議会定例会

[第3号]

令和4年6月16日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	報告第1号	令和3年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第2	報告第2号	令和3年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第3	議案第32号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第4	議案第33号	湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第34号	湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第35号	特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第36号	湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第37号	令和4年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について
日程第9	議案第38号	令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第10	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	同意第2号	湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第14		委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会)
日程第15		議員派遣について
日程第16		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第17		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 係 長 勘 米 良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞							
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋	一					
教	育	課	長	浅	田	徹	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介			
建	設	水	道	課	長	中	園	誠	二	企	画	観	光	課	長	本	山	り	か
農	林	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	稻	森	一	彦

開議 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第4回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 報告第1号 令和3年度湯前町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、報告第1号、「令和3年度湯前町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度湯前町一般会計予算において、予算の一部を、令和4年度へ事故繰越しを行ったので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（西村洋一君） 令和3年度湯前町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名：植木地区用水路改修工事、事故繰越し額1,891万5,000円です。

次に、事業名：深田地区排水路改修工事、事故繰越し額1,803万円です。

この二つの工事は、熊本地震や令和2年7月豪雨などの影響により慢性的な資材不足に陥っていたところに、新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵攻などが重なったことで、世界的に資材の原材料が高騰しており、調達が困難を極めていることから、年度内に完了することが困難となったため繰越ししたものです。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名：令和2年（2020年）発生林業用施設災害復旧事業（長谷場線）、事故繰越し額5,060万円です。

入札の不調不落や、先ほど説明しました理由により資材の入手難により、年度内に完了することが困難となったため繰越ししたものです。

次に、項2公共土木施設災害復旧費、事業名：河川災害復旧費事業、事故繰越し額3,003万円です。

入札の不調不落により、年度内に完了することが困難となったため繰越ししたものです。

最後に、事業名：道路橋りょう災害復旧費事業、事故繰越し額1,476万8,000円です。資材の入手難により、年度内に完了することが困難となったため繰越ししたものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） 事故繰越関係が5件ほど出ておりますけども、一応、理由的には分かるんですが、いつ頃まで完了するのか、それにつきましてお尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 5件の内、3件が農林振興課管轄になっております。まず一番初めに植木地区につきましては、用水路改修工事ということでございます。秋以降、実際の工事が入ってくると思いますので、植木地区につきましては、令和5年の3月末を目途としております。2番目が深田地区の排水路改修工事となっております。これにつきましては、現在完了しております。3番目に林道の長谷場線でございますけども、これにつきましては、大体秋頃には終わるんじゃないかと、今現在梅雨時期入っております、現場的には進まないところもあると思いますが、秋頃までには完了するんじゃないかというふうに思っております。

○建設水道課長（中園誠二君） 4番目、5番目が建設水道課が所管しているところでございます。4番目の河川災害復旧事業ですけど、落札しております。年度内には完了予定でございます。5番目の道路橋りょう災害復旧工事のほうも、落札して業者が決定しております。これにつきましても年度内完了を目指しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 先ほど完成完了の予定についてはお聞きしたんですけども、資材の入手難等により、繰越工事を現在やっている進捗状況はどうなんですかね、5月末時点ぐらいで。お聞かせください。

○議長（倉本 豊君） どの工事についてか。

○2番（西 靖邦君） 1番、2番、これ支出済の金額がありますので、その進捗状況は何パーセント出来高が上がっているのかと思ひまして。

○農林振興課長（稲森一彦君） それぞれ支出済額を書いておりますが、これは契約約款におきまして、前払金を10パーセントないし払うということでございまして、その支出済額というふうになっております。先ほどちょっと重複しますが、植木地区につきましては、令和5年の3月を目途にしております。深田地区につきましても、既に5月中に工事のほうは完了しております。長谷場線につきましては、今年の秋頃には完了を目指しております。以上です。

すいません。植木地区については、まだ率的にいいますならゼロです。深田地区につきましては、30パーセント完了というところなんです。長谷場線につきましては、70パーセント以上ではいっているかなというふうに思っております。

○建設水道課長（中園誠二君） 4番目の河川災害復旧事業、5番目の道路橋りょう災害復旧事業につきましては、先ほど言いましたように、業者は決定しておりますが、現

場のほうの着工はまだ0ということでございまして、進捗率でいいますと0パーセントになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 先ほど、3番目の長谷場線が70パーセントぐらい完工しているということですが、その前には前渡金の話をされたですよ、70パーセントというのは、業者さんは繰り越しているわけですよ、ずっと負担されているわけですよ、業者さんが、これは前渡金がなかったのか、前渡金申請を最初からしてなかったのか、もしくは中間払いというのは全然なかったのでしょうか。お聞きします。

○農林振興課長（稲森一彦君） ここにつきましては、前払金がないところですが、業者さんのほうから申請がなかったというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第1号「令和3年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第2号 令和3年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、報告第2号、「令和3年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度湯前町一般会計予算のうち通常事業分、社会資本整備総合交付金事業分、そして災害復旧事業分等を、それぞれ令和4年度に繰り越しましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（西村洋一君） 令和3年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

一般会計の繰越明許費の総額が、8億6,354万1,000円であります。

2ページをご覧いただきたいと思ひます。まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名：LED防犯灯設置事業、翌年度繰越額110万円です。

項3戸籍住民基本台帳費、事業名：住民記録システム改修事業、翌年度繰越額212万2,000円です。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、事業名：湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、翌年度繰越額300万円です。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名：農業委員会用タブレット購入事業、翌年度繰越額16万円です。

事業名：深田2地区排水路改修事業、翌年度繰越額3,600万円です。

事業名：潮ため池ハザードマップ作成業務委託事業、翌年度繰越額350万円です。

次に、款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名：道路メンテナンス事業、翌年度繰越額2,981万3,000円です。

事業名：交通安全対策事業、翌年度繰越額580万円です。

事業名：社会資本整備総合交付金事業（町道舗装繕繕事業）、翌年度繰越額1,320万円です。

3ページをご覧ください。

事業名：社会資本整備総合交付金事業（地域優良賃貸住宅整備事業）、翌年度繰越額9,880万円です。

次に、款9教育費、項4社会教育費、事業名：下里御大師堂保存修理事業、翌年度繰越額6,907万6,000円です。

事業名：文化財振興補助事業、翌年度繰越額127万5,000円です。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名：農地災害復旧事業、翌年度繰越額2,837万円です。

事業名：農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額1億5,544万円です。

事業名：古城地区土捨場測量設計業務委託事業、翌年度繰越額680万円です。3月定例会では800万円を計上しておりましたが、年度末の事業確定に伴い減額となりました。

事業名：山腹崩壊復旧事業、翌年度繰越額810万円です。

項2公共土木施設災害復旧費、事業名：河川災害復旧事業、翌年度繰越額6,360万円です。

事業名：道路橋りょう災害復旧事業、翌年度繰越額3億3,739万5,000円です。

事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書に記載のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 今回の報告第2号で、繰越明許費で合計8億6,354万1,000円の繰越になっていますけども、この各項目の繰り越した理由をお聞かせ願えませんか。

○総務課長（西村洋一君） 繰越の理由につきましては、令和3年度の当初予算のところで既に御説明しておりますので、その内容が全てでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第2号「令和3年度湯前町一

般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第32号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第32号、「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第32号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、変更内容のご説明を行います。

この熊本県市町村総合事務組合でございますが、共同処理する事務といたしまして、県内の市町村職員の退職手当、消防関係の保証、自治会館の管理・運営、非常勤職員の公務災害補償、交通災害共済金等を行っている一部事務組合でございます。

今回の変更は、この組合の構成団体であります「小国町外一ヶ町公立病院組合」が、令和4年4月1日から「小国郷公立病院組合」へと名称を変更したことに伴い規約の一部を変更するというものでございます。議員の皆様と同文議決をお願いするものでございます。

2ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1、これは組合の構成団体を記しています。3ページの別表第2、これは職員の退職手当を委託している団体を記しています。4ページの別表第3、これは非常勤職員の公務災害補償を委託している団体を記しています。

この3表に記されております「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」へと改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を採

決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 33 号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 4、議案第 33 号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 33 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、納税期限の期間の延長を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 33 号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免については、令和 2 年 5 月の厚労省からの通知により、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について」に基づいて行う措置に財政支援が行われているのは、それ以降、御説明し、条例改正を行い、実施されてきておりますので、既にご承知のことと思えます。

この減免措置についての財政支援は、当初、令和 2 年度までの限定措置としていましたが、厚労省通知により令和 3 年度までとなり、令和 3 年 6 月の定例会で延長する旨、条例改正の議決を頂きましたが、この度、令和 4 年度の取り扱いについても継続して、特別調整交付金の対象とする事になりました。

この措置については、条例等に基づいて行う事となっておりますので、今回も年度の追加及びその納期限の延長という事での改正となります。

また、財政支援の額、特別調整交付金の額としましては、令和 3 年 6 月に示されたものと同様に、本町の該当するところは、減免に要する費用、減免総額の 10 分の 4 相当額を想定しております。

その他、現行条例において、誤字、脱字、衍字がございましたので、改めました。それぞれ、課内での制度理解は出来ており、誤字の部分につきましても適正な執行を行

ってきておりますので、それらによる町民の皆様への影響はございません。
ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解の程、よろしくお願い致します。

それでは、内容につきまして、3ページの新旧対照表からご説明いたします。
改正部分は、下線で表示している部分です。対比しながらご覧ください。

第5条第1項第1号は、下から4行目、「月の翌月」とすべきであったところ、「月の翌日」となっておりましたので、改めました。

同じく第5項、4行目は、「読点（、）」が抜けておりましたので加えました。

4ページをご覧ください。

同じく第7項の二行目、現行条例が「第第35条」となっておりましたので、「第」を一つ削りました。

次に、先ほどご説明しましたとおり、令和4年度も減免措置について財政支援の対象となることから、改正前の附則第14項の二行目、「令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分」となっているところを「令和元年度分から令和4年度分まで」と改めました。

それらに対応して、三行目にかけて、対象となる保険税の納期限の期間を、「令和2年2月1日から令和5年3月31日」と改めました。

なお、適用期間内であれば、既に納められた保険税も対象となりますので、該当する申請がありましたら、7月の本課税後、再計算したものに適用する事になります。

2ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行としています。
この減免については、前年同様、町ホームページと7月発行の旬報にて掲載し、また、令和4年度の税額が確定する7月に、国保全世帯に送付する国民健康保険税納税通知書にも周知文を同封する予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されま

した。

-----○-----

日程第5 議案第34号 湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例 について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第34号、「湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第34号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について、委員選出枠を広げ、協議会の運営及び設置目的をより有効に果たすため、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは議案第34号、湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第3条第2項は、子ども・子育て協議会の委員について定めており、第7号の小学校PTA会長を小学校PTA代表に、第8号の中学校PTA会長を中学校PTA代表に改めるものでございます。この改正により、委員として会長だけではなく、副会長や書記など柔軟に対応することができることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） ほかの自治体の同条例をちょっと確認してみたところ、多くの自治体が子どもの保護者代表ということで書かれているようです。本町の場合は小学校、中学校、そして湯前保育園、そしてこども園ということで4つに分けておられます。本町がほかの自治体と同様に、子どもの保護者代表にしない理由というのは、何かありませんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） これ私の考えになりますけども、既に保護者の代表という、保育園ですと保護者会、それから小中学校ですとPTAがありますので、単なる保護者代表とすると、選出がまた難しくなると考えます。ですので、この委員に選出する最も有効な委員の設定じゃないかと思っています。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに御答弁のように、選出の部分もあるかと思いますが、子ども・子育て支援法の理念、第2条を見ますと保護者の第一義的な責任であったり、保護者の経済的負担の軽減について、保護者の重要性が謳われておりますので、この保護者代表の方々をより多く出すことが、本町のスタンスなのかなと思ったものですから、

この確認をしてみました。そういった理由というのはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） ちょっと最初に戻りますけども、新旧対照表では見えないところではありますが、第3条第2項の第9号に、湯前保育園保護者代表、それから第10号で慈光こども園保護者代表としております。ですので、ここは保護者会に限らず、保育園の保護者の代表ということになっておりますので、幅広く委員になってもらえると認識しております。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに4枠を確保しておけば、4人の保護者代表という方が参加していただけますので、子育て支援のほうにはいいのかなと思っております。

あともう1点ですね、ここにはちょっと見えていないんですが、残りの代表という位置づけで行きますと、こども園の園長さんと、湯前保育園の園長さんというのが、そこだけが代表でない部分に唯一残ってしまいます。ここは代表にする考えというのはなかったのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今言われたとおり、第3号で湯前保育園園長、第4号で慈光こども園園長としております。これそのままにしておりますのは、子ども・子育ての支援対策の実施機関の代表者として重要な位置づけでありますので、こちらは敢えて、保育園、こども園代表ではなくて、園長ということで担当とも協議しまして、そのままにしております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、「湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第35号 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第35号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 35 号について提案理由の説明を申し上げます。

特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例につきまして、令和 2 年 3 月の条例改正に錯誤があったため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。尚、条例改正の際錯誤があったことに対しまして、皆様方にお詫びを申し上げるところでございます。

以上よろしくお願いたします。

○教育課長（浅田 徹君） 議案第 35 号の説明を行います。2 ページをお開き下さい。改正条文となります。特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中、区分欄となります。中学校内科医。

報酬欄となります。年額の 25 万 920 円を、年額の 22 万 3,380 円に改めるとしております。

付則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するとしております。

この条例につきましては、令和 2 年 3 月に開催されました令和 2 年第 2 回定例会において前回の改正をしているところでございます。

学校医の年額報酬につきましては、球磨郡医師会からの通知に基づき金額の改正を行ったものですが、本来、小学校の内科医のみ 25 万 920 円と改正すべきところを、中学校の内科医も誤って同様の額としていたため、今回改めまして中学校内科医の年額報酬を 22 万 3,380 円へ、改正をお願いするものでございます。

議案書 3 ページに、参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。前回の条例改正におきまして、錯誤があり誤った改正をしておりましたこと、ここにお詫び申し上げたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 36 号 湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 36 号、「湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 36 号について提案理由の説明を申し上げます。
湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について、一般住宅「下永野住宅」を払い下げたいので、行政財産の用途を廃止し普通財産へ変更するため、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 36 号「湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

一般住宅 1 棟を、公売による払下げを計画しておりまして、該当する住宅の管理区分を変更する必要があり、今回、条例の一部を改正するものであります。

4 ページをご覧ください。

新旧対照表により、御説明いたします。表の左側が改正後。右側が改正前でございます。別表（第 2 条関係）となります。

右の改正前の表から、4 番の下永野住宅を削除しております。

また、同じ表の項番号 5 以下を一つずつ繰り上げたものを、左の表、改正後とするものでございます。

3 ページになりますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。として
います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号、「湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 37 号 令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 37 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 37 号、令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,618 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 8,118 万円とするものでございます。

主な補正につきましては、ダイダンの森造成事業委託料、新型コロナワクチン 4 回目の接種にかかる費用、大谷地区用水路改修工事に伴う測量設計業務委託料及び工事請負費、浅巻谷川改修工事に伴う用地測量業務委託料などとなっております。

また、併せて地方債の補正を行うものです。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第 37 号、一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

事項別明細書の歳出 13 ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 4 共済費は、再任用職員と会計年度任用職員の令和 3 年度分の雇用保険料の確定に伴う増額と、雇用保険法の改正により令和 4 年度分の保険料が上昇することに伴う概算保険料の増額分併せて 30 万 4,000 円を計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金、ウクライナ避難民支援義援金町村会負担金に 50 万円を計上いたしました。ロシアからの軍事侵略に苦しむウクライナの人たちへの人道支援を目的とするものです。

目 6 公有林管理費、節 12 委託料、ダイダンの森造成事業委託料に 587 万 4,000 円を計上いたしました。

本町の企業の森シリーズ第 4 弾となりますが、御支援をいただきますダイダン株式会社様は、大阪市に本社を置き、電気工事・空調工事を中心に全国展開されている、創業 100 年を超える伝統ある企業様でございます。

令和 4 年度の事業は、人工造林 3.28 ヘクタール、防護柵設置 856 メートルを計画して

おりまして、財源には国県補助金と、その裏負担をダイダン様と町で概ね折半するところでございます。

目9 企画調整費は、公共交通実態調査に係る経費 34 万 3,000 円を計上しました。内訳といたしまして、下の段、節 11 役務費に、アンケート用紙の発送に要する通信費 15 万 3,000 円、上の段、節 7 報償費に、アンケートの回収をお願いいたします区長の皆様への謝金 19 万円を計上いたしました。

目 11 電算情報管理費、節 12 委託料は、総合行政システム標準化対応業務委託料 75 万 9,000 円を計上いたしました。

この業務は、地方公共団体における基幹系情報システムの改修を、これまで自治体ごと個別対応を余儀なくされており、自治体の負担が大きかったことから、全国共通のシステムを構築するため準備の一部を行うものです。

なお、財源は全額国負担となっております。

目 15 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費、節 12 委託料 103 万 7,000 円は、令和 4 年度の支給判定処理等を行うためのシステム改修費を計上いたしました。

この財源は全額国負担となっております。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会総務福祉費、節 12 委託料は、新型コロナワクチン 4 回目の接種に伴う高齢者のタクシーによる移動支援業務委託料として 9 万円を追加計上いたしました。

13 ページから 14 ページにかけて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業費、全体で 326 万円を計上いたしました。

この給付金は、令和 4 年度中に 18 歳になるまでの児童、障害がある児童については 20 歳未満のお子様を養育されている方で、令和 4 年度の住民税均等割りが非課税、もしくは新型コロナ感染症の影響により令和 4 年 1 月以降の家計が急変し、住民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる子育て世帯等が対象となるものです。対象児童一人当たり 5 万円が給付されます。

なお、財源は全額国負担となっております。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 18 負担金補助及び交付金に子宮頸がんワクチン任意接種補助金 50 万 9,000 円を計上いたしました。

積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃された平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間にお生まれの女性の方で、任意接種を受けられた方に費用の助成を行うものです。

なお、対象期間は令和 4 年度から令和 6 年度までを予定しておりまして、住所が湯前町にあり学校等の関係で遠方にお住まいの方が、その居住地で接種された場合も対象となります。

目3 環境衛生費、節18 負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽設置補助金は、当初予算で3基分を計上しておりましたが、既に3基の申請があり、今後も申請の見込みがあることから、追加して3基分198万6,000円を増額補正するものです。

目4 新型コロナワクチン接種事業費として、総額1,074万4,000円を計上いたしました。

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）に係る費用でありまして、接種の対象者は60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方となります。

なお、財源は全額国負担となっております。

15ページをご覧ください。款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18 負担金補助及び交付金に農業後継者等支援補助金、これは町の制度でありまして、2名の申請がありましたので、1年分に当たる240万円を計上いたしました。

鳥獣被害防止柵事業補助金は、1件の申請があり12万円を増額計上いたしました。

新規就農者育成総合対策事業補助金は、国による担い手育成の補助金でありまして、1名が採択されましたので、1年分150万円を計上いたしました。

なお、財源は全額国負担となっております。

目5 農地費、節12 委託料に、大谷地区用水路改修工事測量設計業務委託料400万円と、節14 工事請負費に工事費1,500万円を計上いたしました。工事の延長は180メートル、財源は国55パーセント、県14パーセント、町21パーセント、受益者が10パーセントとなっております。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費、節18 負担金補助及び交付金は、湯前町事業継承サポート事業補助金に2名の方の申請がありましたので、1年分240万円を計上いたしました。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費、節15 原材料費25万円は、下村区の里道改修要望に伴い、原材料費を支給するに当たり、今後不足が見込まれることから増額計上いたしました。

項3 河川費、目1 河川総務費は、浅巻川改修工事に伴う費用1,830万円を計上いたしました。内訳といたしまして、節12 委託料に用地測量業務委託料1,600万円、登記事務委託料150万円、節16 公有財産購入費に、用地購入費として30万円、節21 補償補填及び賠償金に、補償費として50万円を計上いたしました。

16ページをご覧ください。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費に、教育長の人件費関係679万6,000円を計上いたしました。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

歳入です。11ページにお戻りください。

先ほどの歳出の説明の中で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

款 14 国庫支出金、目 3 衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置補助金 33 万 2,000 円は、国が 3 分の 1 の負担をいただくものですが、当初予算で 3 基分を計上しておりましたが、既に 3 基の申請があり、今後も申請が見込まれることから、新たに 3 基分を追加しているものです。

款 15 県支出金、目 1 総務費県補助金、マイナポイント利用環境整備事業補助金 7 万円は、マイナポイント申し込み支援に要するパソコンのリース料とカードリーダー 1 台の購入費を補助いただくものです。

目 3 衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置補助金 58 万 1,000 円は、先ほど国庫支出金でご説明いたしました、浄化槽整備事業補助金として、国と同様に県からも 3 分の 1 の補助を受けるものです。

また、浄化槽整備促進事業補助金として、国の 3 分の 1、県の 3 分の 1、残った 3 分の 1 を更に 2 分の 1 の補助を受けるものです。

12 ページです。款 19 繰越金は、今回の補正財源として、2,311 万 5,000 円を計上しました。

款 21 町債は、緊急自然災害防止対策事業債 1,830 万円を計上いたしました。

17 ページに給与費明細書を載せております。

8 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました、緊急自然災害防止対策事業の事業費計上に伴い限度額を変更するものです。

よって、町債の合計は、8 億 4,870 万円となるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1 番（吉田精二君） 私の聞き漏れかもしれませんが 13 ページ、目 11 電算情報管理費の 75 万 9,000 円ですけれども、全額国庫補助が出ますということでしたけれども、財源内訳を見ますと一般財源になっていまして、それから歳入のほうにも国庫支出金のほうの記述がないんですが、確認をお願いします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整、それから休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 06 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（西村洋一君） 説明が不足しており大変申し訳ございませんでした。事業

終了後に修正を上げるものでございまして、確定後に補正予算をまたお願いしたいと考えております。

○1番（吉田精二君） 発言の修正もお願いしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 14ページの款3民生費、節12委託料についてですが、先ほど一人当たり5万円を50人くらい見込んでいる特別給付金に関するシステム改修業務委託料68万7,000円ですが、現実的に考えて、短期間しか使用する予定のないシステムの構築費としては、50人の一人当たりの給付コストは、1万3,740円となっているんですよね、委託料として、これ適正な予算なんではないでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 給付対象が50名という見込みでございまして。ただそれは、条件で抽出した結果の見込みでありまして、実際の対象者数は0歳児から高校生までということになってございまして。このシステム改修につきましても、見積書が総合行政システムのRKKCSから頂いておりますが、4つほどの項目で、2日から4日にかけての作業というところで頂いた金額でございまして。

○2番（西 靖邦君） 4日かかるとしても、ほとんどこれ人件費ですよね。約何人ですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 見積りの内容としましては、システム設計で2.6人、それからシステム開発のほうで3.2人、それからテストで2.6人、システムのセットアップ業務で2人となっております。

○2番（西 靖邦君） そしたら10人ぐらいということですかね。それでもちょっと高いなと思うんですけども、これは保守点検費も入っているんですか。委託料の中には。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保守点検につきましても、年間で、当初予算で組んでございまして。

○3番（遠坂道太君） 13ページの総務費で、総務管理費の、公有林管理費の委託料の587万4,000円につきましてお尋ねします。ダイダンの第1期の協定だと思いますけども、この前、全協のほうで説明を受けましたが、期間がR4年からR8年までということになってございまして、面積が10.61ヘクタール、そして事業料が2,582万6,000円ということになってございまして、今後このような企業との森づくりをどの程度まで取り組んでいくのか、それにつきましてお尋ねをしたいと思いますが、町長のほうからお願いします。

○町長（長谷和人君） 今回ダイダンの森ということで、本町におきましては4つ目の企業の森法人ということで、ようやく熊本県を通しまして3月でございまして、協定ができたところでございまして。今回4つ目ということもございまして、関係企業という形でございまして、私としても積極的にやりたいというところでございまして、

担当する農林振興課あたりの事務量の4つということで、大変大きくなってきておりますので、そこらへんを見計らって、これまでの分の結局期限等もございます。今までの3つの企業様との協定の期限等もございますので、そこらへんも見ながら伸ばしたいというところもあるわけですが、そういう点も含みながら、積極的にとは思っているところですが、そこは今4つ持ってきたということで御理解をしていただければというふうに思っているところがございます。

○3番（遠坂道太君） 町長のほうの考えを伺いましたけども、やはりこう企業様との取組のひとつひとつが、湯前町との連携と、そしてふるさと寄附金あたりも繋がってくるというふうに私も思っているところがございます。そのへんを深めながら、今後ともある程度できるところまで対応して、こういう森づくりに取り組んでいただければと思っています。

○4番（椎葉弘樹君） 13ページの、先ほどありました総合行政システム標準化対応業務委託料について、お尋ねします。今回使用フォントを揃えるという機能追加だと認識しておりますが、本町にあるシステムの中で、このフォントに対応するシステムというのは、どれくらいあるのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 正確な数をここに持ち合わせておりませんので、調べさせていただきますと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 国の仕様書等を見ますと17業務と書いてありますので、その内のいくつかのシステムが本町も対応していくところだろうなあとには思っているんですが、もし数が分かりましたら後ほどお知らせいただければと思います。

あと通称これは、ガバメントクラウドというらしいのですが、このクラウドサービスを利用するにあたって、まだ全協等でも全体的な計画というのは聞いていないところです。本町においては、このシステムに移行していくのは、何年度くらいを計画されているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 現在準備がスタートしたばかりでして、正確に何年ですと、現時点ではお答えできませんが、一緒に確認させていただきたいと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 昨年末の全協において、国保の事務処理システムは、県のクラウドを使わずに、国が使用するガバメントクラウドを使用するというので説明があったところですので、その時期等もやはりこれから考えていく必要があると思っていますので、今回のフォントの整備から始まって、どれくらいにこの運用を開始するのか、そのあたりはしっかりと明示させていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 14ページです。款4衛生費、目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金の、合併処理浄化槽設置補助金 198万6,000円なんですけども、今後の申請

を見込み計上とのことですが、今後設置を必要とされる世帯数はどれくらいあるんですかね、また先月5月末時点において、何世帯が設置済なんですか、必要とされる方の、お願いします。

○建設水道課長（中園誠二君） 合併処理浄化槽については、当初予算で3基を見込みということで計上しておりました。現時点におきまして3基の申請がありまして、その後2件ほどの申請も出てきているところです。1基分の余裕を持ちまして、今回3基分を計上をさせていただいております。

資料が今手元にございませんで、後で報告させていただければと思います。申し訳ありません。

○5番（森山 宏君） 13ページと16ページにあります共済費の中の雇用保険ですね、雇用保険というのは、使用者と被使用者、雇用者と被雇用者というので成り立つ雇用保険だと思っております。自治体においては、雇用保険は発生しないと思いますので、何か事業をされていた人件費に対して雇用保険がかかるのかなあとは思いますが。必ず雇用保険にした場合には、事業主が負担する場合には、結局相手、それを支払ったけんが、雇用保険というのを納めなければいけないようになっています。ところが個人から必ずそれに見合ったしこの雇用保険料率というのを、個人から預かるわけなんですよ、預かって、事業主と折半、プラスの児童手当の部分を事業主が負担して払うというのが雇用保険だったと思えますけれども、本町におきましては、町長部局と教育課のほうに、両方とも共済費のほうで入っています。これに対して預り金はないし、この雇用保険の料率からいきますと、どういのが当てはまって、預り金はどうなっているのか、個人負担はないのか、全額事業主が払っているのか、その2点だけお願いします。

○総務課長（西村洋一君） この雇用保険につきましては、一般職は対象にならないところでございます。会計年度任用職員さんと再任用職員の方ということでございます。当然、事業主負担、個人負担ありまして、町の会計は単式簿記でありますので、預り金ではなく、それぞれが支払っているという処理になっているところでございます。

預り金ではなく、雑入に一回入れておるところでございます。個人から徴収する共済料はですね。

○5番（森山 宏君） 会計年度任用職員とか言われました、対象者が、預り金を雑入に行くわけですか、すいませんけど、これは支払ったとに対して料率で来ますよね、雇用保険料というのは、ですからあくまでも事業主の申告になります。これ労働省から請求が来るわけではないと思えますけども、そこの管理というのは、両部局でなさっているんですか。

○総務課長（西村洋一君） 総務課のほうで行っております。

町長部局の分は総務課で、教育課の分は教育課でやっております。失礼しました。

○5番（森山 宏君） 各会計さんがやられているとは思いますが、ここでちょっと伺いたいですけども、近年コロナ対策で雇調金のほうが、膨大な数、金額が出て、たぶんひっ迫しているとは思いますが、経済新聞で見たときに雇用保険の料率が上がりました。これも全て対応されているのでしょうか。料率はいつからのぶんをして下さいというふうに来て、それを基に再計算というか、1000分の19.5とか1000分の20とかいうふうに、その対象月からなっていく、それはあくまでも自治体の会計さんがやっているということによろしいんですかね。

○総務課長（西村洋一君） 当然、行政でありますので、そのへんはしっかりやっています。ちなみに改正が1000分の9であったものが、今年の4月から1000分の9.5、10月からは1000分の13.5に上がりますので、その分を見込んでの増額となっています。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほどの西議員の質疑に類似したのですが、13ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、お尋ねします。

まずこれは6世帯への10万円で、合計60万円ということで、前回の臨時議会で議決した世帯数でよろしかったでしょうか。

○税務町民課長（北崎真介君） これは前回の60万円と申しますのは、令和3年度の支給で、まだ支給ができるんじゃないかという、見込まれる世帯でございます。今回のシステム改修に関しましては、令和4年度の支給に関するシステム改修の委託料でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 前回は6世帯で60万円ということだったんですが、これにかかるシステム改修費というのは、103万円ほどかかっております。6世帯への支給に100万円もかけるというのが、ちょっと世間一般的に考えるとどうなのかなあと思うんですが、このシステム改修委託料の内訳をちょっと確認したいと思います。

○税務町民課長（北崎真介君） すいません、この6世帯に関するシステム改修ではございませんで、先ほど申しましたとおり、これは令和4年度の新たな支給に対するシステム改修費でございます。これは令和3年度、単純に言いますと、非課税世帯を令和4年度で見まして、それを令和3年度に支給したところには、もう支給しない。そういったところで新たな変化ですね、世帯構成が変わったりですとか、転入があったりとか、そういったところをシステムによって抽出するという流れでございます。ですからこの6世帯に対するのは、昨年システム改修で終わっておりますので、これはもうまた別のものと認識していただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 前回も、令和3年度も、この6世帯分に対して大きなシステム改修となっていたわけですが、今回も結構額が大きいわけですね。そうしたときに、これはやはりソフトを使わないと計算できないような難しいものなのか、それとも机上で算

出できるものなのか、この辺りについて確認したいと思います。

○税務町民課長（北崎真介君） 令和3年度は、実際支給した世帯が390ちょっとでございます。全世帯を抽出して調査したものでありまして、6世帯のために出したものではありません。その中で6世帯だけ、支給できるんじゃないか、まだ申請できるところがあるんじゃないかというところを、令和4年度で計上しているぶんでございます。今回は令和4年度の新たな事業でございます、また追加を出すために、先ほど申しました令和3年度の支給状況を管理したところで、令和3年度と令和4年度の申請状況を比較して、判定結果を出すというものでございます。またそれから通知ですとか、判定結果の更新ですとか、そういったところが非常に手間と時間がかかると、特に世帯構成の変更ですとか、転入があった場合ですとか、そういったところを手作業でやるにはちょっと時間がかかる、また件数が今のところ想像はつきませんが、そんなに多くはないと思っております。ただそういった時間と手間をかけてするよりは、まあこういった全額国費の補助ですので、そっちの方に舵を切ったわけでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ちょっと答弁が分かりにくいんですけど、私が言っているのは、机上で算出できるものだったら、わざわざシステム改修委託料をかけてまでやる必要はないんじゃないかという問いに対して、ちょっと机上では難しいので、やるということなんですよね、そして世帯数も6世帯はあくまでも令和3年度の追加分であって、もうちょっと世帯数が多いのでソフトを使わないと無理だということによろしいんですかね。

○税務町民課長（北崎真介君） 今回も令和3年度の給付事業と、令和4年度の給付事業とは、また別ということで認識していただきたいと思います。6世帯は今回はまた別でございます。システムの結局、全世帯、全住民を調べるということになりますので、これは非常に誤りが多く、間違った支給をする可能性がございます。そういったところで非常に手間をかけて、そういったところでは難しいだろうということで、システム改修をするところをお願いしたいと思っております。

○建設水道課長（中園誠二君） 先ほどの西議員からの質問を、私が誤った捉え方をしておりました。改めてお答えさせていただきたいと思います。本町の下水道区域外の浄化槽推進世帯というのが264軒ございまして、令和4年3月末時点で167軒の方が合併処理浄化槽を設置されております。率にして63.3パーセントになると思います。

○2番（西 靖邦君） 264世帯、結構あるんですね、その内の167戸が設置済ということで、ということは、まだまだ合併処理浄化槽の予算が必要になってくるということですね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、今後も設置率を上げたいところがございますが、当初予算については3件ほどを見越して、毎年計上しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 15 ページの大谷地区用水路改修工事について、お尋ねをいたします。この工事は受益者が8戸。国が55パーセント、県が14、町が21、受益者が10パーセントで聞いております。工事費が1,500万円、業務委託料が400万円、合わせて1,900万円。受益者の負担金は両方合わせたところの負担金になるのでしょうか、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 歳入のほうで、款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費負担金というところで190万円計上しております。今議員がおっしゃられたとおり、測量設計と工事請負費の合計による10パーセントというふうになっております。ただこれにつきましては、実際今から測量設計、工事のほうの発注を行っていきます。入札残があったりとかということも出てきますので、その10パーセントにつきましては、最終的に実費にかけた10パーセントということになってきますので、それにつきましては、実費で負担のほうをお願いするというふうになっております。

○7番（味岡 恭君） 先ほども言いましたように、受益者が8戸ということで、受益者負担金が10パーセントということで、かなりの大きな金額になるんじゃないかと思えます。今後、単価の調整や追加工事等で、事業費が膨らんだ時にどうなるのか、お尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 確かに変更で、金額が変わってくるかとも思います。その際にも先ほど申しましたように、実際にかかったぶんの10パーセントというところで、これにつきましては、今までの用水路改修工事につきましても同様の措置を行っておりますので、今回も同じようなことでいきたいと考えております。

○7番（味岡 恭君） これには中山間の資金を使うんだろうと思いますが、かなりの工事負担が8戸と言いましたが、大きいもんですから、町からの補助金とかはないのでしょうか、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 受益者分担金10パーセントに対しては、別にこれから町のほうからは補助とかはございません。ただ中山間地の直接支払等である場合につきましても、これにつきましては、国から2分の1、県4分の1、町4分の1ということで、中山間分についても町の補助が現実には入っているところでございますので、先ほど申しましたとおり、この改修路工事の10パーセントに対しての補助というのは考えておりません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 14 ページです。衛生費の保健衛生費で、新型コロナワクチン接種事業費の委託料の中の、ワクチン接種運営業務委託料470万円につきまして、お尋ねします。1回目、2回目は職員の皆さんで対応されて、非常に大変でございましたけど

対応していただきました。3回目からは、年度末の業務が大変で職員の方が対応できないということだったので、民間のほうに委託されたわけですが、委託されたかたちの中で、何かいろんな障害とか問題とかなかったのでしょうか。それについて、まずお聞かせください。

○保健福祉課長（高木堅介君） ワクチン接種運営業務委託につきましては、阪急交通社と業務委託契約を結びまして、会場内の誘導ですとか、受付、それから接種後の処理ですね、そういうことをやっております。阪急交通社さんの対応は、接遇面もかなりいいと感じております。実際の接種にあたって住民の方からクレーム等があったことはございません。

○3番（遠坂道太君） 今後、また4回目もこういうふうにして委託されていると思いますが、今後、もし接種するにあたって町の負担が大きくなってきたときも、やはり業務委託をされていかれるのか、それにつきましてお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） コロナにつきましては、国が全額負担ということで、取り組んでおりますが、今後、例えば別の感染症で集団接種となった場合につきまして、その時の状況にもよると思いますが、これまでのように他部署の職員の応援となりますと、その他の業務も停滞しますので、できれば同じような形態でやりたいと考えております。

○総務課長（西村洋一君） 先ほど椎葉議員からお尋ねがありました総合行政システムにつきましては、現在対象とできるシステムというのをRKKサービスが調査をしております。現時点で幾つというのはお答えできない状況でございます。ですので庁舎内での計画というの、まだ説明会もあっておりませんので、その結果を見て計画を立てるということでございます。なお国が示しております本格運用の目標が、令和7年度ということでございますので、それまでに向けて準備をしていきたいと考えております。

○8番（金子光喜君） 14 ページの予防費について、お伺いさせていただきます。子宮頸がんワクチン任意接種補助金が出ております。説明の中でも積極的な勧奨をされてこなかった、平成9年生まれから17年生まれの方が対象になるということですが、実際13年生まれくらいまでは、もう二十歳を超えておられまして、本町におられない方もいます。本町出身者の方も対象になるという説明だったと思いますけども、出ておられる方も対象になるということで確認させてください。

○保健福祉課長（高木堅介君） これは日本全国で対象になります。総務課長が説明をしたものは、住所を置きながら学生等で、例えば遠隔地に進んでいる方につきましては、住所が湯前町ですので、湯前町のほうで対象にすると、転出されて住所も移されている方は、そこの自治体での対象になるということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番(西 靖邦君) 15 ページですけども、款7 土木費、目1 道路維持費、節15 原材料費の道路維持用材料購入費 25 万円となっておりますが、これどのような材料を、どの程度購入予定なんですか。

○建設水道課長(中園誠二君) 下村地区の農道野畑線と町道中村線に接する里道になります。そこを地元のほうで施工したいということで、原材料を支給するものです。生コン9 立米、クラッシュランを1.3 立米、予定しております。

○2番(西 靖邦君) 生コン9 立米、クラッシュラン 1.3 立米ですかね、これ以外にはないんですよね、分かりました。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第38号 令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(倉本 豊君) 日程第9、議案第38号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(長谷和人君) 議案第38号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の水道事業会計補正予算につきましては、配水管更新工事を交付金の増に伴って補正をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長(中園誠二君) 議案第38号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。

今回の補正は、すでに、交付決定を受けている県補助金の増額配分に伴う補正予算計上となります。

2ページをご覧ください。

第2条 資本的収入及び支出の補正になります。

令和4年度湯前町水道事業会計予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、科目、第1款、資本的収入1億623万7,000円に、272万6,000円を追加し、1億896万3,000円に。

第4項、国県支出金2,683万5,000円に、同じく、272万6,000円を追加し、2,956万1,000円とし、第1款、資本的支出1億4,533万8,000円に、300万円を追加し、1億4,833万8,000円とし、第1項、建設改良費1億4,310万円に、300万円を追加し、1億4,610万円とするものです。

8ページをお願いします。

令和4年度 湯前町水道事業会計補正予算（第2号）見積の基礎により、御説明いたします。

下の表になります。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2給配水設備改良費、節2工事請負費に、上村・下村地区配水管更新工事に係る費用に、町単独分を含んだ、補正額300万円を計上しております。

これは、先ほど述べました交付決定を受けた補助金に対し、増額配分を受けることになったもので、令和5年度以降に予定しておりました区間の一部を、前倒しして施工することとするものです。

追加区間につきましては、議案説明資料に掲載していますとおり、下村地区の219メートルとなります。

令和4年度で計画しています区間の延長施行となるものです。

上の表になります。

款1資本的収入、項4国県支出金、目1国庫補助金、節1国庫補助金に、先ほど増額しております、工事請負費に対する、生活基盤施設耐震化等交付金増額配分額272万6,000円を計上しました。

以上で、令和4年度 湯前町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 5ページのキャッシュフローについてなんですけども、キャッシュフロー自体では業務プラス、投資マイナス、財務プラスで問題ないんですが、投資活動によるキャッシュフローの有形固定資産の取得による支出が、1億4,610万円となっておりますね、そして業務活動によって得られるキャッシュの増加分が5,919万4,000円、この範囲内に収まっていれば投資などの規模は適正であると言えるんですけども、

投資資金を業務活動から得たキャッシュ以外の資金、借入金などに頼っていることになりすよね、そのへん設備などの投資先行として必要にはなってきますが、業務活動から得られたキャッシュの範囲を超えるケースも当然起こりえることであります。その場合は、将来、その投資から得られるキャッシュの増加分で、借入金などの返済に必要となる、キャッシュが確保できるかどうか、投資の採算性を十分に検討されたのですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） 上水道の、水道の基本計画というのがございまして、その中で、検討しております。

○2番（西 靖邦君） 検討されているのは分かるんですけども、採算性はどうなんですか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午前11時54分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（中園誠二君） 大変失礼しました。お答えさせていただきます。先ほどの質問ですけど、本町におきまして財政収支予測表という資料を作りまして、これが令和17年度までの資料を作っております。その中に収益的収入とか収益的支出、資本的収入とかと一緒に、人口減を見込んだところでの計画表ということで、それにつきましては、キャッシュフローについては、問題なく、赤字を出すことなく事業ができるようになっております。

○2番（西 靖邦君） 設備投資をしたら、いろんな不良品、要は耐用年数が延びるんですよね、その耐用年数が延びるということは、何年間はそのに対して設備投資が要らないということですよ、ということ、その何十年かその耐用年数が延びるから、収入が入ってくる、そういうことですよ。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、それを見込んだ収支の予測表となっております。

○2番（西 靖邦君） 先ほどちょっと分かりにくかったんですけども、耐用年数とか、そのへんを言ってもらったら即座に分かったんですけども。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号、「令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 10 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 11 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 12 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、日程第 11、諮問第 2 号、日程第 12、諮問第 3 号は同様の案件ですので、説明、質疑まで一括して行い、答申は 1 件ずつ行いたいと思います。

町長の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは諮問第 1 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 湯前町 3138 番地 3、氏名 金山 充さん、

生年月日 昭和 26 年 7 月 9 日お生まれでございます。

金山さんは、熊本商科大学短期学部を卒業後、平成 48 年 4 月から法務省矯正局河内少年院勤務を皮切りに平成 22 年 3 月、法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導・矯正教育を通じて社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされております。

このように人格識見ともにすぐれた方ですので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

諮問第 2 号について、提案理由の説明を申しあげます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

住所 湯前町 2285 番地 1 の 3、氏名 土屋千恵子さんでございます。

生年月日 昭和 33 年 1 月 10 日お生まれでございます。

土屋さんは、県立多良木高等学校を卒業後、人吉球磨広域行政組合に採用され、介護福祉士の資格を活かして特別養護老人ホームに 33 年間程勤められました。また、介護保険制度施行後は、ケアマネージャーとして施設への入退所手続きや入所者、ご家族の相談対応に尽力されてこられました。

このように人格識見ともにすぐれた方ですので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

諮問第 3 号について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

住所 湯前町 3673 番地 2、氏名 永瀆みどりさんでございます。

生年月日 昭和 31 年 5 月 25 日お生まれでございます。

永瀆さんは、県立球磨商業高校を卒業後、湯前町役場に入庁され、子育てと仕事を両立させ、役場職員として 40 年勤められ、退職後は各種統計調査の調査員や国勢調査指導員として尽力されています。また、役場職員時代には人権問題に関する研修を受けられ、特に子どもの人権問題に対して関心をお持ちでございます。

このように人格識見ともにすぐれた方ですので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで質疑を終わります。

ここで、答申の意見調整のため、しばらく休憩します。

議員の皆さんは控室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午後 1 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 7 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申した

いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時10分

再開 午後1時21分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第13 同意第2号 湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第13、同意第2号「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。湯前町教育長を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命しようとする者の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

住 所 熊本県球磨郡湯前町 2651 番地 1。

氏 名 中村富人さんでございます。

生年月日 昭和 25 年 10 月 30 日のお生まれでございます。

中村富人教育長を、引き続き任命したいと考えております。

皆様ご存じのこととは思いますが、改めて主な経歴をご説明いたします。

熊本大学教育学部を卒業され、昭和 49 年 4 月から平成 23 年までの間、人吉球磨管内の小中学校の教諭、そして平成 9 年に人吉市教育委員会の指導主事、平成 10 年に熊本県球磨教育事務所の指導主事、平成 14 年に熊本県球磨教育事務所の指導課長、平成 16 年に熊本県天草教育事務所の所長、平成 21 年に人吉市立第一中学校校長を歴任されておられます。

平成 23 年 3 月に定年退職された後は、あさぎり町の教育審議員、教育委員を歴任され、平成 26 年から平成 30 年までの 4 年間、あさぎり町教育長に就任された後、令和元年 7 月から本町の教育長として、教育行政における豊かな経験を如何なく発揮いただいているところでございます。

また、球磨郡町村教育委員会連絡協議会会長、人吉球磨学校教育振興協議会会長、熊本県町村教育長会理事などの役職にも就任されておりまして、正に人吉球磨地域の教育行政界のリーダー的存在であられまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に記されております、「人格が高潔で、教育行政に関し高い識見を有する者」に合致しており適任者と判断しますので、地方行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願います。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 先ほど町長のほうから経歴のご紹介をいただきました。あとよろしければ、令和元年 7 月からの 3 年間の主な実績についてもご紹介いただけないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 就任いただきましてから、まず中学校から小学校関係につきましてのハード事業、それから改善センター関係につきましても整備をいただいたところでございます。併せまして、那須良輔偉人マンガ関係、ソフト事業関係でございますけれども、偉人マンガ関係についてもご対応いただいたところでございました。それからこれは防災関係とも関係がございまして、B&G 財団によりまして令和 3 年度におきます防災拠点施設関係につきましても仲立ちをしていただいているところでございます。それから昨年度尚綱大学と連携いたしまして、ソウルフードでございます骨かじり、こちらも大学関

係との連携を、中に入れていただきまして、ご尽力をいただいたというところがございます。

以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと、例えば、コミュニティスクール等の推進であったり、小中一貫校であったりですね、小学校英語教育の充実であったり、小学校部活動の社会体育への移行、そしてデジタルアーカイブ事業等々にも、おそらく実績があるのかなと思ったんですが、そのへんはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変失礼しました。主な部分だけ申し上げたところでございます。ソフト・ハード事業と共に、識見を持たれているということで、これまで尽力を重ねていただいたということでございますので、私としては一番最適者ということでの再任をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

これから、同意第2号、「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き9人です。

次に、立会人を指名します。立会人に山下議員、吉田議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

それでは、1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。山下議員、吉田議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員に符合しています。

有効投票 9 票。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成多数です。

したがって、同意第 2 号、「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

日程第 14 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 15 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の議案の一覧表のとおり派遣することとし、派遣期間等に変更が生じた場合については議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の議案の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 17 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 17、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 18、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出につい

て」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和4年第4回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時38分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員